

○ 仙台地裁平成23.6.10判決 ()

受刑者である原告が、①A弁護士会人権擁護委員会宛て回答書の通数外発信を不許可としたこと、②B、C宛て信書にA弁護士会人権擁護委員会宛ての回答書等を同封することを不許可としたこと、③養子宛て信書への書面同封発信を許可せず、発信したのが12日後になったことが違法であるとして、損害賠償を請求した事案につき、本判決は、①1月の制限通数を超えて通数外発信を許可するか否かは、刑事施設の長の合理的な範囲の裁量に委ねられているというべきところ、原告が通数外発信をすべき緊急性は特に認められず、翌月分の信書として発信できる状況にあったことからすれば、刑務所長が通数外発信を不許可としたことに、裁量権行使の逸脱・濫用があるとはいえない、②第三者宛ての信書を同封して発信することを認めた場合、通数制限を形骸化させることとなり、法令の趣旨を没却することにもなりかねないから、刑務所長が原告の同封出願を不許可としたことに、裁量権行使の逸脱・濫用があるとはいえない、③原告が同封を希望した書面は、委任状1通、上申書1通(2枚)、子の氏変更届1通及び戸籍謄抄本等交付請求書2通(合計6枚)であったと認められ、いずれも原告自身が作成したものであり、信書に該当すると解されるところ、発信文7枚と併せると合計13枚となり、制限枚数である7枚を超過していたと認められること、刑務所長が、原告に対し、当初の時点では同封発信を許可せず、発信方法等について検討するよう指導し、その後原告から願せんの提出を受けて同封発信を許可したという事情に照らせば、刑務所長に裁量権行使の逸脱・濫用があるとはいえないとして、請求を棄却した。

○ 福岡高裁平成23.8.25判決 ()

受刑者である原告が、熊本刑務所職員の行為を理由とする別件損害賠償請求訴訟につき、その代理人弁護士宛てに同訴訟で提出予定の書証を含む信書の発信を願い出たところ、同刑務所職員から通数

制限の対象として扱う旨告げられて発信を断念させられたのは違法であると主張して、損害賠償を請求した事案につき、本判決は、本件信書の記載内容は近況報告と出所後の身の振り方に関するものにとすぎず、書証として使用される旨言及された部分もないが、原告が同刑務所職員に対して別件訴訟の書証として使用する旨説明していた以上、本件信書は通数制限外信書(同刑務所長指示による「受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し、弁護士(中略)に対して発信する信書」に該当する。)として処理すべきものであり、これを通数制限内信書と判断したのは違法である(信書の記述自体から通数制限外信書であることが一見して明らかでなければ通数制限内信書として処理しても違法ではない旨の被告の主張は失当であり、また、原告が自らの判断で本件信書の発信を取り下げたとは認められない。)とした上で、請求を一部認容した原判決(前掲熊本地裁平成23.3.15判決・判時2138-90)の判断を維持した(減額変更)。

エ 未決拘禁者について

(7) 発受の制限

未決拘禁者については、刑訴法80条、207条1項により法令の範囲内で信書を含めた書類の授受をすることができるところ、旧監獄法下では、その許否は全て所長の裁量によるものとされていた(同法46条1項)。

この点、刑事収容施設法は、未決拘禁者は受刑者と異なり、拘禁の本質から外部交通の自由を否定すべき理由がないことから、その信書発受につき、受刑者の場合とは異なり、(例外なく)相手方を問わずにこれを認め、権利として保障している(法134条)。

ただし、法134条は、「この目、第148条第3項又は次節の規定により禁止される場合を除き」許すと規定しているから、例外として信書発受

が認められない場合として次のような場合がある^{*35}。

- ㉦ 未決拘禁者又は信書発受の相手方が国語に通じず、外国語による信書の内容確認のため翻訳費用を負担させることとしたにもかかわらず、当該費用を負担しない場合(法148条3項)
- ㉧ 未決拘禁者に閉居罰が科されたことにより信書の発受が停止される場合(法152条1項6号)
- ㉨ 接見等を禁止する裁判がされている場合(刑訴法81条、207条1項)

(イ) 信書の検査及び内容による差止め等

旧監獄法下では、未決拘禁者の発受する信書の検査については、受刑者と同様に所長が検閲することとなっていたが(旧監獄法規則130条)、不適当な信書の発受禁止に関する旧監獄法47条は未決拘禁者を対象としていなかった。ただし、未決拘禁者の発受する信書についても、刑訴法81条、207条1項の接見禁止等決定がされた場合に信書の発受が禁止されることはもちろん、旧監獄法46条1項が在監者(未決拘禁者を含む。)の信書の発受自体を所長の裁量に委ねていたことから、信書の内容が監獄の管理運営上発受信を適当としないものについては差止め等ができるとされていた(改訂監獄法353、354ページ)。

この点、刑事収容施設法は、まず検査については、受刑者の場合と異なり、未決拘禁者が発受する信書は、原則として検査を行わせることとしている(法135条1項)。

これは、面会の場合と同様、未決拘禁者については、罪証隠滅の防止を図るという至上の要請があることなどから、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがある意思連絡を防止するために検査を行う必要性が特に大きい

^{*35} これら以外に、①信書の内容に不適切な記述があることを理由としてその発受が認められないこと(法136条、129条)は、後記(イ)のとおりであり、また、②刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限に反する信書の発受も認められないこと(法136条、130条)は、後記(ウ)のとおりである。

からである。

ただ、例外として、①未決拘禁者が弁護士等から「受ける」信書、②未決拘禁者が国又は地方公共団体の機関から「受ける」信書、及び③未決拘禁者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法3条1項の職務を遂行する弁護士から「受ける」信書については、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において検査を行うこととされている(法135条2項)。ただし、③に該当する信書については、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合には、確認するために必要な限度にとどまらず、信書の検査を行うことができることとされている(同項ただし書)。未決拘禁者の場合は、受刑者(法127条2項)や死刑確定者(法140条、127条2項)の場合と異なり、例外として検査の程度が限定されるのは、上記①ないし③のように未決拘禁者が「受ける」信書に限られており、未決拘禁者が「発する」信書については原則どおりの検査をすることとされているが、これも、罪証隠滅の防止を図るためである。

次に信書の内容による差止め等については、受刑者の場合とおおむね同様であるが、法129条1号6項を準用するに当たり「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を「罪証の隠滅の結果」と読み替えることとされている(法136条)。

また、法129条2項を準用するに当たり「第3号まで」を「第3号まで又は第6号」と読み替えることになるので、未決拘禁者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び未決拘禁者が弁護士との間で発受する信書であってその未決拘禁者に係る弁護士法3条1項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、「機関の権限に属する事項」や「職務に属する事項」に係る部分の全部又は一部が法129条1項1号から3号までのいずれかに該当する場合に加え、「発受によって罪証の隠滅の結果

を生ずるおそれがあるとき。」に読み替えられた6号に該当する場合にも、その発受を差し止めたり、その事項に係る部分を削除したり、抹消したりすることができる(法136条)。

(ウ) 信書に関する管理運営上の制限

未決拘禁者の弁護人等以外の者との間の信書の発受については、おおむね受刑者の場合と同様であり、信書の作成要領(規則77条)、信書の発信の申請の日及び時間帯(規則78条)、発信を申請する信書の通数(規則79条)並びに信書の発受の方法(規則80条)について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができるとされている。

ただし、未決拘禁者が発する信書の通数について制限するときは、その通数は、法136条の規定により準用される法130条2項の規定の読み替えにより、受刑者の場合(「1月」に4通を下回ってはならない。)と異なり、「1日」につき1通を下回ってはならないとされている(法136条、130条)。

(エ) 未決拘禁者の信書発受に関する主な裁判例

○ 東京地裁平成16.3.16判決 ()

接見等禁止決定を受けた刑事被告人(未決拘禁者)である原告が、同一封筒在中の現金及び文書の差入れを受け、現金は受領したものの文書及び封筒は上記決定により受領できなかったため、同文書についての同決定の一部解除の職権発動を促す申立てをする際、拘置所長に対し、同文書を同申立書とともに受訴裁判所に送付するよう求めたところ、同所長がこれを許さなかったのは違法であるとして、損害賠償を請求した事案につき、本判決は、接見等禁止決定を受けた被告人は文書等を保管する監獄の長に対して自ら希望する送付先への送付を求める権利を有せず、また、接見等禁止決定につき一部又は全部解除するか否かの判断は、受訴裁判所の専権的判断事項であるから、その一部解除の職権発動を促す申立てがあった場合、解除を求める文書等の内容を確認した上で判断するか否かも専ら受訴裁判所の判断に委ねら

れており、受訴裁判所が当該文書等の内容を確認することなく職権発動しなかったとしても、何ら違法ではないことからすると、拘置所長による措置は原告の防護権を侵害するものではないとして、請求を棄却した。

○ 東京地裁平成16.6.22判決 ()

接見等禁止決定及び接見等禁止一部解除決定を受けた未決拘禁者である原告が、拘置所職員により、独立行政法人宛での発信文書が適切に処理されなかったため、発信が遅れたなどとして、損害賠償を請求した事案につき、本判決は、上記の発信文書の宛先は、個人宛での発信であったと見る余地があり、上記接見等禁止決定及び接見等禁止一部解除決定の趣旨からすると、原告に対して、宛先の是正を求めたり、接見等禁止一部解除の申請をするよう指導したりした職員の措置を不当ということとはできない上、接見等禁止一部解除決定がされた後、その翌日には上記文書を送信したのであるから、不当に発信を遅延させたなどということとはできないとして、請求を棄却した。

○ 前掲大阪高裁平成16.12.17判決 ()

接見等禁止決定を受けた未決拘禁者である原告が、①電報の手配をしたところ、明朝にせよと言われて拒否されたこと、②知事選への立候補手続のため、自己の戸籍謄本の交付願を市役所戸籍係宛てに発信することを願い出たが、不許可とされたこと、③知事選立候補の手続に関し、関係書類の提出等を申し出たが、不許可とされたこと、④弁護士からの信書を交付されなかったことなどが違法であるとして、損害賠償を請求した事案につき、本判決は、①未決勾留者に対し、原則として電報発信の受付時間を制限し、特別な事情のない限りその他の時間における受付をしない扱いも、刑務所(拘置所)の施設管理運営上やむを得ないとした上で、原告が発信を希望していた電報を時間外に受け付けなければならない特別な事情があったとは認め難い、②接見等禁止決定の処分を受けている原告に対し、文書発信を不許可とし

た職員の措置に違法はない、③憲法15条1項が保障する被選挙権は、公職への立候補の準備活動を自ら行う自由を当然に含むものとはいえず、また、原告は勾留の裁判という憲法上許容された法律の定める手続により外出の自由を含む人身自由を制限されており、当該不許可処分は違法はない、④接見等禁止決定の処分を受けている原告に対し、弁護士からの信書を交付しなかった職員の措置に違法はないなどとして、請求を棄却した原判決（大阪地裁堺支部平成16.6.25判決・[]ほか）の判断を維持して控訴を棄却した。

○ 松江地裁平成20.2.4判決（[]）

刑事被告人（未決拘禁者）である原告が、原告宛てに送付された公文書を閲読させずに領置したことが違法であるとして、損害賠償を請求した事案につき、本判決は、公務所から原告宛てに送付された郵便物を、原告に交付することなく領置した刑務所職員らの行為は、旧監獄法48条及び49条に違反しており、公務所から原告に宛てた公文書を領置されることなく交付されて閲読する原告の権利ないし法的に保護された利益を侵害したものと認められるから、国賠法上違法であるとして、請求を一部認容した。

○ 福岡地裁平成23.10.5判決（[]）

未決拘禁者である原告が、①3通の特定記録郵便による発信申請をしたところ、拘置所職員が郵便局で発信書ごとに差出票を作成するよう求めなかったため、差出票の複写となる受領証を一括して1枚しか交付されなかったこと、②訴外A宛ての電報1通の発信申請をしたところ、拘置所職員の過誤により発信が約1か月遅れたこと、③発信が遅れたことについて拘置所がA宛てに発信した謝罪電報の写しを原告に交付しなかったこと、④弁護士宛ての発信書に貼るべき郵便切手を拘置所職員が誤って訴外B宛ての発信書に貼ったことが違法であるとして、損害賠償を請求した事案につき、本判決は、①の行為について、複数の特定記録郵便を発送する申請がされた場合に一括して1枚の受

領証を郵便局から受領し、被收容者に交付したとしても、特定記録郵便の趣旨が失われるものではないから、直ちにこれが違法とされることはない、③の行為について、謝罪電報は拘置所が自らの判断で発信したもので、その写しを原告に交付すべき義務はないから、拘置所が謝罪電報の写しを原告に交付しなかったことに国賠法上の違法性はないとしつつ、②及び④の行為は、拘置所職員の明らかな事務過誤であるから、国賠法上の違法性及び過失の存在が認定できるとして、請求を一部認容した。

オ 死刑確定者について

(7) 信書の発受制限に関する制度の概要

a 発受の制限

旧監獄法においては、死刑確定者についても同法46条1項が適用されたため、その信書の発受は所長の裁量によるものとされていた。

この点、刑事収容施設法は、死刑確定者の信書の発受については、面会の場合と同様、権利的に発受を許す信書と、刑事施設の長の裁量により発受の許否を決する信書とに分けて規定している。

なお、同じく拘禁の本質から原則として外部交通の自由が認められない受刑者の場合には、面会の場合とは異なり信書の発受の場合は原則として相手方を問わずに認められているが（法126条）、死刑確定者の場合は面会の場合と同様に相手方が制限されている。この差異の実質的な理由としては、死刑確定者は死刑という最も重い刑に処せられた者であり、その刑罰に伴う制裁として、刑事施設における処遇上、受刑者よりも自由を制約することも許される（死刑確定者に、相手方の範囲に制限なく自由に信書を発信する権利を保障するようなことは、国民感情としてもこれを許さないものと思われる。）と考えられること、来るべき自己の死を待つという特殊な状況にあり、外部交通によって激しい精神的苦痛に陥ったりすることも十分に想定されることを考慮すれば、親族などの信書の発受を保障するのに加え、精神

的に孤立させることにならないようにも配慮し、交友関係の維持など信書の発受を必要とする事情がある場合に信書の発受を許すことができるとする以上に、外部交通の自由を認めるのは適当ではないと考えられることにあととされている（逐条解説710ページ）。

まず、権利的に発受が許される場合として、①死刑確定者の親族（いわゆる内縁関係にある者も含まれる。）との間で発受する信書、②婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務処理のため発受する信書、及び③発受により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる信書であり、これらの信書については原則として発受させなければならないとされている（法139条1項）。

ただし、法139条1項は、「この目、第148条第3項又は次節の規定により禁止される場合を除き」許すと規定しているから、例外として信書の発受が認められない場合としては、次のような場合がある^{*36}。

⑦ 死刑確定者又は信書発受の相手方が国語に通じず、外国語による信書の内容確認のため翻訳費用を負担させることとしたにもかかわらず、当該費用を負担しない場合（法148条3項）

⑧ 死刑確定者に閉居罰が科せられたことにより信書の発受が停止される場合（法152条1項6号）

刑事施設の長は、あらかじめ、死刑確定者に対し、信書を発受することが予想される者の氏名、生年月日、住所、職業、自己との関係、予想される信書の発受の目的等について、届け出るよう求めることができるほか、届出が真正なものであることを証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる（規則76条）。

^{*36} これら以外に、①信書の内容に不適切な記述があることを理由としてその発受が認められないこと（法141条、129条）は、後記bのとおりであり、また、②刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限に反する信書の発受も認められないこと（法141条、130条）は、後記cのとおりである。

次に、裁量的に信書の発受が許され得る場合として、上記①から③までの信書以外の信書の発受につき、相手方との交友関係の維持その他信書の発受を必要とする事情があり、かつ、その発受により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、信書の発受を許すことができるとされている（法139条2項）。

b 信書の検査及び内容による差止め等

旧監獄法下においては、前記エ(イ)の未決拘禁者の場合と同様、その発受する信書については所長が検閲することとなっており（旧監獄法規則130条）、信書の内容が監獄の管理運営上発受信を適当としなものなどについては差止め等ができるとされていた（旧監獄法46条1項）。

この点につき、刑事収容施設法は、死刑確定者については、他の被収容者に比較し、その心情を把握する必要性は特段に高いといえることから、刑事施設の長は、指名する職員に死刑確定者が発受する全ての信書について検査を行わせなければならないと規定している（法140条）。

なお、①死刑確定者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書、②死刑確定者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書、及び③死刑確定者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法3条1項の職務を遂行する弁護士との間で発受する信書については、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において検査を行うこととされている。ただし、③に該当する信書については、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合には、確認するために必要な限度にとどまらず、信書の検査を行うことができる（法127条2項、140条2項）。

信書の内容による差止め等は、受刑者の場合とおおむね同様である

が、当然のことながら、法129条1項6号の「受刑者の矯正処遇の適切な実施」は死刑確定者には準用されていない（法129条、141条）。

c 信書に関する管理運営上の制限

死刑確定者の信書の作成要領、信書の発信の申請の日及び時間帯、発信を申請する信書の通数並びに死刑確定者の信書の発受の方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができるのも受刑者の場合と同様であるが、信書の通数について制限をするときは、未決拘禁者の場合と同様、「1日」につき1通を下回ってはならないとされている（法130条、141条）。

(4) 死刑確定者の信書発受制限の判断基準

前掲最高裁平成11.2.26判決は、旧監獄法の規定に基づき死刑確定者の信書の発送を不許可とした拘置所長の処分の取消し及び国家賠償が求められた事案において、「死刑確定者の拘禁の趣旨、目的、特質にかんがみれば、監獄法46条1項に基づく死刑確定者の信書の発送の許可は、死刑確定者の心情の安定にも十分配慮して、死刑の執行に至るまでの間、社会から厳重に隔離してその身柄を確保するとともに、拘置所内の規律及び秩序が放置することができない程度に害されることがないようにするために、これを制限することが必要かつ合理的であるか否かを判断して決すべきものであり、具体的場合における右判断は拘置所長の裁量にゆだねられているものと解すべきである。」と判示した。刑事収容施設法下においても、死刑確定者の信書の発受制限の要件該当性の判断に当たっては、同判決が示した上記基準が妥当するものと解される。

(4) 死刑確定者の信書発受に関する主な裁判例

○ 名古屋地裁平成20.12.16判決（[redacted]）

死刑確定者である原告が、①養子縁組により原告の養親となったA及びB並びにその実子であるC及びDとの外部交通の許可を求めたところこれを拒否されたこと、②B宛てに発信する信書の一部を記載不許可とされたことが違法であるとして、損害賠償を請求した事案につ

き、本判決は、①については、これは具体的な外部交通を不許可としたのではなく、AないしDとの外部交通をあらかじめ包括的に許可することは認められないとしたものにすぎないから、この違法を理由とする請求は理由がないとし、②については、原告は死刑判決確定前から多数の支援団体等に養子縁組ないし獄中結婚の募集等を行った上で、Aとは面識なく、Bとも信書のやり取りから僅か4か月後に養子縁組に至り、弁護士から「工作」との指摘を受けると離縁を申し出る旨返信するなど、本件養子縁組の目的は、専ら死刑確定後の原告の外部交通を得るとともに、A及びBの死刑廃止活動に役立てるためであったと認められ、また、法139条1項が親族との信書発受を権利として認めているのは、家族その他近親者との関係を維持することが人間としての自然の情に基づくものである点にあるところ、本件養子縁組の場合は死刑確定者の外部交通に関する各種規制をせん脱するためといわざるを得ず、原告とBとの信書発受が同項により当然に認められるとはいえない上、本件信書の一部記載不許可とした部分は、拘置所での処遇に対する不満等であり、これをBに対して発信する必要は認められず、他方で、これを発信させるとA及びBの死刑制度廃止論者としての活動に利用され、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれも認められるから、この一部不許可措置に裁量権の逸脱又は濫用はないとして、請求を棄却した。

○ 名古屋高裁平成22.12.2判決（[redacted]）

死刑確定者である原告が、外部交通許可申請を不許可としたことが違法であるなどとして、損害賠償を請求した事案につき、本判決は、原判決（名古屋地裁平成22.6.11判決・[redacted]）を引用しつつ、法32条は、死刑確定者の処遇の原則として、「死刑確定者の処遇に当たっては、その者が心情の安定を得られるようにすることに留意するものとする。」と定め、法120条1項及び139条1項は、面会の相手方並びに信書の発受の相手方及び信書を限定し、120条2項又

は139条2項は、それ以外の相手方及び信書については、交友関係の維持その他面会又は信書の発受を必要とする事情があり、かつ、これにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがないと認める場合に刑事施設の長が例外的に許容することができることを定めており、平成19.5.30矯成第3350号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」は、死刑確定者の面会及び信書の発受に関し、①法120条1項2号に掲げる者につき、面会の目的が死刑確定者の用務の処理であり、面会に係る死刑確定者の用務が重大な利害に関わるものであり、死刑確定者の用務の処理のため、その者が面会することが必要であること、②同項3号に掲げる者につき、死刑確定者の心情の安定に資すると認められる助言、講話等を行う宗教家が該当するものと考えられること、③法120条2項又は法139条2項の規定により面会又は信書の発受を許すことができる場合の判断に当たっては、個別具体的な事案ごとに、面会又は信書の発受の目的、相手方の身上、死刑確定者と相手方との関係、死刑確定者の心情に与える影響等を考慮し、その許否を決するものとすることを定めているところ、原告が外部交通許可申請を行った相手のA及びBが、面会により原告の心情の安定に資すると認められる者とはいえないし、同人らとの交友関係の維持その他面会又は信書の発受を必要とする事情があるともいえず、面会又は信書の発受により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認められるともいえないから、本件における拘置所長の原告に対する外部交通許可申請に対する不許可措置に裁量権の逸脱又は濫用は認められないとして、請求を棄却した原判決の判断を維持して控訴を棄却した。

○ 名古屋地裁平成24.6.14判決（[REDACTED]・確定）

死刑確定者である原告が、①教誨師である訴外A宛ての旧約聖書に関する書籍2冊の交付（宅下げ）申請が不許可とされたこと、②A宛ての信書（聖書の解釈について原告の見解及び次回教誨時における要

望を内容とするもの）の発信が不許可とされたことなどが違法であると主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、①について、本件書籍の交付申請が認められたとしても、経験豊かな教誨師であるAが原告に親密な感情を抱いてその便宜を図るような状況に陥ったり、精神的な負担を感じて教誨師を辞すような事態となるとは考え難く、これにより他の被収容者との公平を害したり、原告がAへの保管私物等の交付申請を繰り返すような事態を招くとは想定し難いため、本件書籍のAへの交付は刑事収容施設法50条1号所定の「刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき」に該当せず、②について、原告が約15年間にわたってAの教誨を受け宗教上の交流が重ねられてきたこと、本件信書は、キリスト教に関する記述を内容とし、宗教上の教誨に関わるものであり、原告がAを頼りにし、A宛ての文書をしたためることによって精神的な安定を得ていることがうかがわれることからすると、同法139条1項3号所定の「発受により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる信書」に該当し、他方で、同法141条の準用する129条1項3号所定の「発受によって刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき」には該当しないから、いずれの不許可処分も違法であり、刑務所長には職務上の法的義務に違背した国賠法上の違法があるとして原告の請求を一部認容した。

6 懲罰（法150条ないし156条関係）

(1) 意義・種類

ア 懲罰とは、「刑事施設の規律及び秩序を維持するため、これを害する行為をした被収容者に対して、制裁として一定の不利益を科することにより、その被収容者及び他の被収容者による規律及び秩序に違反する行為の発生を防止しようとする懲戒罰」である（逐条解説764ページ）。

イ 懲罰の種類としては、旧監獄法下では、①「叱責」、②「賞遇の3月以内の停止」、③「賞遇の廃止」、④「文書、図画閲覧の3月以内の禁止」、⑤「請願作業の10日以内の停止」、⑥「自弁に係る衣類臥具着用の15日以内の停止」、⑦「糧食自弁の15日以内の停止」、⑧「運動の5日以内の停止」、⑨「作業賞与金計算高の一部又は全部減削」、⑩「7日以内の減食」、⑪「2月以内の軽屏禁」（^{へいきん}「屏禁」とは、「受罰者を罰室内に昼夜屏居せしめ情状に因り就業せしめざることを得重屏禁に在ては仍ほ罰室を暗くし臥具を禁す」とされている処分。同法60条2項）、⑫「7日以内の重屏禁」の12種類が定められており（同条1項1号ないし12号）、これらは併科することが可能とされていた（同条3項）。

ただし、戦後においては、人道上問題があるとして、上記⑫の重屏禁が科されることはなくなったようであり、最も重い懲罰は、軽屏禁と文書図画閲覧禁止の併科とされていた。

ウ 刑事収容施設法下では、「賞遇」が廃止されたことや人道上の問題から、旧監獄法下の懲罰のうち上記②、③、⑧、⑩及び⑫が廃止された。そして、懲罰の内容は被収容者の類型ごとに異なることとされ、「受刑者」については、①「戒告」、②「第93条（引用者注：禁固受刑者又は拘留受刑者に対して許された作業）の規定による作業の10日以内の停止」、③「第41条第1項の規定による自弁の物品の使用又は摂取の一部又は全部の15日以内の停止」、④「書籍等（被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものを除く。（引用者注：以下同じ。）」の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止」、⑤「報奨金

計算額の3分の1以内の削減」、⑥「30日以内（懲罰を科する時に20歳以上の者について、特に情状が重い場合には、60日以内）の閉居」（以下「閉居罰」という。）と定められ（法151条1項1号ないし6号。②ないし⑤の場合は2種類以上の併科が、⑥の場合は⑤との併科が、それぞれ可能。同条2項）、「受刑者」以外については、①「戒告」、②「第41条第2項の規定による自弁の物品の使用又は摂取の一部又は全部の15日以内の停止」、③「書籍等の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止」、④「閉居罰」と定められている（法151条3項1号ないし4号。②と③の併科は可能。同条4項）。

(2) 懲罰に関する法令等の規制

ア 旧監獄法

旧監獄法においては、懲罰の要件としては、「在監者紀律ニ違ヒタルトキハ懲罰ニ処ス」（同法59条）との簡単な規定しかなかった。

また、その手続は、旧監獄法規則において、「懲罰ノ言渡ハ所長之ヲ為ス可シ」（同規則159条）、「懲罰ノ言渡ノ後直ニ之ヲ執行ス可シ」（同規則160条1項）及び「戸外運動ノ停止、減食又ハ屏禁ニ処セラレタル者ニ付テハ監獄ノ医師ヲシテ本人ヲ診断セシメ其健康ニ害ナシト認メタルトキニ非サレハ懲罰ヲ執行スルコトヲ得ス」（同条2項）と定められているのみであった。

さらに、不服申立ての方法としても、一般の司法救済のほかは、情願の制度（旧監獄法7条）と所長面接の制度（旧監獄法規則9条1項）が設けられていたが、これらの制度は行政救済の法的制度としては必ずしも十分なものではなかったとされている（逐条解説805ページ参照）。

イ 刑事収容施設法

刑事収容施設法は、被収容者の人権保障の観点から、被収容者にとって重大な不利益となる懲罰を科し得る要件をできる限り具体化・明確化する必要があるとの観点から、法150条1項で「刑事施設の長は、被収容者が、遵守事項若しくは第96条第4項（第106条第2項において準用する

場合を含む。)に規定する特別遵守事項を遵守せず、又は第74条第3項の規定に基づき刑事施設の職員が行った指示に従わなかった場合には、その被収容者に懲罰を科することができる。」と規定して、懲罰の要件を具体的かつ明確に定めている。また、法150条2項は、「懲罰を科するに当たっては、懲罰を科せられるべき行為（以下この節において「反則行為」という。）をした被収容者の年齢、心身の状態及び行状、反則行為の性質、軽重、動機及び刑事施設の運営に及ぼした影響、反則行為後におけるその被収容者の態度、受刑者にあつては懲罰がその者の改善更生に及ぼす影響その他の事情を考慮しなければならない。」と規定して、懲罰を科するに当たっての考慮事項（被収容者の主観的事情、反則行為の客観的事情）を定め、同条3項は、「懲罰は、反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはならない。」と規定して、いわゆる比例原則を定めている。

刑事施設の長は、被収容者に対し、その刑事施設における収容の開始等に当たり、「懲罰に関する事項」を告知しなければならない（法33条1項8号）。具体的に懲罰を行う際の手続としては、まず、刑事施設の長は、被収容者に懲罰を科そうとする場合には、法務省令で定めるところにより、その聴取をする3人以上の職員を指名した上、その被収容者に対し、弁解の機会を与えなければならず、この場合においては、その被収容者に対し、あらかじめ、書面で、弁解をすべき日時又は期限及び懲罰の原因となる事実の要旨を通知するとともに、被収容者を補佐すべき者を刑事施設の職員のうちから指名しなければならない（法155条1項）。そして、その指名を受けた職員は、懲罰を科することの適否及び科すべき懲罰の内容について協議し、これらの事項についての意見及び被収容者の弁解の内容を記載した報告書を刑事施設の長に提出しなければならない（同条2項）。そして、刑事施設の長は、懲罰を科するときは、被収容者に対し、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を告知した上、直ちにその執行をするものとし（ただし、反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その執行を延期し、又はその全部若

しくは一部の執行を免除することができる。）、閉居罰の執行に当たっては、その被収容者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない（法156条1項2項）。

懲罰を受けた被収容者は、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区長に対して審査の申請をすることができるとされるなど（法157条1項）、不服申立ての制度も設けられている。

(3) 懲罰に関する違法性の判断枠組み等



また、受刑者処遇法及び刑事収容施設法においては、懲罰の要件につき、「遵守事項」若しくは「特別遵守事項」を遵守せず、又は、法74条3項に基づく職員の指示に従わなかった場合と明確に定めた上で、当該被収容者の主観的事情及び反則行為の客観的事情等を考慮して、「反則行為を抑制するのに必要な限度」でその量定をしなければならないことを明確に定めているが、



(4) 主な判例・裁判例

○ 前掲最高裁平成10.4.24第二小法廷判決（判時1640-123）

受刑者である原告が、旧監獄法が懲罰の要件について具体的な定めをしておらず、遵守事項違反を理由として懲罰を科することは、憲法31条の適正手続の保障に反して違憲、違法である旨主張したのに対し、本判決は、旧監獄法が懲罰の対象となる違反行為の内容を定めていないことが憲法31条に違反しないことは、最高裁平成4.7.1大法廷判決・民集46-5-437の趣旨に徴して明らかである（最高裁平成5.9.10第二小法廷判決・裁判集民事169-689参照）旨判示した。

○ 前掲東京地裁平成14.6.28判決（判時1809-46・確定）

受刑者である原告が、3回にわたる軽屏禁（文書図画閲覧禁止併科）の懲罰が違法であるなどと主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、旧監獄法59条が具体的な懲罰の要件を規定していないことや、法令上科罰手続に関する具体的な規定がないことが直ちに違憲、違法とはいえず、国連最低基準規則30条や市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）7条に違反するともいえず、いずれの懲罰についても、懲罰事由が認められる上、どのような懲罰を科すかの判断は刑務所長の権限に委ねられており、本件各懲罰につきその裁量権の逸脱又は濫用は認められないとして、懲罰の違法を原因とした損害賠償請求は理由がないと判示した。

○ 名古屋地裁平成16.8.26判決（判時1890-91）

未決拘禁者である原告が、5回の懲罰等につき、懲戒事由の有無、市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）違反などを主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、旧監獄法59条により刑務所長には裁量があり、懲罰事由に関する事実認定、規律違反該当性、当該違反行為と懲罰との均衡等につき、合理的根拠を欠き又は著しく妥当性を欠く場合には裁量権の逸脱又は濫用として違法となること、いずれの懲罰について

も裁量権の逸脱又は濫用は認められないとして、請求を棄却した。

○ 名古屋高裁金沢支部平成16.8.30判決（D1-Law.com登載・判例秘書登載・裁判所HP登載・平成15年（ワ）第11号、・確定）

受刑者である原告が、実弟宛てに発出した信書に職員への暴行等を記載したことが誹謗中傷の虚偽記載に該当するとして懲罰（軽屏禁20日及び文書図画閲覧禁止併科）を科されたことなどから、懲罰事由の不存在等を理由として損害賠償を請求した事案につき、本判決は、原判決（金沢地裁平成14.12.9判決・判時1813-117）とは異なつて刑務所長の裁量には触れないまま、本件記載が虚偽とまでは断じ難いこと、旧監獄法46条2項、47条1項により親族との信書の発受は原則として認められており、明らかな虚偽でない限りは発信の自由が尊重されるべきであること、実際に本件信書は職員名のみ抹消された上で発信が許可されているのにこれを理由に懲罰を科するのは一貫した措置とはいえないこと、軽屏禁（文書図画閲覧禁止併科）が被執行者に与える精神的苦痛の大きさ等を考えると、本件懲罰は違法であり、過失も認められるとして、請求を一部認容した原判決の判断を維持した（減額変更）。

○ 神戸地裁平成16.10.18判決（）

受刑者である原告が、監視カメラ付き独居房に拘禁したことがプライバシー侵害等に該当して違法であるなどと主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、「懲罰事犯ニ付キ取調中ノ者ハ之ヲ独居拘禁ニ付」するとの旧監獄法規則158条及び「監獄官吏ハ毎日数次独居拘禁ニ付セラレタル在監者ヲ巡視ス可シ」との同規則28条を根拠に、当時の神戸刑務所の過剰収容の実態からして巡視が物理的に不可能であったため独居房に監視カメラを設置したことや、他の受刑者と殴り合うなどした原告の行動を随時監視する必要性があったことなどをも考慮し、プライバシーの違法な侵害には該当しないとして、請求を棄却した。

○ 岡山地裁平成16.11.11判決（・確定）

受刑者である原告が、作業中の事故に関して安全作業義務違反として懲

罰（軽屏禁10日及び文書図画閲覧禁止併科）を科された措置が違法であるなどと主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、旧監獄法59条により、どのような懲罰を科すべきかは刑務所長の裁量に委ねられており、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に違法となるところ、本件事故発生における原告の落ち度の大きさや、安全作業義務違反の重大性等を考慮すると、同措置が著しく妥当性を欠いたものとはいえないとして、この点の違法性を認めなかった。

○ 東京地裁平成16.11.12判決（ ）・確定）

受刑者である原告が、軽屏禁により足の痛みと腫れが生じ肉体的・精神的苦痛を被ったなどと主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、懲罰の目的に照らし必要かつ合理的な限度を超える苦痛を与えたものとはいえないこと、執行前後における医師の健康診断及び准看護師による定期巡回を実施し、受罰者の願い出によって医師の診察を受け付けていること等から、本件懲罰に違法性は認められないとして請求を棄却した。

○ 福岡地裁平成17.1.27判決（ ）

未決拘禁者である原告が、虚偽の懲罰原因（職員に対する粗暴な言動）を作出し、かつ、違法な手続により、原告に過酷な懲罰（軽屏禁及び文書図画閲覧禁止併科各10日）を科したとして、損害賠償を請求した事案につき、本判決は、証拠によれば懲罰原因は認められ、その原因事実や過去の懲罰歴等からすれば本件懲罰は過酷なものとはいえず、手続としても本件容疑事実が告知され、弁解の機会も与えられていたから違法性はないとして、請求を棄却した。

○ 前掲金沢地裁平成17.6.6判決（ ）・確定）

受刑者である原告が、在監中の複数の懲罰等について、これらが違法であるとして損害賠償を請求した事案につき、本判決は、旧監獄法による懲罰は憲法31条に違反せず、また、懲罰原因事実は認められ、懲罰の内容も刑務所長の裁量を逸脱しているとまではいえないとして、この点の違法性を認めなかった。

○ 名古屋地裁岡崎支部平成18.7.27判決（ ）

受刑者である原告が、在監中の複数の懲罰等について、これらが違法であるとして損害賠償を請求した事案につき、本判決は、旧監獄法59条により、懲罰処分の前提となる事実認定及び同処分の相当性に関する刑務所長の判断が合理的な根拠を欠くか著しく妥当性を欠くとして裁量権の逸脱又は濫用となる場合のみ違法となるところ、本件各懲罰処分の事実認定及び処分の相当性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用はないとして、請求を棄却した。

○ 前掲広島高裁平成19.2.14判決（ ）・確定）

受刑者である原告が、職員に対する暴言を理由に懲罰（軽屏禁10日及び文書図画閲覧禁止併科）とされたことにつき、手続の違法、懲罰理由の不存在、相当性の欠如等を理由に違法であるなどとして損害賠償を請求した事案につき、本判決は、旧監獄法59条により、科罰基準の定め、手続、個別の懲罰の内容等につき刑務所長の裁量に委ねられているとした上、本件懲罰については、手続の違法性はなく、懲罰内容の相当性につき裁量権の逸脱又は濫用はないとして、懲罰の違法を原因とした損害賠償請求は理由がないと判示した原判決（広島地裁平成16.6.29判決・判時1890-113・訟月51-8-2015）の判断を維持して控訴を棄却した。

○ 名古屋高裁平成21.6.25判決（ ）

受刑者である原告が、職員に対する言動が「脅迫」に該当するとして懲罰（他の反則行為と併せて閉居60日）を科されたことなどから、懲罰事由の不存在等を理由として損害賠償を請求した事案につき、原判決（名古屋地裁平成20.9.19判決・判例秘書登載・ ）ほか）は、原告の言動は「脅迫」には該当しないから、本件懲罰は違法であるとして1万円の限度で請求を認めたものの、本判決は、原告の言動は受刑者遵守事項にいう「困惑させる言動」に当たり、同遵守事項上、「脅迫」と同一の条項であることから、本件懲罰は適用する同遵守事項の条項（文言）を誤ったとはいえ、刑務所長の裁量権を逸脱して違法とは認められないとして、

原判決を取り消して請求を棄却した。

○ 東京高裁平成21.7.1判決 ()

受刑者である原告が、懲罰（閉居罰10日）に対する審査の申請をしたが、その7日後に懲罰が終了したことを理由として却下したことが違法であるとして損害賠償を請求した事案につき、原判決（さいたま地裁平成21.1.14判決・ ）は、懲罰終了までに裁決をしなかった不作為が違法であるとして請求を一部認容したものの、本判決は、不服審査事務を担当する職員の配置が違法に過少であったとは認められず、また、矯正管区長は、審査の申請がされたときは速やかに裁決するよう努めるべきであるが、裁決までには事務上の手続を含め相応の期間を要し、同申請により当然に懲罰の執行は停止されないから、その執行期間内に裁決しなかったからといって直ちにその不作為を違法とはいえないところ、本件においては、執行停止はしないとの判断がされたこと（この判断が明白に違法とはうかがえない。）、通常の事務処理方法によるのでは執行期間内に裁決書を送付するのは困難であったこと、担当事務官において当該申請に理由がないと判断し、他の案件に優先して処理すべき特別の事情がなかったことからすれば、矯正管区長及びその配下職員が職務上通常尽くすべき注意義務に違反したとは認められないとして、原判決を取り消して請求を棄却した。

○ 大阪地裁平成22.10.28判決 ()

受刑者である原告が、反則行為を理由に懲罰を科するには、平成19.5.30矯成訓第3351号法務大臣訓令「被収容者の懲罰に関する訓令」6条により反則行為者の供述調書を作成しなければならないところ、本件懲罰に際して供述調書を作成していないのが違法であるとして損害賠償を請求した事案につき、本判決は、法150条1項の考慮事情は例示列举であり、その全てを明らかにすることまで要求しているものではなく、同訓令6条1項にいう「供述調書」も法154条1項に規定する事項を確認するに足る資料の例示にすぎないし、そもそも反則容疑者に対して弁解の機会が要求され

ているのは懲罰審査会においてであり（法155条1項前段、同訓令9条4項）、調査段階でその機会を与えることは必ずしも要求されていないから、調査担当者に供述調書の作成が義務づけられていたとは解し難く、さらに、「供述調書」以外の資料から上記事項を確認できない場合には例外的に「供述調書」の作成が義務づけられていると解する余地もあるが、本件ではそのような場合にも該当しないから、供述調書を作成しないまま調査を終了した行為及びその作成を命じないまま懲罰審査会に付する決定をした行為はいずれも適法であるとして、請求を棄却した。

○ 名古屋地裁平成22.11.30判決 ()

受刑者である原告が、反則行為の一部につき調査に付す旨の告知がなかったこと等により当該懲罰は違法であるとして損害賠償を請求した事案につき、本判決は、確かに反則行為のうちそそのかし行為につき告知はなかったが、当該行為は原告の不正使用等と密接に関連した行為であり、後者につき告知があればこれに伴う前者についても調査されるであろうことは十分予想できていたと考えられること、その後の懲罰審査会やその通知においてはそそのかし行為も容疑事実に含まれて告知され、原告もこれに反論していたこと、その際原告からそそのかし行為につき告知がない旨の異議は出されていないこと、結局、上記不告知については本件審査申請により発覚し、懲罰の執行は一旦停止され、原告に対し再度当該行為について反論の機会が与えられたことにより一応治癒されたといえることからすれば、懲罰手続が本件懲罰を裁量権の濫用として違法とする程度とは認められないなどとして、請求を棄却した。

○ 岡山地裁平成23.9.29判決 ()

受刑者である原告が、集団形成の事実がないのに調査隔離の上懲罰（閉居罰）を科したこと等は違法であるとして損害賠償を請求した事案につき、本判決は、他の受刑者らの供述調書等によれば懲罰事由が認定できる上、反則行為に対していかなる懲罰を科すかは刑事施設の長の裁量に委ねられ、当該懲罰決定時を基準として裁量権の逸脱又は濫用が認められる場合

に限り違法となるところ、本件懲罰の内容は認定された反則行為の内容や事後の原告の態度等に照らし裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められないなどとして、請求を棄却した。

○ 熊本地裁平成23.11.9判決 ()

受刑者である原告が、4回にわたり不当な閉居罰を受けたとして損害賠償を請求した事案につき、本判決は、法73条1項、74条2項1号、2号及び10号等に照らすと、法は、刑事施設の規律及び秩序を適正に維持するために具体的にどのような遵守事項を定めるか、これに違反した場合どのような懲罰を科するか等を、刑事施設の長の専門的、技術的判断に基づく合理的な裁量に委ねたものと解され、事実認定及び当該行為が遵守事項違反に該当するとの判断や、当該違反行為と懲罰との均衡等の点において、合理的根拠を欠き、又は著しく妥当性を欠く場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となるところ、本件各懲罰には裁量権の逸脱等は認められないとして、請求を棄却した。

○ 大阪高裁平成23.11.11判決 ()

受刑者である原告が、他の被収容者に対する暴行を理由に懲罰を科せられたこと及びその執行に際して医師の診察を受けさせなかったこと等が違法であるとして損害賠償を請求した事案につき、本判決は、法156条2項は、閉居罰の執行に当たり医師の診察まで求めているとは解されず、大阪刑務所では週2回准看護師が巡回することによって受刑者の心身の状況を把握していたことや、本件懲罰執行開始の際に原告の体調に何らかの異常が生じていたとは認められないことからすれば、医師や看護師等による診察が行われなかったことをもって違法とはいえないなどとして、請求を棄却した原判決（大阪地裁平成23.5.13判決・ ）の判断を維持して控訴を棄却した。

○ 東京地裁平成23.11.30判決 ()

受刑者である原告が、原告の訴える前立腺肥大症の症状につき、これが詐病であり、正当な理由のない就業拒否であると認定して懲罰を科したこ

と等が違法であるとして損害賠償を請求した事案につき、本判決は、原告の当該症状が原告の主張するような末期（第3病期）にあったとは認められない上、その前に原告自身が投薬のみで済まない等の願せんを出し、工場での作業にも従事していたことが推認され、これが急激に変化したことをうかがわせる証拠もなく、本件懲罰の執行に当たり、医師からその執行に差し支えない旨の意見が出されていたことなどから、府中刑務所長が反則行為を認定し、本件懲罰を科したことに付き、裁量権の逸脱又は濫用は認め難いとして、請求を棄却した。

○ 神戸地裁平成23.12.7判決 ()

受刑者である原告が、単独室内において指定された作業を怠った事実はないのに怠業を理由として懲罰（閉居5日間）を科したことが違法であるなどとして損害賠償を請求した事案につき、本判決は、監視カメラの状況を録画したDVD映像を連続写真にしたものによれば、原告が弁解するようになり、股の上で作業していたとが、頭痛等を担当職員に訴えたなどの事実は認められず、正当な理由なく指定された作業を怠ったとの判断に国賠法上の違法はなく、また、怠業はその性質上時間の長短にかかわらず懲役刑の本質的目的に反する上、原告には反省の態度がみられず、他の事例（平成20年度、21年度の全国の矯正施設における怠業に対する閉居罰の割合は約90%等）をも考慮すると、本件反則行為が約2分と比較的短いからといって、本件懲罰につき裁量権の逸脱又は濫用はないなどとして、請求を棄却した。

○ 東京地裁平成23.12.14判決 ()

未決拘禁者であった原告が、ねつ造した反則行為に基づき懲罰（閉居罰7日）を科したことや、これに対する審査申請を棄却する管区長裁決及び再審査申請を棄却する大臣裁決が違法であるとして損害賠償を請求した事案につき、本判決は、反則行為の認定につき違法はないとした上、大臣裁決が遅延したことを違法と主張する点については、法162条3項で準用される161条1項は90日以内に裁決をすることを努力義務として課したにと

どまり、90日以内に裁決を受ける権利を認めたものではなく、また、不服申立て件数は全体として増加傾向にあることや、本件再審査申請につき他の案件よりも優先して処理すべき事情も認め難いことなどからすれば、申請の約9か月後に大臣裁決がされたことをもって国賠法上違法とはいえないなどとして、請求を棄却した。

○ 名古屋地裁平成24.1.19判決 ([REDACTED])

未決拘禁者であった原告が、懲罰並びにこれに対する申請を却下又は棄却した管区長裁決及び大臣裁決が違法であるとして損害賠償を請求した事案につき、本判決は、反則行為の認定に違法はなく、原告は懲罰審査会へ出頭して弁解をすることができたのに自らこれを拒否し、また、補佐人による弁解録取書の提出を含めて弁解の機会は十分に付与されていたから、本件懲罰に手続違反があったとは認められない上、管区長裁決(棄却)には、本件懲罰の合理性の判断等必要な理由が記載されており実質的な審査がされていないとは認められないし、大臣裁決(却下)がされた時点では本件懲罰が終了していたから法律上の利益を有していないとした判断は適法であり、再審査申請から却下裁決まで173日間を要したとしても違法とはいえないとして、請求を棄却した。

7 刑事施設内の事故(自殺を含む。)・職員による暴行等

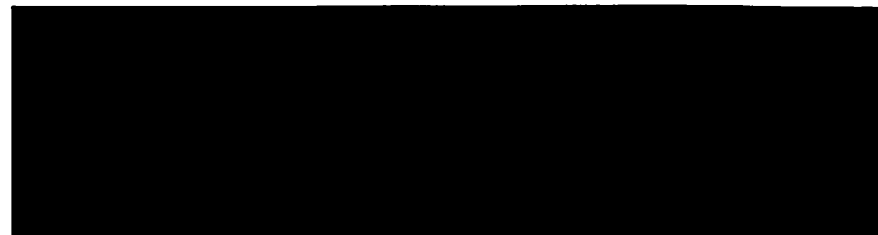
本項目で取り上げる類型は、他の被収容者からの暴行による被害、被収容者の自殺、被収容者自身あるいは他の被収容者の不注意による受傷などであり、この場合、刑事施設がこのような暴行や自殺、事故を防ぐための適切な措置を講じなかったとして国賠訴訟を提起されることがある。

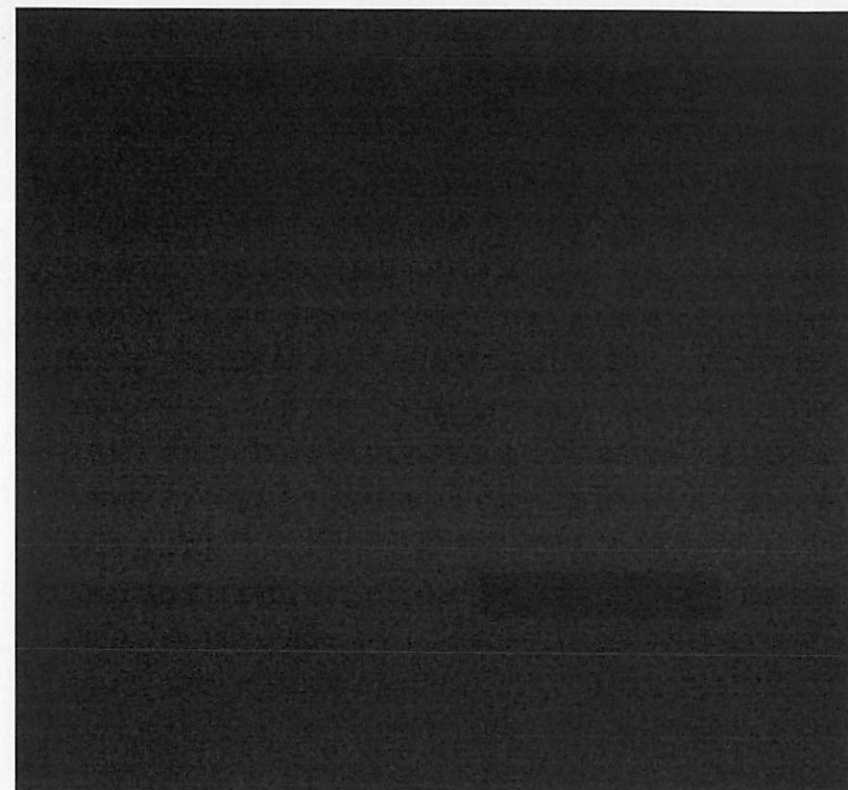
以下、(1)他の被収容者による暴行事案、(2)自殺事案、(3)事故事案、(4)職員による有形力行使等事案に分けて論ずる。



(1) 他の被収容者による暴行事案

ア 一般的事項





イ 主な判例・裁判例

○ 最高裁昭和47.5.25第一小法廷判決（民集26-4-780，訟月18-12-1807）

少年院に収容されたAの両親である原告らが、朝の点呼直後その寮舎内においてAが他の少年から暴行（私刑）を受けて死亡したことから、職員の監督指導義務の懈怠が原因であると主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、少年院法1条、少年院処遇規則1条や、少年院収容が強制力を用いて少年の身柄を院内に抑留して行うものであることからすれば、収容された少年の生命、身体の安全を確保することについては、国及び少年院職員は万全の意を用うべきで、少年院職員は、少年間において行われる私刑を防止すべく特に注意を怠ってはならないとした上で、本件暴行は、点呼直後の教官の事務引継ぎ及び他の教官による

寮内各室巡回中に行われたものであり、暴行現場は、事務引継ぎのされていた寮監室と極めて近接していた等の事実関係に照らせば、教官には、本件暴行の発生を防止すべき注意義務を尽くさなかった過失があるとして、国に対する請求を一部認容した原判決（東京高裁昭和46.3.22判決・民集26-4-799）の判断を是認し、上告を棄却した。

○ 福岡高裁平成20.8.28判決（[redacted]・確定）

受刑者である原告が、屋外運動中、他の受刑者（加害受刑者）から、ソフトボールの練習のために用意された金属バットで顔面を殴打され、視力低下等の損害を被ったこと（本件事故）について、①刑務所職員が、受刑者同士の暴行が起こらないよう受刑者の動向を十分に監視し、必要に応じて制圧するなどの注意義務を怠ったこと、②刑務所長が必要な刑務官を配置する義務を怠り、法務大臣が刑務官を増員するなどの対策を執る義務を怠ったことなどを主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、原判決（熊本地裁平成19.4.27判決・[redacted]）を引用しつつ、要旨、以下のとおり判示して、請求を棄却した原判決の判断を維持して控訴を棄却した。

①について、「刑務官は、受刑者が刑務所内に設置する場所、設備もしくは器具等を使用する場合において、受刑者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき注意義務を負っている」とした上で、刑務所職員はもちろん、その他の受刑者らも本件事故発生を予見させるような加害受刑者の言動や、原告及び加害受刑者間のトラブルを全く認識していなかったから、本件事故は、加害受刑者及び加害意図を事前に打ち明けられていた受刑者1名を除く受刑者、刑務所職員らの誰もが予期し得なかったこと、加害受刑者が金属バットを持って歩き出した地点から加害行為地点まで10メートルで、刑務官の位置から加害行為地点までは8.7メートルで、途中に雲ていがあったことなどの刑務官の戒護・観察状況及びその位置、原告及び加害受刑者の位置、その距離関係、加害受刑者の行動等を考慮すると、刑務所職員において、加害受刑者の行動を

予見した上で、これを制止し、本件事故を回避することは不可能であったこと、刑務所職員において、加害受刑者の動静に特段の注意を払うべきであったとも認められず、他方、本件事故は、当日の原告の言動が大きく作用していることが明らかであって、その意味では多分に偶発的な出来事であることなどからすれば、加害受刑者の挙動から、本件事故発生の危険な兆候を察知できたはず、あるいは察知すべきであったとはいえず、刑務官において、本件事故発生を予見することのみならず、その発生を回避することもできなかったのであるから、上記注意義務の違反を認めることはできない。

②について、「定員、予算、人材確保の方策、要員の教育養成の必要性などの重要な諸問題があり、優れて政治的・政策的な判断が求められることであるし、しかも、仮に要員を増配置していたとしても、本件事故のような突発的で、かつ計画的な不祥事の発生を確実に防止する保証はない」から、本件事故発生との関係において、刑務所長や法務大臣に刑務官の要員確保や増員についての注意義務違反があるとはいえない。

○ 東京地裁立川支部平成23.1.11判決（ ）・控訴状却下により確定）

受刑者である原告が、刑務所職員から倉庫に監禁された上、原告に暴行を加えるおそれのある受刑者をも同倉庫に入らせ、原告に暴行をさせる違法行為を行った旨主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、まず、刑務作業中、原告と受刑者Aとの間にいさかいが生じたため、刑務官は、Aや他の受刑者による原告への暴力事犯が起きるおそれがあると考えて、原告を他の受刑者から引き離すため、原告に倉庫で待機するように指示し、当初は倉庫の鍵を施錠したものの、Aを連行した後は施錠をしていなかったところ、受刑者Bが倉庫内に入って原告に暴行を加えたとの事実を認定した上で、既に原告に対して危害を加えるおそれが最も高かったAが連行されており、原告に食事を摂らせたときの他の受刑者らの状況などからして、事態が鎮静化に向かっていると判断したこ

とからすれば、倉庫に施錠をしなかったことに職務上の法的義務違反は認められず、また、Bは刑務所内における行状に特に問題がなく、具体的にBによる突然の犯行をうかがわせる状況までは認識していなかったこと、Bの暴行が、原告と他の受刑者との間を行き来する僅かな時間の間に、突発的、偶発的に行われたものであることなどの事情によれば、Bによる原告に対する暴力事犯が発生する具体的かつ客観的なおそれがあったとは認められず、刑務官が、これを予見し、防止するために更なる措置を講じるべき義務を負っていたとは解されないから、注意義務違反は認められないとして、請求を棄却した。

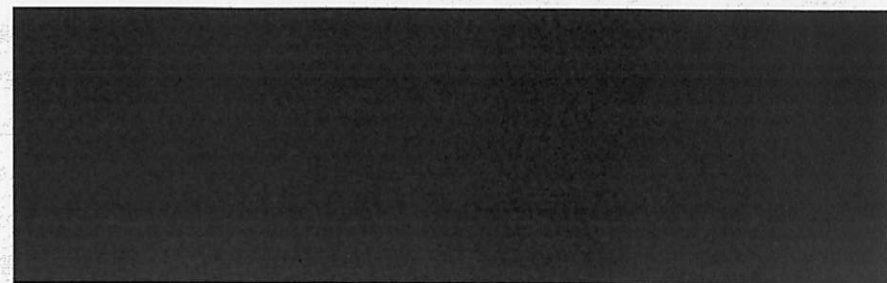
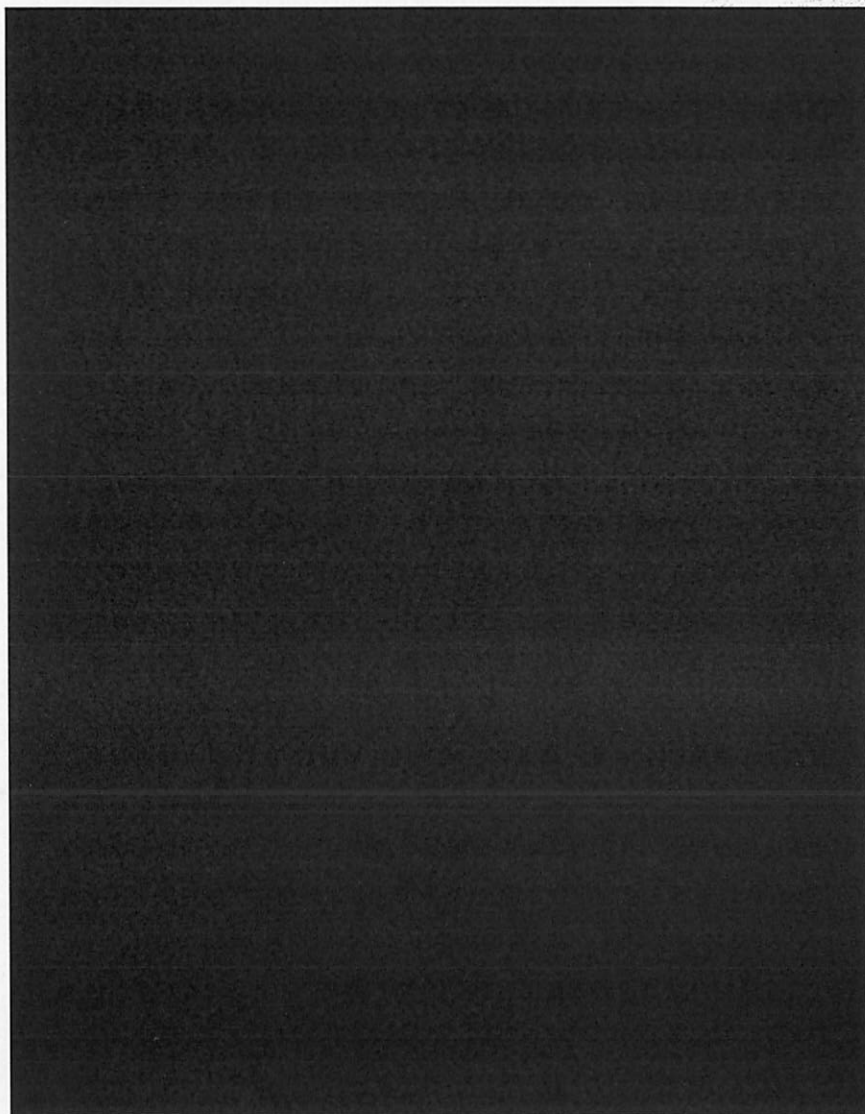
○ 前掲大阪高裁平成23.11.11判決（ ）・最高裁平成24.3.27第三小法廷決定〔上告棄却・不受理〕により確定）

受刑者である原告が、複数の別件訴訟を提起し、裁判書類等を多く所持しているため、共同室だと同室者との間で紛争が生じ得るから単独室への収容を求めているのに、その紛争を防止するための措置を執らず、共同室への収容を継続したことにより紛争を惹起した等の違法性を主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、原判決（大阪地裁平成23.5.13判決・ ）を引用しつつ、個々の受刑者を集団処遇とするか個別処遇とするか、個別処遇するとしていかなる処遇とすべきかなどの判断は、当該受刑者の刑期、犯歴、性格、刑務所内における行状、他の受刑者との関係、施設内の保安状況等を総合的に判断すべきものであるから、行刑について専門的な知識と豊富な経験を有する行刑施設の長の裁量に委ねられているとした上で、原告と他の同室者との紛争発生の具体的な危険性があつたと認めるに足りる証拠はなく、また、管理上の経験則から原告と同室者との紛争の発生を予測できたとは認められず、原告を単独室に収容すべきであった事情は認められない上、原告と同室者との間に生じた紛争は原告の保管私物の量の多さがきっかけになったとは直ちに認め難く、その他、保管私物が多量であるために紛争発生の具体的な危険があつたと認めるに足りる証拠はないから、原

告を共同室に収容していたことに裁量権の逸脱等はないとして、請求を棄却した原判決の判断を維持して控訴を棄却した。

(2) 自殺事案

ア 一般的事項



被収容者の自殺に対する予見可能性の有無等が問題となった事案としては、後記イの裁判例のほか、類似事案として警察署における留置者等の自殺事案があり、これに関する裁判例としては、水戸地裁平成6.3.30判決（判時1525-106。留置場に勾留中の被疑者が舌を咬んで自殺を図った事案）、大阪地裁昭和63.2.15判決（判時1278-104・確定。警察署の保護室内で保護されていた者が自殺した事案）、津地裁平成7.11.7判決（判タ908-129。勾留中の少年が警察署の留置場において自殺した事案）などがある。

イ 主な裁判例

○ 東京高裁平成18.11.29判決（・確定）

未決拘禁者Aの遺族である原告が、Aが居室内で雑巾（本件雑巾）を嚥下して自殺したのは、拘置所職員である精神科医がAに対して抗鬱薬等の医薬品の投与を全面的に中止する措置を執ったためであるなどと主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、拘置所の医師が従前服用していた医薬品の使用を中止した措置は、精神科の医師としての注意義務に違反した過失があり、その措置とAの死亡による損害との間の相当因果関係も認められるとした上、拘置所職員が、Aから自殺をほのめかすメモの提出を受け、Aの居房からシート等を撤去する措置を執り、その際、本件雑巾とほぼ同じ形状の半タオルを撤去しながら、本件雑巾を撤去しなかったことは、当時既に刑事施設において被収容者が異物を飲んで自殺を図るという事案の存在が知られ、文献にも留置所で咽頭部に衣類片などの異物を詰め込んでの自殺が留置所で多い旨記述されており、被収容者が布等の異物により窒息死を図るということがおよそ予測、

想定できない自殺方法であったとはいえないことからすれば、自殺防止のための措置としては不十分であり、過失があったと考えられ、その過失行為とAの死亡による損害との間の相当因果関係も認められるとし、さらに、救命活動の遅れについても過失及び死亡との因果関係を認めて、請求を一部認容した原判決（東京地裁平成17.1.31判決・判タ1181-201）の判断を維持した（原判決が認めた過失相殺を否定し、原告の附帯控訴を容れて増額変更）。

○ 京都地裁平成22.5.13判決（D1-Law.com登載・裁判所HP登載・平成20年（ワ）第1480号・確定）

少年院入院中に自殺したAの遺族である原告が、Aは少年院から貸与されたベルトを用いて自殺したことから、ベルトを貸与しない注意義務又は貸与する場合はベルトを用いて自殺することのないよう監視すべき注意義務を怠った過失があると主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、Aは少年院入院前の鑑別所入所中、ズボンのベルトを首に巻き付けて両手で引っ張るなどの自傷行為を継続的に繰り返し、ベルトを首に巻き付ける行為に出た直後、職員に対して死にたい気持ちがあると述べており、これらの事項は、少年院に対して申し送り事項として伝えられ、少年院職員も認識していたと認められ、少年院の医師も、Aから希死念慮の存在を直接聞かされ、精神状態が不安定であると判断し、少年院長は、医師の判断を前提に、Aを自殺・自傷・衝動行動につき「要注意者」に指定していたこと、ベルトを首に巻き付けて両手で引っ張るという自傷行為の時点から1か月も経過していなかったことからすれば、Aにベルトの使用を継続させれば、これを用いた自殺を惹起することを認識できたものといえ、ベルトを用いた縊死である本件自殺に対する具体的な予見可能性があったと認められ、他方で、ベルトの使用を制限することは容易にできるから、Aにベルトの使用を制限する義務を負っていたといえ、ベルトの使用を禁止することを怠り、漫然とベルトを貸与した過失により、Aが死亡したと認められるとして、請求を一部認

容した。

○ 前掲福岡高裁平成22.11.26判決（判タ1357-98・最高裁平成24.7.19第一小法廷決定〔上告棄却、不受理〕により確定）

受刑者Aの遺族である原告が、第二種独居房でタオル掛けに半タオル及び布巾を結び付けたものを掛けてAが縊死したのは、職員がAの自殺防止のために半タオル等の自殺に用いた物品貸与の禁止等をする措置を怠ったためであるなどと主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、刑務所が、Aの自殺防止等のため、通常の独居房から第二種独居房（通常の独居房に備えられている木製の小机やトイレの衝立が発泡スチロール製に変更されるなど、自殺や自傷防止のための措置が施され、終日監視可能なカメラが設置されている。）に転房させるとともに、通常使用する日用品につき、半タオル及び布巾のみ常時貸与の許可をし、通常の長さのタオルやシーツ、毛布カバー等は貸与制限をしたとの事実関係を前提として、この第二種独居房の設備状況やテレビカメラ及び刑務官等による監視状況を総合すると、タオル掛けに半タオル等を掛ける等の方法で短時間で縊死自殺を遂げることは、実際上はほとんど不可能ないしは極めて困難であると認められ、他方、最低限度の日用品についての貸与制限は、明白な理由がない限り人権保護の見地から最小限度にとどめるべきであることは明らかであるが、Aに本件以上に具体的制限が必要であったとは認められないことからすれば、Aの症状等が、拘束衣や保護房収容が必要な場合には至っていないとして、保護房収容に次ぐ措置である第二種独居房に収容し、上記のとおり物品制限をしたのは相当であって、その措置に当たって、刑務所職員には、本件の態様でのAの自殺を予見できなかったことはやむを得なかったものと判断され、その予見に従った作為義務等は存しなかったとし、Aの自殺が既遂に至った原因については、簡単に外れる構造になっているタオル掛けのパイプが外れず、巡視等の房内の監視が至らなかった僅かな時間内に、死亡に至る致命的の身体的傷害を負うまで発見されなかった等の幾重もの

予想を超える偶然が重なったものであったと推測されるとして、請求を一部認容した原判決（福岡地裁小倉支部平成21.10.6判決・判タ1323-154）を取り消し、請求を棄却した。

(3) 事故事案

ア 一般的事項



なお、食中毒の事案や医療事故（強制飲水を含む。）の事案の裁判例は、別の項目（前者は1，後者は2）で取り上げるため、後記イでは紹介していない。

イ 主な裁判例

○ 札幌地裁平成15.3.14判決（判時1818-158）

受刑者である原告が、運動時間中にソフトボールで左目を負傷したのは、旧監獄法上の義務を怠ったためであるなどと主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、屋外運動の監視に当たる刑務所職員としては、具体的な状況の下で事故発生の危険が予見できる場合には、そのような危険を除去し、受刑者の生命身体を安全を図るよう注意すべき義務があったとした上、本件事故の態様を見ると、フィールド内で複数のボールを用いたことを原因とするもので、刑務所職員は、事故の発生を予見することが容易である一方、これを回避する方策を容易に執ることができたのであるから、それを回避する措置を執って、在監中における集

団行動の中にある在監者の身体に危険が及ぶことのないように配慮し、本件事故の発生を未然に防止すべき注意義務があったのに、これを怠り、漫然と放置したため、本件事故を惹起させたものであるから、国には国賠法上の責任があるとして、請求を一部認容した。

○ 前掲岡山地裁平成16.11.11判決（・確定）

受刑者である原告が、刑務作業において縁貼機ピンローラーに手を挟まれて負傷したのは、刑務所長に義務違反があったためであるなどと主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、刑務所は、受刑者の生命身体を安全を確保する責任を負い、受刑者を刑務作業に就業させるに当たっては、作業中の事故により受刑者の身体への損傷等が生じないように、作業の企画、指導及び実施の全般にわたって適切な指導監督をすることはもとより、使用する機械、器具等の安全性についても注意を払い、予測し得る事故の発生を未然に防止するに足る措置を講ずべき義務を負うとした上で、本件事故の主たる原因が原告の不注意にあることは明らかであっても、そのことは上記義務を尽くしたことを意味するものではなく、薄く柔らかい縁材を用いる場合等に不具合が生じて取扱者が手指をピンローラーに巻き込まれてけがをするという危険は、事故当時、職員においても予測することができ、その予測し得る危険を防止すべき義務があったにもかかわらず、そのような措置を執ることなく、不具合が出る可能性が高い薄く柔らかい縁材についてピンローラーを原告に使用させていたことは、上記義務に違反するとして、請求を一部認容した。

○ 徳島地裁平成17.10.14判決（・確定）

受刑者である原告が、刑務作業として石材加工作業中に、切削機に手の指を挟まれて負傷したのは、職員に義務違反があったためであると主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、国、刑務所長らは、一般的に、受刑者の生命身体を安全に配慮する義務を負っており、刑務作業には機械等を使用して行う生命身体への危険性を伴うものがあることなどに鑑みると、刑務作業に従事させる際の義務の内容としては、刑

務作業の性質やその危険性の程度、受刑者の作業についての知識や経験等に応じて、受刑者が刑務作業に従事することにより生命身体の安全が害されないように、一般的な安全指導を十分に実施するとともに、刑務作業に使用される機械の危険性等についても十分に安全指導を尽くすべき義務があり、実際の刑務作業の場においても、その場の状況に応じて、職員が受刑者に対して適切に指示等をし、又は受刑者が職員の不適切な指示等により生命身体に危険が生じることがないようにするなどして、その生命身体の安全を確保する義務があるとした上で、原告が、切削機の取扱い経験が浅く、安全カバーを外した状態における危険性等について具体的な指導を受けていなかったことなどに鑑みれば、職員は、切削機の場所を離れる場合には、単純な事故をも想定して、これを回避するために具体的に指示指導をすべき義務があるというべきであり、それにもかかわらず、職員が、単純な事故を回避するための具体的な指示指導をすることなく、不明確な指示をただけでその場を離れたために上記事故が発生したのであるから、義務違反があったと認めるのが相当であり、かつ、上記事故は、事故が発生する危険性が高い状況下で発生したことに照らせば、原告の軽率な行動にも事故の原因があるからといって、上記職員において上記事故を予見できなかったとはいえないとして、請求を一部認容した。

○ 前掲東京高裁平成18.6.21判決（XXXXXXXXXX・確定）

受刑者である原告が、刑務作業においてジャンピングクロスカットソー（本件機械）による木材切断加工作業中、左手で操作ボタンを押したまま丸鋸回転刃昇降部に右手を差入れた際、前屈みになった原告の左胸部が右側操作ボタンに触れて本件機械が作動し、右手指を丸鋸回転刃で切断した事故が発生したのは、刑務官の義務違反があったためであるなどと主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、原判決（静岡地裁平成18.1.20判決・XXXXXXXXXX）を引用しつつ、国は、原告を刑務作業に就かせるに当たっては、原告の生命身体の安全を確保する

義務があり、作業中の事故防止に関し、企画、指導及び実施の全般にわたって適切な指導監督をするとともに、その具体的な作業内容に応じて、通常予想し得る事故の発生を未然に防止するに足る措置を講ずべき義務を負うとした上で、当該刑務所においては、上記事故に至るまで、作業上の事故防止に向けた取組みが繰り返し行われ、左側スイッチを押し続けたまま作業をすることの禁止についても刑務官によって十分に指導監督されていたと認められるとして、刑務官の義務違反を認めず、請求を棄却した原判決の判断を維持して控訴を棄却した。

○ 大阪高裁平成18.8.30判決（XXXXXXXXXX・最高裁平成19.6.12第三小法廷決定〔不受理〕により確定）

受刑者である原告が、刑務作業中、隣席の受刑者が誤って飛ばした金属製リングが左眼に当たって負傷し、視力低下等の後遺症を生じたのは、職員の義務違反によるものであるとして損害賠償を請求した事案につき、本判決は、同作業において、安全な正規の手順を履践することは極めて容易であり、不正な手順により誤ってリングが飛んだ場合も、通常は、身体等に対し問題視される程度の損害が生じるものではないが、作業の態様及び不正な手順による作業によってリングが飛ぶ事態が再発していたことからすれば、眼球を直撃する事故が発生していなかったとしても、受刑者の身体に対して問題視される程度の損害が生じることを予測すべきものであって、同作業による事故が発生する可能性の程度、事故が発生した場合に予測される損害の大きさ、防止措置の難易度や負担の大きさなどを総合考慮すれば、不正な手順により発生し得る事故に備えて、物的な防止措置を講じる義務があるとは直ちには認められないものの、刑務官らの口頭の指導等にも従わず不正な手順による作業を再発する受刑者に対しては、一時的に同作業から外したり、懲罰を与えるなどしてその指導の徹底を図るといった防止措置を講じる義務があると認めるのが相当であって、配置の際に正規の手順を指導したり、一般的な安全指導を行ったり、不正な手順が発覚する都度口頭で注意を与え

る以上に、上記のような措置を講じていなかったことについて義務違反が認められるとしたが、同義務違反と原告の主張する後遺症等との相当因果関係を認めず、同義務違反と相当因果関係の認められる負傷は僅かな発赤の限度であり、負傷の程度が極めて軽微で、刑務所内での治療を経て2日後にはほとんど治癒していたこと等からすれば、原告に慰謝料支払をもって賠償すべき精神的苦痛が発生したと認めるのは困難であるとして、請求を棄却した原判決（和歌山地裁平成18.2.28判決・[]）の結論を維持して控訴を棄却した。

○ 福岡高裁平成21.5.14判決（判時2061-47・確定）

受刑者である原告が、高速面取機を使用した刑務作業中、その回転刃に接触して指先を負傷したのは、刑務所職員による作業安全教育義務違反又は被告国の安全配慮義務違反があったためであると主張して、主位的に国賠法1条1項に基づき、予備的に債務不履行に基づき、損害賠償を請求した事案につき、本判決は、職員には上記高速面取機の使用に関する安全指導を十分に行わなかった過失があるとした上、上記負傷は、原告が上記高速面取機の使用方法について自分勝手な判断に基づく危険な試行錯誤を重ねる中で生じたものであるが、このような危険な試行錯誤をしたことについては、上記過失が影響していることは否定できないから、上記過失と上記負傷との間には相当因果関係があるとして、主位的請求を一部認容した原判決（熊本地裁平成20.1.15判決・判時1999-98）の判断を維持した（減額変更）。

○ 前掲札幌地裁平成23.3.28判決（[]・控訴取下げにより確定）

受刑者である原告が、調室への連行の際に、職員が原告を十分に支えていなかったために階段から転落して負傷等したなどと主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、原告が本件階段から転落しそうになった時点で、職員らの手は、既に原告の腕から離れていたから、原告が転落するまでのごく僅かの間に、職員らが原告の衣服や身体を掴んで

転落を防ぐことができなかったのはやむを得ないものというべきであり、過失があるということとはできないとして、請求を棄却した。

(4) 職員による有形力行使等事案

ア 一般的事項

刑事施設の職員の被収容者に対する有形力の行使等の強制的な措置の根拠、あるいはその許容される程度について、その権限の根拠条文を明確に絞りにくい場合であっても、刑事施設の内部における規律及び秩序を維持し、その正常な状態を保持する必要から、一定の有形力の行使等の強制的な措置が許容される場合があり、その判断に当たっては、必要かつ合理的な限度か否かという点が適法性の判断の重要な要素の一つとなっている。

ただし、具体的な判断枠組みや判断要素は、それぞれの事案の内容によるため、その点に注意して後記イの裁判例等を参照されたい。

イ 裁判例

○ 東京高裁平成16.7.8判決（[]・確定）

未決拘禁者である原告が、拘置所において、急性腰椎症のため、横臥して安静にしている必要があったにもかかわらず、床に座っているように強要されたことにより、症状が悪化したと主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、原判決（横浜地裁平成16.3.9判決・[]）を引用しつつ、未決勾留は、刑訴法に基づき、逃亡又は罪証隠滅の防止を目的として、被疑者又は被告人の居住を監獄内に限定するもので、勾留により拘禁された者は、その限度で身体的行動の自由を制限されるのみならず、上記目的のために必要かつ合理的な範囲において、それ以外の行為の自由も制限され、また、多数の被収容者を外部から隔離して収容する施設内で、これらの者を集団として管理するに当たって、内部における規律及び秩序を維持し、その正常な状態を保持する必要がある、「この目的のために必要がある場合は、未決勾留によって拘禁された者の身体的自由及びその他の行動の自由に一定の制限が加えられることもやむを得ない」から、「被収容者の監視を容易にし、異

常の発見を迅速にするため、一定の時間以外は定められた位置に座ることを要求することも許される」ものの、拘置所としては、被収容者の生命、身体の安全を保持すべき義務を負っているから、被収容者に対し、一般的に要求されるところが、当該被収容者にとって有害でなものであれば、これを避けるなどの適切な措置を執るべき義務があるというべきであるとした上で、原告に横臥を認めるべき症状があったかについて検討し、腰痛のために横臥を許可すべきか否かという判断は、医師の診察等に基づく医学的な検討を経て行われるべきものであり、被収容者の考えや、その身内、弁護人に対する訴えの状況に基づいて行われるべきでないことは明らかであるところ、原告が腰痛に関して医師の診察を一度も希望しなかったこと等からすれば、原告の日誌等において腰痛を訴えていたとしても、これらを根拠に横臥を認めなかったことが違法とすることはできず、その他横臥を認めるべき症状があったと判断できる資料はないから、原告の処遇に違法はないとして、請求を棄却した原判決の判断を維持して控訴を棄却した。

○ 前掲名古屋高裁金沢支部平成16.8.30判決（D1-Law.com掲載・判例秘書掲載・裁判所HP掲載・平成15年（ホ）第11号、[REDACTED]・確定）

受刑者である原告が、刑務作業中に刑務所職員から暴行を受けたなどと主張して損害賠償を請求した事案につき、原判決（金沢地裁平成14.12.9判決・判時1813-117）は、暴行の違法を認めたが、本判決は、暴行とされる有形力行使の態様について、刑務作業中の不正交談を発見した刑務所職員が、手で被収容者の頭を軽くたたくようにして触って、不正交談を止めるよう注意したため、原告は、交談を止め、作業を継続するようになったと認定した上で、この程度及び態様における身体的接触は、外形的には有形力の行使には当たるものの、ごく軽微なものであり、目的は不正交談の中止による規律維持にあったのであるから、この程度の身体的接触をもって、原告に対して、精神的あるいは肉体的な苦痛を与えるような違法な行為ということとはできないとして、この点の違法性を

認めなかった。

○ 前掲東京地裁立川支部平成23.1.11判決（[REDACTED]・控訴状却下により確定）

受刑者である原告が、刑務所職員から倉庫に監禁された旨主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、刑務官が、原告に対し、倉庫内で待機しておくよう指示して待機させ、施錠したのは、他の受刑者らによる原告に対する暴力事犯が発生するおそれが認められ、その発生を防ぎ、事態を沈静化するためには、原告を他の受刑者から引き離れた状態で、関係者から事情を確認して対応策を講じる必要があったことによるものであり、当時、原告を他の場所に移す措置が採り得なかったことに照らせば、必要かつやむを得ない措置であったというべきであり、刑務所内の規律、秩序を維持するために、緊急避難的に法73条1項、74条3項、77条1項に基づく措置として行われたものといえ、その措置の方法及び態様も必要かつ合理的な限度を超えるものではないから、職務上の法的義務違反は認められず、何ら違法とはいえないとして、請求を棄却した。

8 刑事施設における安全配慮義務

(1) 問題の所在

刑事施設内において、刑務作業に従事中に被収容者が傷害を負った場合(前記7(3)参照)、暴れるなどした被収容者に対する制止等の措置の際に被収容者が傷害を負った場合(前記4(3)参照)等において、国賠法1条1項に基づく損害賠償請求がされるほかに、契約責任に基礎を置く信義則上の付随義務としての安全配慮義務の違背があったとして債務不履行に基づく損害賠償請求がされることがある。国賠法に基づく損害賠償請求は、「損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。」(民法724条)とされているが、債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効の期間は10年とされているため(民法167条1項)、国賠法に基づく損害賠償請求権が時効により消滅したと考えられる事案においては、「安全配慮義務」の違背を理由とする債務不履行責任が認められるか否かが重要な問題となる。

(2) 現時点における所管課の考え方

(3) 刑事施設における安全配慮義務に関する裁判例

○ 横浜地裁昭和63.5.25判決(判時1295-94)

受刑者である原告が、刑務作業中の事故に関し、主位的に国賠法1条1項に基づき、予備的に安全配慮義務違反に基づき損害賠償を求めた事案につき、本判決は、予備的請求に関して、「被告は、矯正施設である

刑務所を設置、管理、運営するものとして受刑者に課す刑務作業に関しその安全性に配慮する義務があるというべきであると解される」と判示したが、同義務違反の事実は認定せずに請求を棄却した。

○ 前掲福岡高裁平成21.5.14判決（判時2061-47・確定）

受刑者である原告が、刑務作業中の事故事案に関し、主位的に国賠法1条1項に基づき、予備的に安全配慮義務違反（債務不履行）に基づき損害賠償を求めた事案につき、本判決は、原判決（熊本地裁平成20.1.15判決・判時1999-98）と同様に主位的請求を一部認容した上、「予備的請求である債務不履行に基づく損害賠償請求であっても、認容額が上記の額を超えることはない」と判示し、一般的に安全配慮義務が成立し得ることを前提にした判示をした。

○ 大阪高裁平成24.10.25判決（[REDACTED]）

受刑者であった原告が、提訴の10年以上前に刑務所職員による違法な暴行及び革手錠使用により急性腎不全等の傷害を負ったと主張して安全配慮義務違反に基づく損害賠償を請求した事案につき、本判決は、国は被収容者に対して直接的な強制力を行使することが許される反面、被収容者の生命及び身体の安全を確保し、危険から保護すべき義務（安全配慮義務）を負い、刑務所の職員が法律によって許容される限度を超えて強制力を行使するなどして、上記義務に違反した場合には、被収容者に対して損害賠償責任を負う場合があると解すべきであるとし、義務違反の事実及び傷害との因果関係を認めた原判決（大阪地裁平成23.12.8判決・判時2149-90）を引用し、同様に受刑者との在監関係における国の安全配慮義務及びその違反事実を認めたが、国の消滅時効の抗弁を採用し、原判決を取り消して原告の請求を棄却した。

9 未決拘禁者と弁護人等の接見交通権

(1) 一般的事項

ア 接見交通権の意義と刑訴法39条の趣旨

(ア) 接見交通権の意義

接見交通権とは、身体の拘束を受けている被疑者・被告人が、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護人等）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をする権利をいう（刑訴法39条1項）。

刑訴法39条1項は、接見交通権につき、被疑者及び被告人の権利という形で規定しているが、それとともに弁護人等の固有権を定めたものとも解されている（最高裁昭和53.7.10第一小法廷判決・民集32-5-820参照）。

(イ) 刑訴法39条の趣旨

a 憲法34条前段が保障する弁護人依頼権と刑訴法39条1項の接見交通権との関係について、最高裁平成11.3.24大法廷判決（民集53-3-514）は、憲法34条前段が保障する弁護人依頼権は、「被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障しているもの」とした上で、刑訴法39条1項の接見交通権は、「憲法34条の右の趣旨にのっとり、身体の拘束を受けている被疑者が弁護人等と相談し、その助言を受けるなど弁護人等から援助を受ける機会を確保する目的で設けられたものであり、その意味で、（中略）憲法の保障に由来するものである」としている。

このように、刑訴法39条1項の接見交通権は、憲法の保障に由来するものである。

b 刑訴法39条2項は、逃亡、罪証隠滅、戒護に支障のある物の授受を防ぐための必要な措置を法令で定められることを規定する。

c 刑訴法39条3項本文は、捜査機関が「捜査のため必要があるとき」

は、「公訴の提起前に限り」、被疑者と弁護人等の接見（及び書類・物の授受）の「日時、場所及び時間を指定することができる」ことを規定し、同項ただし書は、この接見指定が防御の準備をする権利を不当に制限するものであってはならないとする。

刑訴法39条3項本文の合憲性について、前掲最高裁平成11.3.24判決は、「刑訴法は、身体の拘束を受けている被疑者を取り調べることを認めているが、被疑者の身体の拘束を最大でも23日間（又は28日間）に制限しているものであり、被疑者の取調べ等の捜査の必要と接見交通権の行使との調整を図る必要がある」とした上で、①「刑訴法39条3項本文の予定している接見等の制限は、弁護人等からされた接見等の申出を全面的に拒むことを許すものではなく、単に接見等の日時を弁護人等の申出とは別の日時とするか、接見等の時間を申出より短縮させることができるものにすぎず、同項が接見交通権を制約する程度は低いというべきである」こと、②「捜査機関において接見等の指定ができるのは、弁護人等から接見等の申出を受けた時に現に捜査機関において被疑者を取調べ中である場合などのように、接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に限られ」ること、③「右要件を具備する場合には、捜査機関は、弁護人等と協議してできる限り速やかな接見等のための日時等を指定し、被疑者が弁護人等と防御の準備をすることができるような措置を採らなければならない」ことを挙げ、「刑訴法39条3項本文の規定は、憲法34条前段の弁護人依頼権の保障の趣旨を実質的に損なうものではない」と判示して、刑訴法39条3項本文を合憲とした。

イ 接見交通権の内容（刑訴法39条1項）

(7) 接見交通権の要件

a 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者

「身体の拘束」は、逮捕、勾引、勾留、鑑定留置、他事件について自由刑の執行中である場合等、事由のいかんを問わないと解されて

いる（注釈刑訴法451ページ参照）。

b 弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人になろうとする者（弁護人等）

「弁護人になろうとする者」とは、弁護人選任の依頼を受けたが、選任手続が完了していない者を指す。

(4) 秘密交通権の保障

刑訴法39条1項は、「立会人なくして」接見すること、すなわち秘密交通権を保障している。この「立会人なくして」は、「接見」にのみかかり、「書類若しくは物の授受」にはかからないから、後者の書類・物の授受の際に立会人を置くことは妨げられない（注釈刑訴法453、461ページ参照）。

ウ 接見交通権に対する法令の制限（刑訴法39条2項）

刑訴法39条2項は、同条1項の接見又は授受について、法令（裁判所規則を含む。）で、被疑者・被告人の逃亡、罪証隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができるとする。

裁判所構内では、裁判官が一定の場合に面会の日時、場所及び時間を指定し又は書類若しくは物の授受を禁止することができ（刑訴規則302条1項、30条）、勾留場所での接見は、刑事施設・留置施設の執務時間に（法118条1項、220条1項）、管理運営上必要な制限を施された面会場所で行う（法118条4項、220条4項）などを定めている規定が、その法令に当たる。

このように、旧監獄法や刑事収容施設法等も、当然のことながら刑訴法39条2項の「法令」に該当し、これらの法律に基づき一定の範囲で未決拘禁者と弁護人等との接見交通権を制限することができる。この点に関して、最高裁平成15.9.5第二小法廷判決（判時1850-61・訟月51-12-3252）は、在監者の信書の発受に関する制限を定めた旧監獄法50条及び旧監獄法規則130条の規定は、憲法21条のみならず、被疑者の弁護人依頼権等を保障する憲法34条や被告人の弁護人依頼権等を保障する憲法37条3項にも違反し

ない旨判示している。

エ 未決拘禁者と弁護人等との外部交通の具体的制限

(ア) 面会について

a 法令の定め

旧監獄法下においても、刑訴法39条1項を受けて、未決拘禁者と弁護人等との面会については、旧監獄法規則121条の接見時間の制限及び127条の面会立会いの各規定は適用されないとされていた（各規定のただし書参照）。

ただし、この場合においても、未決拘禁者を無戒護の状態に置くわけではなく、逃走、不法物品又は罪証隠滅その他の事故を防止するため必要な戒護上の措置を講じなければならないとされ（旧監獄法規則127条2項）、具体的には、例えば、①用談の内容を聞き取ることのできない場所から（接見室のガラス窓を通すなどして）戒護し、逃走、危険又は罪証隠滅の資料となる物の授受を防止し、②接見の前後には厳重に身体及び衣類の検査を行うこととされていた（昭和23.1.22行甲第57号司法次官依命通牒「刑事被告人と弁護人との接見に関する件」参照）。

この点、刑事収容施設法においても、未決拘禁者と弁護人等との面会につき、⑦面会の日（原則として日曜日その他政令で定める日以外の日）、⑧時間帯（原則として刑事施設の執務時間内）、⑨相手方の人数（原則として3人以内）、⑩場所（原則として刑事施設の長が指定する仕切り室（被収容者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室））については、管理運営上の理由や規律秩序の維持上の理由（逃走や金品の直接授受等の禁止）から制限することができるとしつつ、面会の時間及び回数は制限できないとされている（法118条1項、2項及び4項）。また、上記⑦ないし⑩については、弁護人等から上記原則によらない面会の申出があった場合には、刑事施設の管理運営上支障があるときを除き、これを許すものと定められている（同条3

項）。

さらに、未決拘禁者と弁護人等との面会の際には、立会いなどの措置を執ることは許されず（刑訴法39条1項、法116条1項）、したがって、通訳の費用を負担すべきであるのにこれを負担しないという理由で面会が禁止されることもなく（法148条3項参照）、また、閉居罰を執行されている場合にも面会を停止されることはない（法152条1項5号括弧書き）。

ただし、前記第4の5(2)ウ及びその脚注で述べたとおり、刑事施設の職員が、面会室内の音や視察窓から見える状況から、面会室内で未決拘禁者又は弁護人等が刑事施設の規律及び秩序を害する行為をするのを認識した場合には、面会の一時停止及び終了の措置を執ることができ、このような措置を執ったとしても秘密交通権を侵害したことにはならない（法117条、113条1項1号ロ、逐条解説597ページ）。

b 特に留意すべき事項

(a) 録音・録画等について

未決拘禁者と弁護人等以外の者との面会については、前記5(2)ア(イ)で述べたように、その場での発言をメモすることは許されるが、面会の際に相手方が被収容者を撮影・録画したりその発言を録音したりすることは許されていない（平成19.5.30矯正第3350号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」の7(1)イ参照）。

一方で、未決拘禁者と弁護人等との面会については、旧監獄法の時代から、その重要性に鑑み、刑事施設の長は、録音が必要であると認められる場合には、テープなどの記録媒体を面会の前後に検査し、不適切な内容の発言が記録されている部分は消去するという条件で、面会の際の発言を弁護人等が録音することを許す運用（昭和45.10.8矯正甲第944号矯正局長通達「弁護人が被告人との接見内容を録音することについて」参照）が行われている。

しかし、未決拘禁者と弁護人等との面会においても、撮影・録画は許されず、また、パソコンなどによる録音・録画は、これにより記録されたデータの検査が極めて困難であることから許されない（パソコンなどの通信機能を利用することも許されない）ものとされている（平成13.11.30矯保第4001号矯正局保安課長通知「弁護人が被告人との接見時に携帯型パソコン等の使用をお願いした場合の取扱いについて」、逐条解説540ページ）。

この点を踏まえて、上記依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」においても、「7 面会の相手方に対し告知すべき事項について」の(2)において、「未決拘禁者との面会を申し出る弁護人等に対しては、次の事項を周知すること。」とし、「イ 録音機、映像再生機又はパソコンを使用する場合は、あらかじめ申し出ること。」と「ウ カメラ、ビデオカメラ、携帯電話は使用しないこと。」と定められている。

しかしながら、日本弁護士連合会は、弁護人等が未決拘禁者と面会する際などにおいて、「面会室内において写真撮影（録画を含む）及び録音を行うことは憲法・刑事訴訟法上保障された弁護活動の一環であって、接見・秘密交通権で保障されており、制限なく認められるものであり、刑事施設、留置施設もしくは鑑別所が、制限することや検査することは認められない。」との意見を述べる平成23年1月20日付け「面会室内における写真撮影（録画を含む）及び録音についての意見書」を出し、刑事施設における上記運用に反対している。

この点に関連する裁判例として後掲大阪高裁平成17.1.25判決があるので、注意されたい。

(b) 再審請求又は上訴取下げ無効を理由とする審理続行申立手続について

受刑者又は死刑確定者につき、再審請求手続をするための相談を

理由として弁護人等と面会する場合、あるいは、上訴取下げ等により判決が確定した受刑者又は死刑確定者が当該上訴取下げは無効であるとして審理続行申立手続をするための相談を理由として弁護人等と面会する場合などにつき、当該受刑者又は死刑確定者あるいは弁護人等から、当該面会にも秘密交通権が保障されている旨主張される事案がある。

しかしながら、憲法34条1項等に由来する刑法39条1項は、飽くまでも被疑者・被告人（未決拘禁者）及びその弁護人等に対して接見交通権（秘密交通権）を保障しているものであり、受刑者及び死刑確定者（なお、再審開始決定が確定した場合や、刑事事件を審理する裁判所が上訴取下げを無効と判断した場合には、未決拘禁者として扱われる。）並びにその弁護人等にまで秘密交通権が保障されているものではないから、上記のような主張は失当である。

この点に関連する裁判例として前掲広島高裁平成24.1.27判決（現在国上告受理申立て中）があるので、注意されたい。

(イ) 信書の発受について

刑法39条1項の「書類」には「信書」も含まれるから、未決拘禁者と弁護人等との間の信書の授受は同項で保障されているものの、前記イ(イ)で述べたとおり、この信書の授受については、面会とは異なり、「立会人なくして」という秘密交通権は認められていない。

旧監獄法下では、未決拘禁者が弁護人等との間で発受する信書も含め、在監者の発受する全ての信書につき、「検閲ス可シ」（旧監獄法規則130条1項）とされていた。

しかしながら、刑事収容施設法下においては、①刑法上、未決拘禁者には弁護人等と立会人なくして接見する権利が保障されていることに配慮するとともに、②弁護人等がその発する信書に不適切な記述をすることは通常想定されないことを踏まえ、未決拘禁者が弁護人等から「受ける」信書については、例外として、真実弁護人等が発信した信書であ

ることを確認するために必要な限度においてのみ信書の検査を行う旨定めている（法135条2項本文及び1号）。

他方で、未決拘禁者が弁護人等に「発する」信書については、上記②のような経験則が働かず、不適切な記述がされた信書が弁護人等からそれ以外の者に交付されることによって罪証隠滅の結果を生ずるなどのおそれがあるため、原則的な検査（法135条1項）を行うこととされている。

また、未決拘禁者の弁護人等に対する信書の発信については、「信書の作成要領」と「発信の申請の日及び時間帯」については、弁護人等以外の者への発信と同様に法務省令により刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができるが、「発信を申請する信書の通数」（及び一通の信書に用いる用紙の枚数）については、面会の時間及び回数を制限できないのと同様の理由により、制限できないとされている（法136条、130条、規則77条1項2号）。

ただし、上記のとおり、刑事施設の職員は、未決拘禁者と弁護人等とで発受される信書についても検査できるから（ただし、未決拘禁者が「受ける」信書については検査の内容が限定されている。）、その検査の結果、①暗号の使用その他の理由により刑事施設の職員が理解できない内容のもの、②発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるもの、③発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるもの、④威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるもの、⑤受信者を著しく侮辱する記述があるもの、⑥発受によって、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあるもの、以上のものについては差止め等の措置をすることができる（法136条、129条、ただし弁護士である弁護人等の職務に属する事項の記述部分については上記①ないし③及び⑥の場合に限られる。）。

(2) 主な裁判例

○ 大阪地裁平成12.5.25判決（判時1754-102、訟月47-4-775・確定）

弁護士である原告らが、拘置所長が、旧監獄法46条1項、50条、旧監獄法規則130条、139条に基づいて、拘置所収容中の未決拘禁者とその弁護人であった原告らとの間で発受した封書につき、未決拘禁者発信分については封緘せずに事前に拘置所長に差し出させ、未決拘禁者受信分についてはこれを開披し、信書の内容を閲読した上で、同信書の要旨を記録化した措置が、憲法や刑訴法等に違反して国賠法上違法であると主張して、損害賠償を請求した事案につき、本判決は、①信書の授受の場合には、収容施設側において、封緘された信書の中に信書以外の物又は書類が混入されていないか、第三者宛ての信書又は第三者からの信書が混入されていないか、更には間違いなく弁護人からの信書なのかどうか等を確認する必要があるから、収容施設側がその目的の限度で信書を開披し、その内容を閲読することまでは、刑訴法39条1項も許容しているというべきであるが、収容施設における信書の内容の閲読は、飽くまでこの限度で認められるもので、それ以上の内容の精査は許されず、信書の内容を収容施設において記録化することまで同項が許容しているとは考えられないとし、また、②被拘禁者の信書の授受については、刑訴法とは別個に、旧監獄法が規定している（46条1項、49条、50条、旧監獄法規則130条、137条、139条）が、これらの各規定は、弁護人との間の信書の授受とそれ以外の者との信書の授受について何らの区別を設けておらず、憲法が規定する弁護人依頼権に対する配慮がうかがえない不備なものといわざるを得ず、法解釈としては、これらの各規定を、少なくとも弁護人との間の信書に関する限り、刑訴法39条1項の内容に整合するように解釈すべきであるとした上で、本件においては、発信の信書は封緘をせずに未決拘禁者から拘置所長に提出させ、原告らからの受信の信書はこれを開披したこと自体は、違憲でも違法でもないが、拘置所長が、同拘置所内において弁護人との間の信書の授受とそれ以外の者との間の信書の授受について、その取扱いにおいて刑訴法の趣旨に沿った明確な区別を設けず、書信係の担当者をして、原告らとの間の信

書についてまで全てその内容の要旨を未決拘禁者の身分帳簿の中の書信表に記載してこれを記録化させたのは、違憲とまではいえないが国賠法上違法であるとしたものの、法的な専門家ではない拘置所長には過失がない(法律の専門家である検察官の照会行為には過失がある。)とした。

○ 大阪高裁平成17.1.25判決(訟月52-10-3069・最高裁平成19.4.13第二小法廷決定〔申立人国・不受理〕により確定)

弁護士である原告が、拘置所収容中の未決拘禁者Aとの接見に際して、同所職員に対して、Aの刑事事件で証拠として採用された証拠物であるビデオテープをダビングしたとするビデオテープを、ビデオテープ再生機能付きテレビで再生しながらAと接見することを申し入れたところ、同所職員が、保安上の観点から事前に同ビデオテープの内容全てを検査した上でなければ接見時にビデオテープを見せることはできないとして拒否したこと(本件拒否行為)が違法であると主張して、損害賠償を請求した事案につき、本判決は、原判決(大阪地裁平成16.3.9判決・判時1858-79)を引用しつつ、①憲法の保障に由来する刑法39条1項の「立会人なくして」とは、接見の際にその内容を捜査機関、訴追機関及び収容施設等が知ることができない状態とすること、すなわち、接見内容についての秘密を保障するものであり、また、同項の「接見」とは、口頭での打合せに限られるものではなく、口頭での打合せに付随する証拠資料等の提示をも含む打合せと解すべきであり、②同項が由来する憲法34条前段及び37条3項の趣旨に従い、旧監獄法50条及び旧監獄法規則127条2項を限定的に解釈すれば、同規則の「必要ナル戒護上ノ措置」とは、接見の際に、危険物、禁制品及び罪証隠滅ないし逃走の用に直接供される物品が授受されないように接見室の被告人等の側と弁護士側との間に穴あきの透明な仕切り板を設ける等の物的設備を整えたり、外形視認や書面又は口頭での質問による対象物の性状の確認を行うなど、被告人等と弁護士との間の打合せの内容に直接のみならず間接にも影響しない程度の措置を指すと解するのが相当であって、弁護士が持ち込もうとする書類等の内容に及ぶ検査についてはこの

措置に含まれないとし、この「必要ナル戒護上ノ措置」の範囲を超える本件拒否行為は、秘密接見交通権の由来する憲法の趣旨に反する違憲・違法な行為であり、拘置所長の過失も認められるとして、請求を一部認容した原判決の判断を維持して控訴を棄却した。

○ 名古屋高裁平成20.4.16判決()

弁護士である原告が、裁判所構内の仮監において、自らが弁護人を務める被告人(未決拘禁者)と接見する際、公判準備のために文書を授受しようとしたのを拘置所職員が妨げたのは違法であると主張して、損害賠償を請求した事案につき、本判決は、①仮監は、被告人等を、裁判所到着から開廷までの間及び開廷から拘置所へ向けて出発するまでの間、一時的に待機させる場所であり、被告人を出廷させるために必要な最低限の要員が配置されているのみで、検査のための設備も配置されていないから、仮監において物品の授受を許すとすれば、書類等について検査を行うことはもちろん、弁護士等からの申し出に対応すること等、それに関連する業務を、それぞれ別の担当業務を持った少数の職員が業務をやりくりしながら行わなければならない、本来の業務に多大な支障があることは容易に推測され、その結果として、裁判所の公判期日の開廷時刻等に、広範な影響を及ぼす可能性もあり、このような物的人的制約を考慮すれば、仮監で外部からの差入物品に対し検査を実施することは現実的でなく、仮監の本来的な目的と衝突することは避けられないから、仮監において、検査を要する物品について、原則として接見時の物の授受を認めないこととするのはやむを得ず、その旨定めた拘置所長指示による通知規定は適法であり、また、②本件文書が、文書の体裁、趣旨からして明らかに戒護上の検査をする必要がないとまでいうことは困難であり、例外的に授受を認めるべきものとも認められないことなどから、拘置所職員の言動は違法ではなく、また、③本件は裁判所が刑訴規則30条により書類授受等の禁止の判断をした場合ではないから同条の適用も類推適用もないとして、請求を棄却した原判決(名古屋地裁平成19.1.26判決・)の判断を維持して控訴

を棄却した。

○ 前掲福岡高裁平成22.2.25判決（判タ1330-93・確定）

少年刑務所収容中の被告人（未決拘禁者）の弁護人であった原告が、自らが持参した便箋及び封筒を差し入れようとしたところ、同刑務所の担当者が、同刑務所の取扱基準である達示第19号「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁等に関する取扱基準」（本件達示）の規定に基づきこれを拒否したことが違法であると主張して、損害賠償を請求した事案につき、本判決は、原判決（佐賀地裁平成21.3.30判決・判時2040-103）を引用しつつ、①法51条ないし規則21条2号といった刑事施設における管理運営上の必要という技術的な理由から認められている調整規定の解釈に当たっては、刑訴法39条2項の規定の趣旨が実質的に損なわれないように配慮する必要があり、弁護人等と被告人等との物の授受について、被告人等の逃亡、罪証隠滅又は戒護に支障のある物以外の物の授受を一般的に制限し得るものではなく、合理的理由に基づく最小限の制限を行うことしか許されないと解するのが相当であること、②本件達示の規定によれば、弁護人が接見交通権の行使として、手持ちの便箋及び封筒を被告人に直接差し入れることは、いかなる態様であっても不可能であり、弁護人が指定業者から便箋及び封筒を購入した上で差し入れるほかないことになること、③便箋及び封筒に関しては、いかなる理由であろうが直接の差入れを認めない扱いにすることは、到底合理的理由に基づく最小限の制限といえず、刑訴法39条1項に規定する接見交通権を違法に侵害するものであることなどから、本件達示の規定は、法51条ないし規則21条2号によって刑事施設の長に与えられた裁量権を逸脱するものとして許されないとした上で、刑務所長は、弁護人等の被告人等との間の刑訴法39条1項の接見交通権を不当に侵害することのないように配慮した規定を設けるべき職務上の注意義務を負担していたにもかかわらず、同義務を尽くすことなく漫然と違法な本達示を制定したのであるから、本件達示の制定行為は国賠法1条1項における違法の評価を免れないものであり、当然に過失も認められるとして、請求を一

部認容した原判決の判断を維持して控訴を棄却した。

10 消滅時効

(1) 一般的事項

ア 不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点^{*38}

(7) 不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効に関しては、その消滅時効期間は3年であり、その起算点は、被害者又はその法定代理人が「損害及び加害者を知った時」である（民法724条前段）。

国賠法に基づく損害賠償請求権についても、同法に消滅時効の規定がないことから、民法724条が適用される（国賠法4条参照）。

(4) この「損害及び加害者を知った時」とは、被害者において、「加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを（現実）に知ったとき」をいい（最高裁昭和48.11.16第二小法廷判決・民集27-10-1374、最高裁平成14.1.29第三小法廷判決・民集56-1-218等参照）、かつ、これをもって足りるというべきであり、被害者が現実には損害賠償を請求することが可能であると認識したことまでは必要ないと解される。

(5) いわゆる後遺障害については、最高裁昭和42.7.18第三小法廷判決（民集21-6-1559）は、「被害者が不法行為に基づく損害の発生を知った以上、その損害と牽連一体をなす損害であって当時においてその発生を予見することが可能であったものについては、すべて被害者においてその認識があったものとして、民法724条所定の時効は前記損害の発生を知った時から進行を始めるものと解すべきではあるが、本件の場合のように、受傷時から相当期間経過後に原判示の経緯で前記の後遺症が現われ、そのため受傷時においては医学的にも通常予想しえなかったような治療方法が必要とされ、右治療のため費用を支出することを余儀なくされるにいたった等、原審認定の事実関係のもとにおいては、後日その治療を

受けるようになるまでは、右治療に要した費用すなわち損害については、同条所定の時効は進行しない」と判示した。

その後、最高裁昭和49.9.26第一小法廷判決（交民集7-5-1233）は、「不法行為の被害者につきその不法行為によって受傷した時から相当の期間経過後に右受傷に基因する後遺症が現われた場合には、右後遺症が顕在化した時が民法724条にいう損害を知った時にあた」と判示し、最高裁平成16.12.24第二小法廷判決（判時1887-52）は、「被上告人は、本件後遺障害につき、平成9年5月22日に症状固定という診断を受け、これに基づき後遺障害等級の事前認定を申請したというのであるから、被上告人は、遅くとも上記症状固定の診断を受けた時には、本件後遺障害の存在を現実認識し、加害者に対する賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に損害の発生を知ったものというべきである。」と判示した。

イ 債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点^{*39}

(7) 債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効に関しては、その消滅時効期間は10年であり（民法167条1項）、その起算点は、「権利を行使することができる時」である（同法166条1項）。

(4) 「権利を行使することができる時」とは、権利を行使するのに「法律上の障害」がなくなった時をいい、権利者の不在や疾病といった「事実上の障害」については原則として時効の進行を妨げないと解されている。その根拠としては、法律関係の安定性の見地のほか、短期消滅時効が定められた幾つかの場合において、権利者が一定の事情を知った時から時効が進行する旨の特則（詐害行為取消権に関する民法426条、不法行為に基づく損害賠償請求権に関する同法724条、相続回復請求権に関する

*38 なお、この論点については、平成19年度前期部付打合せ会における所管課見解（訟時392-120）も参照されたい。

同法884条等)があるのに対し、それ以外の場合については、このような特則がないことが挙げられる(大審院昭和12.9.17判決・民集16-1435, 最高裁昭和49.12.20第二小法廷判決・民集28-10-2072, 川島武宜編「注釈民法(5)」281, 282ページ, 倉吉敬・最高裁判所判例解説民事篇平成6年度236ページ参照)。

「法律上の障害」とは、権利そのものの性質上、権利に内在する障害をいうものとされ、例えば、債権の履行期未到来がそれに当たる。しかし、その障害が債権者側の意思で取り除くことができる場合、例えば、留置権や同時履行の抗弁権、保証人の抗弁権の付着する債権については、債権者が自己のなすべき行為を行えば、その債権を自由に行使し得るから、このような障害は、債権者の権利行使の妨げにはならず、事実上の障害にすぎないとされている(前掲「注釈民法(5)」281, 282ページ)。

例えば、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権は、権利として成立すればこれを行行使する上での「法律上の障害」はないから、その成立時が消滅時効の起算点となる。当該権利の成立要件は、具体的な安全配慮義務の不履行及びこれと相当因果関係のある損害の発生であるから、損害が発生した時に上記損害賠償請求権が成立し、同時に時効が進行を始めるものと解される(倉吉・前掲判例解説237ページ参照)。

(4) ただし、「事実上の障害」であっても、例外的に、「権利の性質上その権利行使が現実に期待できるもの」か否かという観点から、消滅時効の進行を妨げる場合がある、すなわち、そのように権利行使が現実に期待できる時まで起算点が遅れる場合がある。

例えば、最高裁昭和45.7.15大法廷判決(民集24-7-771)は、弁済供託における供託物の取戻請求権につき、供託の基礎となった事実をめぐる争いが解決するまでは、その行使を当事者に期待することは事実上不可能に近いとして、「供託の基礎となった債務について紛争の解決などによってその不存在が確定するなど、供託者が免責の効果を受ける必要が消滅した時」が消滅時効の起算点となる旨判示した(同様の判決とし

て、最高裁昭和55.2.29第二小法廷判決・民集34-2-197, 最高裁平成8.3.5第三小法廷判決・民集50-3-383, 最高裁平成13.11.27第三小法廷判決・民集55-6-1334, 最高裁平成15.12.11第一小法廷判決・民集57-11-2196等参照)。

しかしながら、「権利の性質上その権利行使が現実に期待できるもの」か否かという観点から例外的に消滅時効の起算点が遅れる場合があるととしても、それは、飽くまでも、「権利の客観的性質から、その権利行使が現実に期待できない場合」に限られる点に注意する必要がある(福井章代・最高裁判所判例解説民事篇平成13年度776ページ参照)。

ウ 援用権の濫用

被告による消滅時効の援用権の行使が信義則違反ないし権利の濫用に該当するとして排斥される場合がある。

この点で参考となる裁判例として、横須賀じん肺訴訟における東京高裁平成15.5.27判決(訟月50-7-1971)がある。同判決は、「時効の利益を受ける債務者は、債権者が訴え提起その他の権利行使や時効中断行為に出ることを妨害して債権者において権利行使や時効中断行為に出ることを事実上困難にしたなど、債権者が期間内に権利を行行使しなかったことについて債務者に責むべき事由があり、債権者に債権行使を保障した趣旨を没却するような特段の事情があるのでない限り、自由に消滅時効を援用することができるというべきであり、時効にかかる損害賠償請求権の発生要件該当事実が悪質であったこと、被害が甚大であったこと、事実関係が複雑であるとか、法律構成が困難であるとかの事情で単に債権者において権利行使や時効中断行為に出ることが事実上困難であったこと、債権者と債務者の社会的・経済的地位や能力等は、債務者が消滅時効を援用することを権利

の濫用とさせる事情とはいえない。」と判示している。

また、福岡高裁平成元.3.31判決（民集48-2-776）は、一審判決（長崎地裁佐世保支部昭和60.3.25判決・民集48-2-672）の判示を全て引用して、
「損害賠償請求権の消滅時効の援用が権利濫用に当たるとするには、債権者が訴え提起その他時効中断の挙に出ることを債務者において妨害し若くは妨害する結果となる行為に出た場合、又は債権者と債務者とが近親者等特殊な関係にあるため債権者に時効中断の挙に出ることを期待することが酷である場合など債務者が債権者において時効中断の挙に出なかったことをもって消滅時効を援用することが時効援用権について社会的に許容された限界を逸脱するものとみられる場合でなければならず、たんに時効にかかる損害賠償請求権の発生要件該当事実が悪質であつたこと、被害法益が重要でかつ被害が甚大であつたことは右時効援用権濫用の要件を構成しないものといわなければならない」と判示しており、同判決も参考となる（なお、その上告審である最高裁平成6.2.22第三小法廷判決・民集48-2-441は、
「右事実関係の下においては、被上告人が消滅時効を援用することをもって権利の濫用に該当し、又は信義則に反するとはいえないとした原審の判断は正当として是認することができる。」としている。）。

エ 刑事施設における問題点

(2) 主な裁判例

- 前掲東京地裁平成16.8.30判決（判例秘書登載・
・確定）

受刑者であった原告（外国人）が、刑務所職員による一連の集团的暴行、革手錠使用、保護房収容及び懲罰等の違法を理由として損害賠償を請求した事案につき、本判決は、懲罰の執行終了時が消滅時効の起算点であるとし、原告が外国人で日本語を解さず独居拘禁されていたとはいえ、しばしば大使館の領事と面会して本件不法行為を含めた不満を訴えて法的援助を求めていたことなどに照らすと、在監中に提訴できない状況にあったとは認められない旨判示し、また、府中刑務所職員が原告による弁護士依頼を

妨害した事実は認められないから被告の時効援用が権利濫用であるとの主張は採用できない旨判示し、消滅時効の完成を理由に上記一連の不法行為に基づく損害賠償請求を棄却した。

- 前掲東京高裁平成17.8.31判決（D1-Law.com掲載・[REDACTED]）
 ・最高裁平成19.1.19第一小法廷決定〔上告棄却、不受理〕により確定）
 受刑者であった原告（外国人）が、刑務所職員による人種差別発言、集団的暴行、革手錠使用及び保護房拘禁、強制的な向精神薬の注射、国連人権委員会への発信妨害等の違法を理由として損害賠償を請求した事案につき、本判決は、一部の行為につき違法性を認めた上で（原判決が違法性を認めた注射行為についてはこれを否定した。）、消滅時効の起算点の論点につき、各不法行為の終了時又は損害の発生を認識した時が起算点であり、原告が外国人で我が国の法制度につき法的知識がなかったとしても、大使館員との接見や信書で本件各不法行為につき具体的に相談していたことなどに照らすと、在監中に提訴が不可能であったとは認められないし、府中刑務所で報復的な拷問が組織的・継続的に行われていたとは認められず、原告も報復をおそれて提訴できなかったなどの事実も認められない旨の原判決の判示、及び援用権の濫用の論点につき、府中刑務所当局が原告の国連への発信を妨害した事実も原告の権利行使を妨害した事実も認められないから、被告の時効援用が権利濫用であるとの主張は採用できない旨の原判決の判示をそれぞれ全面的に引用した上、認定した不法行為に基づく損害賠償請求権は全て消滅時効により消滅したとして、（消滅時効が完成していない注射行為につき違法性を認めてその分の請求を一部認容した）原判決を取り消し、請求を全て棄却した。

- 前掲大阪高裁平成24.10.25判決（[REDACTED]）
 受刑者であった原告が、提訴の10年以上前に刑務所職員による違法な暴行及び革手錠使用により急性腎不全等の傷害を負ったと主張して安全配慮義務違反に基づく損害賠償を請求した事案につき、原判決（大阪地裁平成23.12.8判決・判時2149-90）は、受刑者との在監関係においても安全配慮

義務は成立し得るとした上、革手錠の使用方法的違法性及び傷害との因果関係を認め、被告の消滅時効の抗弁に対しては、面会時の立会いや信書の内容確認がある以上、違法な戒護権行使につき被収容者が訴え提起等をすることは極めて困難であるから、刑務所収容中は「法律上の障害」があったとし、消滅時効の起算点は原告の出所時であるとして、消滅時効の完成を認めず、請求を一部認容したが、本判決は、原判決と同様に国の安全配慮義務違反は認めつつ、一般的に権利の消滅時効の起算点は、その権利の客観的な性質によって定まるものであって、原則として、債権者と債務者との個人的事情によって左右されるべきものではなく、安全配慮義務違反による損害賠償請求権は、特段の事情のない限り、権利として成立すればこれを行行使するについて法律上の障害はないとした上で、本件においては特段の事情は認められず、革手錠が使用された日か、あるいは遅くとも損害発生が明らかとなった急性腎不全と診断された日が時効の起算点であるとして消滅時効の完成を認め、原判決を取り消して原告の請求を棄却した。

11 その他

(1) 優遇区分について

ア 一般的事項

(7) 改善更生の意欲を喚起することは受刑者処遇の重要な目的であることから（法30条）、受刑態度の優良な受刑者についてはその状態を維持させ、受刑態度の不良な受刑者については改善更生の意欲をもって受刑態度を優良なものとする動機付けをするため、優良な受刑態度を執ることで刑事施設内での生活及び行動の場面で現実的な利点を得させる制度が優遇措置の制度である（法89条）。

旧監獄法下においても、行刑累進処遇令（昭和8年司法省令第35号）をもって優遇措置的な処遇が規定されていたが、長期刑の受刑者にとっては長期間同一の累進級にとどまざるを得ない運用が行われるなど、受刑者にとって魅力のある優遇制度となっていないという問題点があったことから、刑事収容施設法下においては、比較的短期間における受刑態度の評価に応じた優遇措置を設けたものである。

(4) 優遇措置の内容は、①法40条2項による物品の貸与又は支給、②法41条1項による自弁物品の使用又は摂取、③法111条による面会の時間又は回数、④その他法務省令で定める処遇とされており（法89条）、その細目は規則53条ないし55条及び平成18.5.23法務省矯正訓第3323号「受刑者の優遇措置に関する訓令」（以下「優遇訓令」という。）で定められている。

その概要を述べると、刑事施設の長は、各受刑者ごとに、評価期間（6か月）における受刑態度等に鑑みて優遇区分（第1類から第5類）を指定し、これに応じて優遇措置が行われる（規則53条）。優遇措置の具体的な内容は、例えば、室内装飾品等の貸与、嗜好品の支給、娯楽的活動に用いる物品等の自弁使用許可、嗜好品等の自弁摂取許可、面会時間及び回数の増加、発信信書数の増加などである（規則54条）。

また、法務大臣は規則55条に基づき優遇訓令を発出しており、それに

は優遇区分の評価事項や手続等が定められているほか、平成19.5.30矯正令第3347号矯正局長依命通達「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について」により、更に詳細な内容が定められている。

イ 最近の裁判例

○ 岐阜地裁平成24.6.14判決（[redacted]）

受刑者である原告が、「岐阜刑務所受刑者無事故表彰規程の制定について」という達示に基づく無事故表彰として受けていたテレビ鑑賞の優遇につき、懲罰を科するに当たってこれを剥奪したのは法150条3項、151条に違反すると主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、本件達示は法89条に準じて設けられた優遇措置であるところ、それが受刑態度の評価に応じた優遇措置を講じ、受刑者の改善更生の意欲を喚起しようとするものである以上、規律及び秩序違反等があり不良な受刑態度があった場合に、優遇措置を講じなかったり、付与された優遇措置を剥奪することを内容とするのは当然であり、また、無事故表彰の剥奪は、処遇の必要上認められた優遇措置の剥奪にすぎず、法で認められた優遇措置制度に当然に内包するものであり、法150条3項や151条で定める秩序罰である懲罰ではないから原告の主張は理由がないとして、請求を棄却した。

○ 水戸地裁平成24.8.7判決（[redacted]）

受刑者である原告が、第3類に進類すべきであったのに違法にこれをしなかったとして損害賠償を請求した事案につき、本判決は、優遇区分の指定に係る判断は、当該受刑者の性格、性向、日常の行状、矯正処遇の実施状況、当該刑事施設の性格、収容状況、保安の状況等の具体的事情を基礎として刑事施設内の諸事情に精通し、専門的知識及び経験を有する刑事施設の長の合理的な裁量判断に委ねられているところ、原告は確かに評価期間中に懲罰を執行されたことはないものの、反則行為の調査に付されたことがあり、これは優遇訓令5条2号の「賞罰の状況」には該当しないものの、同条1号の「日常生活等の態度」として考慮、斟

酌される事情の一つとなり得るものである上、実際にこれを考慮、斟酌するか否か、どのように考慮、斟酌するかも刑事施設の長の合理的な裁量に委ねられており、水戸刑務所長が上記反則行為の調査のみをもって本件区分指定をしたと認めるに足りる証拠はなく、その他本件区分指定につき裁量を逸脱したと認めるに足りる証拠はないから、国賠法上の違法は認められないとして、請求を棄却した。

(2) 願せんについて

ア 一般的事項

いわゆる「願せん」とは、「刑事施設において、被収容者が諸願（いわゆる願いごとや不服申立て）を行う際、その内容等を記載する用紙」を意味するが、監獄法及び刑事収容施設法等の法令上の根拠のあるものではない。

「願せん」の取扱い方法は各刑事施設によって異なるが、通常は、毎日あるいは週のうち1日（特定の曜日）を願せん受付日とするほか、緊急性・必要性のある申出については随時受け付けることとしているところが多い。

イ 最近の裁判例

○ 堺簡裁平成24.1.19判決（）

受刑者である原告が、願せんの申請や書籍の貸与の申請を毎週水曜日

に限定されたことから、合計約50件の申請を毎水曜日まで待たされたことにより不利益を受けたと主張して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、法及び規則において、自弁物品等の購入、面会、信書の発信においてさえ、刑事施設の管理運営上、その申請日等を制限できるとされているのであるから、大阪刑務所で願せん提出日を毎週水曜日とした上、緊急性・必要性の認められる申出については随時受け付けるという取扱いをしたとしても、不当で不合理な点は認められないとして、請求を棄却した。

(3) 受刑者に関する個人情報の漏洩について

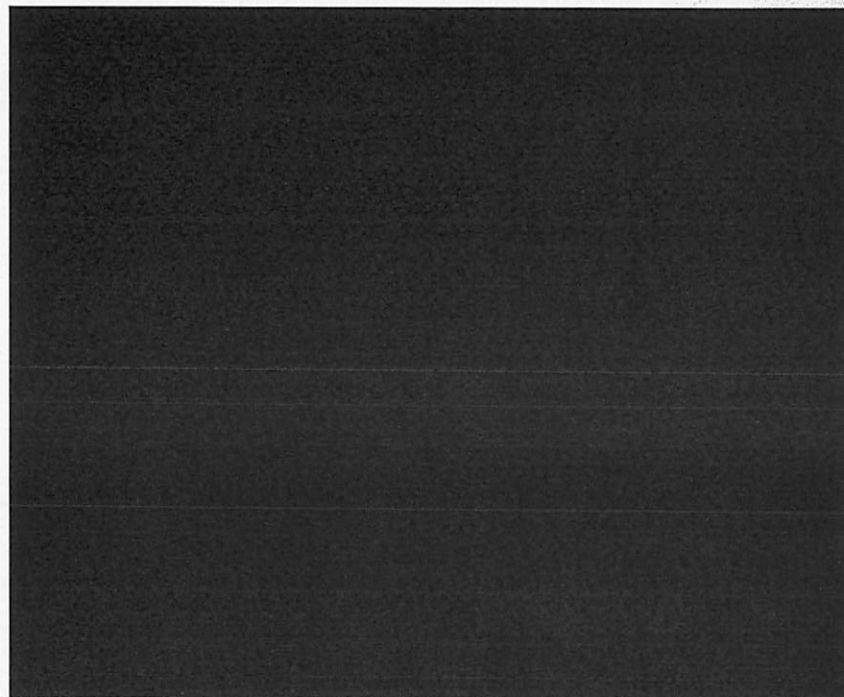
ア 一般的事項

刑務官が職務上知った受刑者に関する個人情報を違法に漏洩した場合、その損害について、刑務官個人が民法上の責任（709条）を負うべきか、あるいは、国が国賠法上の責任（1条1項）として負うべきか、すなわち国賠法1条1項のいわゆる職務関連要件（「その職務を行うについて」）の該当性が問題となる。

職務関連要件は、判例・通説によれば、民法715条の使用者責任における事業執行要件（「その事業の執行について」）と同義と解されており、いわゆる外形標準説が妥当すると解されている（手引53ページ、最高裁昭和31.11.30第二小法廷判決・民集10-11-1502参照）。

ところで、使用者責任に関する裁判例や学説を通覧すると、一口に外形標準説といっても、不法行為の類型によって事業執行要件の判断に際しての判断要素が異なることが一般的に認められており、例えば、相手方（被害者）の信頼保護が要請される取引的不法行為と、そのような要請がない事実的不法行為とでは判断要素が異なり、さらに後者においても、例えば、被用者の自動車事故事案では、当該自動車会社保管に係るものか否かや当該被用者の運転行為が一般的に許容されていたか否かが重視される傾向にあり、他方、被用者の暴行事案では、職務行為との時間的・場所的な関連性や原因と職務との関連性が重視される傾向にある。

本件のような個人情報漏洩の類型の不法行為については、最高裁判例は見当たらず、下級審裁判例も少なく、また学説上も正面から論じたものは見当たらない。



イ 最近の裁判例

以下の裁判例は、理由の当否はともかく、いずれも職務関連要件を認めたものである（なお、刑務官以外の公務員による秘密漏洩事案につき、札幌高裁平成17.11.11判決・判例秘書登載・[redacted]、京都地裁平成20.3.25判決・判時2011-134、大阪地裁平成22.11.29判決・判時2108-93は、いずれも職務関連要件を否定している。）。

○ 東京地裁平成17.6.8判決（判時1918-32・訟月53-5-1559・確定）

刑務官（本件発覚後懲戒免職処分済み）が、未決拘禁者であるAと不適切な交流をし、Aの求めに応じて、刑務所内において、携帯電話機を渡したり、別の未決拘禁者Bの個人情報（住所氏名、電話番号、弁護士

の氏名）を漏洩したところ、AがBの妻である原告から保釈保証金等名下で現金を詐取したことから、原告が国に対して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、外形標準説に依拠した上で、上記各行為は刑務官としての地位がなければ実行が不可能なものであったから職務と一体不可分の関係にあるとして職務関連性を認め、請求を一部認容した。

○ 鳥取地裁平成24.7.17判決（[redacted]・確定）

刑務官（本件発覚後懲戒免職処分済み）が、受刑者である原告から苦情申出を受けたため、上司の職務命令に基づき同申出に関する報告書を作成したが、無断でその写しを作成して所外に持ち出した上、以前自己が刑務所内で不適切な交流をしていた元受刑者の自宅で、同人に同報告書の写しを交付して原告に関する個人情報（受刑者であること、別の刑務所に移送されたこと等）を漏洩したことから、原告が国に対して損害賠償を請求した事案につき、本判決は、外形標準説に依拠した上で、同報告書の写しを無断で持ち出して保管する行為も職務行為であるとして職務関連性を認め、請求を一部認容した。

資料編

資料 編 目 次

【関係法令等】

1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文	279
2 監獄法（明治41年法律第28号）	326
3 監獄法施行規則（明治41年6月16日司法省令第18号）	331
4 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律（明治41年法律第28号）	342
5 刑事被告人と弁護人との接見に関する件（昭和23. 1. 22行甲57司法次官依命通牒）	347
6 死刑確定者の接見及び信書の発受について（昭和38. 3. 15矯正甲96矯正局長依命通達）	347
7 弁護人が被告人との接見内容を録音することについて（昭和45. 10. 8矯正甲944矯正局長通達）	347
8 戒具の使用及び保護房への収容について（平成11. 11. 1 矯保3329矯正局長通達）	349
9 弁護人が被告人との接見時に携帯型パソコン等の使用を願い出た場合の取扱いについて（平成13. 11. 30矯保4001矯正局保安課長）	351
10 刑務官の職務執行に関する訓令（平成18. 5. 23矯成訓3258法務大臣訓令）	352

- 11 受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令の運用について（平成18.5.23
矯成第3322号矯正局長依命通達） ----- 361
- 12 受刑者の優遇措置に関する訓令（平成18.5.23矯正訓3323法務大臣訓令）
----- 363
- 13 被収容者の外部交通に関する訓令の運用について（依命通達）（平成19.5.30矯
成3350矯正局長依命通達） ----- 365
- 14 被収容者の懲罰に関する訓令（平成19.5.30矯成訓3351法務大臣訓令） -- 372

（注）通達，訓令中の別紙（記）様式については，省略した。

【証拠保全対応マニュアル（抄）】 ----- 376

○刑事被告人と弁護人との接見に関する件

〔昭和二三・一・二二 行甲五七司法次官依命通牒〕

今般監獄法施行規則の一部を別紙のように改正されたが、右は新憲法の精神に照し刑事被告人（被疑者を含む）の弁護権を完全に行使させるため、弁護人との接見には何等の精神的拘束を受くことなく、自由に弁護人に対し意見を通じさせんとする意図に出たものであるから、その趣旨を体して取扱に御注意ありたい。

然し刑務所としては拘禁上其の他の見地からこれを無戒護の状態におくことは許されずし又裁判の適正を期することにも協力しなければならないので左記の点につき御留意ありたく命によつて通牒する。

追つて施設の改善補強等の為に予算を要する場合は事前に所要予算の増額申請方取計われたい。

記

- 一 用談の内容を聞取ることのできない場所（例えば接見室の硝子窓を透して）から戒護し、逃走の防止、危険又は罪証湮滅の資料となる物件の授受を防止すること。
- 二 接見の前後には厳重に身体及び衣類の検査を行うこと。
- 三 接見室の構造が脆弱又は逃走の危険があり其の他不適当なものは適当に補強又は改良すること。
- 四 弁護人と刑事被告人との間に金網を施す等適当な施設を施すこと。

○死刑確定者の接見及び信書の発受について

〔昭和三八・三・一五 矯正甲九六矯正局長依命通達〕

接見及び信書に関する監獄法第九章の規定は、在監者一般につき接見及び信書の発受の許されることを認めているが、これは在監者の接見及び信書の発受を無制限に許すことを認めた趣旨ではなく、条理上各種の在監者につきそれぞれの拘禁の目的に応じてその制限の行なわれるべきことを基本的な趣旨としているものと解すべきである。

ところで、死刑確定者には監獄法上被告人に関する特別の規定が存する場合、その準用があるものとされているものの、接見又は信書の発受については、同法上被告人に関する特別の規定は存在せず、かつ、この点に関する限り、刑事訴訟法上当事者たる地位を有する被告人とは全くその性格を異にするものというべきであるから、その制限は専らこれを監獄に拘留する目的に照らして行なわれるべきものと考えられる。

いうまでもなく、死刑確定者は死刑判決の確定力の効果として、その執行を確保するために拘留され、一般社会とは厳に隔離されるべきものであり、拘留所等における身柄の確保及び社会不安の防止等の見地からする交通の制約は、その当然に受忍すべき義務であるとしなければならない。更に拘留中、死刑確定者が罪を自覚し、精神の安寧裡に死刑の執行を受けることとなるよう配慮さるべきことは刑政上当然の要請であるから、その処遇に当たり、心情の安定を害するおそれのある交通も、また、制約されなければならないところである。

よつて、死刑確定者の接見及び信書の発受につきその許否を判断するに当たつて、左記に該当する場合は、概ね許可を与えないことが相当と思考されるので、右趣旨に則り今今その取扱いに遺憾なきを期せられたい。

右命によつて、通達する。

記

- 一 本人の身柄の確保を阻害し又は社会一般に不安の念を抱かせるおそれのある場合
- 二 本人の心情の安定を害するおそれのある場合
- 三 その他施設の管理運営上支障を生ずる場合

○弁護人が被告人との接見内容を録音することについて

〔昭和四五・一〇・八 矯正甲九四四矯正局長通達〕

標記の件について、別紙甲号名古屋弁護士会会長照会に対し、別紙乙号のとおり回答したから参考のため送付する。

別紙甲号

名弁発第八四七号

昭和四五年八月十四日

名古屋市中区東外堀町一丁目三番地

名古屋弁護士会

会 長 ○ ○ ○ ○

法務省矯正局長 殿

弁護士法第二十三条の二による照会の件

当会所属左記弁護士より弁護士法第二十三条の二により当会に対し貴所々管にかかる別紙事項の調査方依頼がありましたから、これが御調査の上、御回答賜わりたく御願ひ申し上げます。

弁護士名 ○○○○・○○○○

別紙添付

別 紙

照 会 願

(依頼者又は被告人名)

○ ○ ○ ○

私は右の者より事件の委任を受けましたが、訴訟進行の必要上、左記事項につき、弁護士法第二十三条の二により御照会相成り、御回報賜りますよう御願ひ申し上げます。

昭和四五年八月一日

名古屋弁護士会所属

弁護士 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

名古屋弁護士会

会長 ○ ○ ○ ○ 殿

記

一、照会先 (住所)

東京都千代田区霞ヶ関一 法務省

(氏名)

法 務 省 矯正局長

一、照会事項

一、昭和三十八年四月四日矯正甲第二七九号“弁護士が被告人との接見内容を録音することについて”と題する通達の内容。

二、右通達を運用する具体的方法如何。

三、被告人との弁護人の秘密交通権(刑事訴訟法第三十九条)との関係をどのように理解されているのか。

別紙乙号

法務省矯正甲第一四二七号

昭和四十五年九月十一日

法務省矯正局長 羽 山 忠 弘

名古屋弁護士会会長 殿

弁護士法第二十三条の二による照会に対する回答

本年八月十四日名弁発第八四七号をもつて照会のあつた標記の件について、左記のとおり回答します。

記

一 照会事項一

弁護士が被告人と接見するに際し、テープレコーダー等の録音機を用いて、その内容を録音して持ち帰ることは、刑事訴訟法第三十九条の適用上、書類の授受に準ずるものとして取り扱うべき旨通達している。

二 照会事項二

1 行刑施設へ出入する者については、施設側において保安その他の見地から必要と認め

る場合には、その携帯品を検査している。

2 接見者が無断で録音機を接見室内に持ち込むことは禁止している。ただし、録音機は、たとえば、当該接見者以外の者の声を録音し、施設内に持ち込んで再生することが可能であり、また、当該接見者以外の者に対する話を録音し、施設外に持ち出して再生することも可能であるという意味において、施設においては、これを無断で持ち込み、または持ち出すことを禁止している。

3 弁護人が被告人との接見内容を録音するため接見室内に録音機を持ち込むことを願い出たときは、施設側において必要と認める場合には、接見室に持ち込む前にテープ等を検査し、また、接見終了後、弁護人立会のもとに当該録音を再生のうえ内容を検査し、未決拘禁の目的に反する内容の部分、戒護に支障を生ずるおそれのある内容の部分等があれば、その部分を消去することを条件として、許可する取扱いとしている。

三 照会事項三

当局においては、接見内容を録音して持ち帰ることは、刑事訴訟法第三十九条の適用上、書類の授受に準じて取り扱うべきものであり、同条第二項の書類の授受に関しては、適時に検査をうけるなど必要な措置に服すべきものと解して、そのように指導している。

○戒具の使用及び保護房への収容について(通達)

[平成 11. 11. 1 矯保 3329 矯正局長通達]

戒具の使用及び保護房(被収容者の鎮静及び保護に充てるため設けられた相応の設備及び構造を有する独居房をいう。以下同じ。)への収容について、下記のとおり定め、平成 12 年 1 月 1 日から実施することとしましたので、遺憾のないよう配意願います。

なお、この通達を実施する際、現に戒具使用中又は保護房収容中の者に関する取扱いについては、この通達によるものとします。

記

1 留意事項

- (1) 戒具の使用又は保護房への収容に当たっては、事態に応じ、その目的を達成するため合理的に必要と判断される限度を超えてはならないこと。
- (2) 戒具は、必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけ、又は著しく血液の循環を妨げる等健康を害するような方法で使用しないこと。
- (3) 戒具を戒具以外の物と連結して使用しないこと。
- (4) 戒具使用中又は保護房収容中の者については、巡回、監視用テレビカメラ等により、綿密かつ頻繁に視察し、その動静を的確に把握すること。
- (5) 戒具使用中(護送中の者を除く。)又は保護房収容中の者については、常に医師にその心身の状況を確認し、必要に応じて診察させること。
- (6) 戒具使用中(護送中の者を除く。)又は保護房収容中の者については、進んで精神の安定を図るための働き掛けを試み、早期に解除できるよう努めること。

2 金属手錠の使用法

- (1) 錠は手首に使用し、それ以外の部位には使用しないこと。
- (2) 手の位置は、両手前又は両手後ろとすること。
- (3) 1 個の手錠を 2 人以上に使用しないこと。
- (4) 使用中の者(護送中の者を除く。)の食事、用便等に当たっては、手錠を一時外すこと。これにより難い場合には、できるだけ次のような措置を採ること。
ア 片手の錠を外す。
イ 両手を前にする。

3 革手錠の使用法

- (1) 腕輪は手首に、バンドは腰部(下腹部及び下背部を含む。以下同じ。)に使用し、それ以外の部位には使用しないこと。
- (2) 手の位置は、腰部において、両手前、片手前片手後ろ又は両手後ろとし、手の位置を前にした場合に手のひらが腹部に、手の位置を後ろにした場合には手の甲が背部に向くようにすること。その際、手首、前腕部又は上腕部を交錯させないこと。

- (3) 使用中の者の食事、用便等に当たっては、手錠を一時外すこと。これにより難い場合には、できるだけ次のような措置を採ること。

- ア 片手の腕輪を外す。
イ 両手又は片手を前にし、バンドを緩める。

- (4) 手首が腕輪から抜けるおそれがあり、これを防止するため必要と認められる場合には、金属手錠を併用できること。この場合には、左右2個の錠を共に同一の手首に使用すること。

4 捕縄の使用法

- (1) 護送時を除き、使用部位は、手首、腰部、大腿部又は下腿部（足首を含む。以下同じ。）とし、連結部位は、手首と腰部、手首相互、大腿部相互、下腿部相互又は手錠と腰部とすること。
- (2) 手首に使用した場合又は手首及び腰部にそれぞれ使用して連結した場合の手首の位置は、革手錠の場合と同様とし、両手首を合わせて使用した場合に限り手首を交錯できること。
- (3) 護送時を除き、1個の捕縄を2人以上に使用しないこと。
- (4) 使用中の者、（護送中の者を除く。）の食事、用便等に当たっては、捕縄を一時外すこと。

5 防声具及び鎮静衣の使用しないこと。

6 保護房収容等

(1) 収容要件

次の各号のいずれかに該当する被収容者であり、かつ普通房に収容することが不適当と認められる場合に限り収容すること。

- ア 逃走のおそれがある者
イ 他人に暴行又は傷害を加えるおそれがある者
ウ 自殺又は自傷のおそれがある者
エ 職員制止に従わず、大声又は騒音を発する者
オ 房内汚染、器物損壊等異常な行動を反復するおそれがある者

(2) 収容の手続

- ア 収容は所長の命令によること。ただし、急速を要し、所長の命令によることができない場合には、収容後直ちにその旨を所長に報告すること。
- イ 精神又は身体に異常のある者については、医師に診察させ、健康に害がないと認められる場合でなければ、収容してはならないこと。ただし、急速を要し、あらかじめ医師に診察させることができない場合には、収容後直ちに診察させること。

(3) 収容の解除及び収容期間

上記(1)に定める収容要件が消滅した場合には、直ちに収容を解除すること。
収容期間は3日を超えてはならないこと。ただし、3日を超えて収容を継続する必要がある場合には、2日ごとに収容期間を更新することができること。

(4) 保護房に収容されている者に対する戒具の使用

保護房収容のみでは、逃走、暴行又は自殺を抑止できないと認められる場合に限り、保護房に収容されている者に対して戒具を使用することができること。

7 護送時の措置

護送時に金属手錠及び捕縄を使用する場合には、上記2及び4によるほか、次のとおりの措置を採ること。

- (1) 使用中の者の食事、用便等に当たっても、特に必要のある場合を除き、外さないこと。ただし、金属手錠については、片手の錠を外すか、両手を前にすること。
- (2) 捕縄の使用部位は手錠と腰部とし、また、複数の収容者を護送する場合には、1個の捕縄により、複数の被収容者の腰部相互及び手錠相互を連結することができること。

8 緊急制圧時の措置

被収容者を緊急に制圧するため、金属手錠又は捕縄を使用する場合において、上記1の(3)、2、4又は7に定める使用方法によっては、使用の目的を達成することが著しく困難であり、かつ、やむを得ないと認められるときは、その他の相当な方法によって使用することができること。ただし、制圧終了後直ちに、上記1の(3)、2、4又は7に定める使用方法に変更

すること。

9 記録

- (1) 戒具を使用した場合、解除した場合又は使用方法を変更した場合には、戒具使用書留簿（別紙様式1）及び視察表に記録すること。視察表には、次の事項のうち必要と認められるもの及びその他参考となる事項を記載すること。ただし、金属手錠及び捕縄を護送に際し使用した場合には、記録を省略することができること。

- ア 使用、解除、使用方法変更の日時
イ 使用場所
ウ 戒具の種類・使用方法
エ 指揮者
オ 実施者
カ 使用要件に該当する事実（解除した場合には、使用要件が消滅した事実）
キ 被使用者の動静
ク 被使用者の負傷の有無・程度
ケ 使用状況
コ 医師の診察を実施した場合、医師の意見

- (2) 被収容者を保護房に収容した場合、解除した場合又は収容期間を更新した場合には、保護房収容書留簿（別紙様式2）及び視察表に記録すること。視察表には、次の事項のうち必要と認められるもの及びその他参考となる事項を記載すること。

- ア 収容、解除、収容期間更新の日時
イ 収容居房
ウ 指揮者
エ 実施者
オ 収容又は収容期間更新の要件に該当する事実（解除した場合には、収容要件が消滅した事実）
カ 被収容者の動静
キ 被収容者の負傷の有無・程度
ク 戒具使用の有無
ケ 医師の診察を実施した場合、医師の意見

- (3) 戒具使用中又は保護房収容中の者の動静は、少なくとも15分に1回以上の割合で当該被収容者ごとに作成する書面に記録すること。ただし、特異な動静については、適宜視察表に記録すること。

○弁護士が被告人との接見時に携帯型パソコン等の使用を願い出た場合の取扱いについて

〔平成13.11.30 橋保400I 矯正局保安課長〕

先般、札幌矯正管区長及び東京矯正管区長から、最近、弁護士から、弁護士接見時に携帯型パソコンを使用したいとの申出がなされることがあるとして、その対応につき、当局に照会があったところ、別紙のとおり回答されたので、留意されたく、通知します。

別紙

法務省矯正第3999号

平成13年11月30日

東京矯正管区長 小畑輝海殿

法務省矯正局長 鶴田六郎

弁護士接見実施時におけるパソコン及びワープロ等の使用について（回答）
平成13年10月26日付け東管保発第2807号をもって内議のあった標記については、下記の点について留意の上、使用させることとされたい。

記

- 1 弁護士待合室の掲示板等に、「弁護士接見時にパソコン等の使用を希望する方は、あらかじめ、職員に申し出てください。」等と記載する等の方法により、接見室にパソコン等を持

ち込む場合には、あらかじめ、職員に申し出るよう周知すること。

- 2 パソコン等の使用について申出があった場合には、当該パソコン等の、CCDカメラ機能及び内蔵マイクの有無を確認するとともに、CCDカメラ、PHSカード等の付属品の所持について質問すること。
 - 3 パソコン等の使用は、訴訟上の必要に基づく記録用等の使用目的に限るものとし、パソコン等の録音・再生機能、録画・再生機能、電話等の通信機能は、いずれも使用できない旨を周知すること。
- なお、これらの機能が使用できないのは、録音・録画及び再生機能については、使用・作成したデータについての的確な検査が極めて困難であること、通信機能については、その使用が接見交通権の範囲を超えるものであるためであること。
- 4 パソコン等の電源は、持参したバッテリー等によること。

(札幌矯正管区長あて回答については、同旨につき略)

○刑務官の職務執行に関する訓令

[平成 18.5.23 矯正訓 3258 法務大臣訓令]

改正 平成 19.5 矯正訓 3361、平成 21.1 矯正訓 413

刑務官の職務執行に関する訓令を次のように定める。

刑務官の職務執行に関する訓令

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 服務 (第3条—第11条)

第3章 装備品の貸与等 (第12条・第13条)

第4章 職務

第1節 通則 (第14条—第19条)

第2節 身体検査等 (第20条—第22条)

第3節 制止等の措置 (第23条—第25条)

第4節 捕縄、手錠及び拘束衣の使用 (第26条—第34条)

第5節 保護室への収容 (第35条・第36条)

第6節 武器の携帯及び使用 (第37条—第45条)

第7節 収容のための連戻し (第46条・第47条)

第5章 補則 (第48条・第49条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、刑務官の服務並びに刑事施設の規律及び秩序の維持に関する職務の執行を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成 17 年法律第 50 号。以下「法」という。) 及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則 (平成 18 年法務省令第 57 号。以下「規則」という。) において使用する用語の例による。

第2章 服務

(職責の自覚)

第3条 刑務官は、治安に対して重要な役割を担う刑事施設の重責を自覚するとともに、被収容者の人権を尊重し、積極的態度をもってその職務を遂行しなければならない。

(団結)

第4条 刑務官は、その団結と統制を図り、他の関係機関と緊密に連絡し、刑事施設の組織的機能を最高度に発揮するよう努めなければならない。

(危険及び責任の回避の禁止)

第5条 刑務官は、正当な事由なく、職務上の危険及び責任を回避してはならない。

(命令の遵守等)

第6条 刑務官は、職務の執行に当たり、法令及び上司の命令を遵守するとともに、職務上必要な意見があれば、積極的に具申し、上司を補佐しなければならない。

(品位)

第7条 刑務官は、その職務にふさわしい品位の保持に努めなければならない。

(職務能力の習得及び向上)

第8条 刑務官は、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び能力の習得及び向上に努めなければならない。

(服装等)

第9条 刑務官は、刑務官の服制及び服装に関する規則 (昭和 59 年法務省矯保訓第 539 号大臣訓令) の定めるところにより、所定の制服等を着用及び着装しなければならない。

(届出)

第10条 刑務官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を刑事施設の長に届け出なければならない。

- (1) 被収容者等 (被収容者、労務場留置者及び監置場留置者をいう。以下同じ。) に親族又は知人がいるとき。
- (2) 被収容者等の親族、釈放者その他これに類する者から金品が送付されてきたとき。
- (3) 事件又は事故の加害者又は被害者となったとき。
- (4) その他刑事施設の長が定める事項に該当するとき。

2 前項の届出の様式は、刑事施設の長が定める。

(非常登庁)

第11条 刑務官は、刑事施設の長から非常招集の命令を受けた場合には、直ちに登庁しなければならない。ただし、地震、火災、暴動その他の非常事態の発生を認識した場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、非常招集の命令を待つことなく直ちに登庁しなければならない。

2 前項ただし書の規定による登庁の基準については、刑事施設の長が定める。

第3章 装備品の貸与等

(装備品の貸与)

第12条 刑事施設の長は、刑務官に対し、次に掲げる装備品を貸与するものとする。ただし、第4号又は第5号に掲げる装備品については、配備数その他の事情を考慮し、これを貸与しないことができる。

- (1) 刑務官手帳 (矯正局長が定める制式の手帳の表紙及び職員証並びに付属品をいう。)
- (2) 呼子笛
- (3) 通行かぎその他職務上必要なかぎ
- (4) 警棒
- (5) 第一種の手錠

2 刑事施設の長は、職務の性質その他の事情を考慮して、次に掲げる装備品を貸与することができる。

- (1) 規則第 36 条各号に掲げる警備用具 (前項第 4 号に規定するものを除く。)
- (2) 捕縄
- (3) 小型武器 (弾薬その他の付属品を含む。以下同じ。)

3 前2項の規定により貸与された装備品 (以下この条において「貸与品」という。) は、職務と関係がないことに利用し、又は他人に貸与してはならない。

4 刑務官は、貸与品を紛失又は破損しないように適正に使用し、又は保管しなければならない。

ない。

5 刑務官は、勤務時間中において、貸与品を着装しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、刑務官手帳を除き、この限りでない。

- (1) 室内で勤務するとき（被収容者等がいる工場、居室棟その他これらに類する場所で勤務するときを除く。）。
 - (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
 - (3) 私服を着用して勤務するとき（貸与品を使用する可能性のある職務に従事するときを除く。）。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、貸与品を着装することが不適当であると刑事施設の長が認めたとき。
- 6 刑務官は、退庁するときは、貸与品（刑務官手帳、呼子笛及び第二種の捕縄を除く。）を所定の場所に返納しなければならない。ただし、刑事施設の長が別に指示するときは、この限りでない。
- 7 刑務官は、貸与品を紛失し、又は破損した場合には、直ちに刑事施設の長に報告しなければならない。
- 8 刑事施設の長は、その指定する職員に、適時、貸与品の員数等を点検させなければならない。

（警備用具等の管理）

第 13 条 刑事施設の長は、その刑務官のうちから、警備用具、捕縄、手錠、拘束衣及び小型武器（以下この条において「警備用具等」という。）の管理責任者を指定するものとする。

- 2 前項の管理責任者は、前条第 1 項又は第 2 項の規定により貸与中のものを除き、適切に警備用具等を保管しなければならない。
- 3 第 1 項の管理責任者は、毎月 1 回以上、警備用具等の保管状況を検査し、必要に応じて手入れ等の措置を講じなければならない。
- 4 第 1 項の管理責任者は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める書面に記録しなければならない。
 - (1) 小型武器を授受し、修理し、若しくは特別手入れを行い、又は小型武器、弾薬若しくは付属品を出納したとき 別記様式第 1 号から第 6 号までの書面
 - (2) 催涙ガス筒の発射機若しくは催涙弾若しくは着色弾の発射機を授受したとき又は催涙ガス筒の発射機、催涙弾若しくは着色弾の発射機、催涙ガス筒、催涙ガス筒装薬包、催涙弾若しくは着色弾を出納したとき 別記様式第 7 号から第 9 号までの書面
 - (3) 警備用具等（前 2 号に掲げるものを除く。）を貸与したとき 別記様式第 10 号の書面

第 4 章 職務

第 1 節 通則

（保安原則）

第 14 条 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序の維持に関する職務を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 被収容者等の位置は、できる限り、刑務官が自らの視線で監視できる範囲内とする。
- (2) 刑務官が職務を行う位置は、できる限り、被収容者等の動静の把握が容易であり、かつ、逃走等の非常事態に速やかに対応できる場所とすること。
- (3) 被収容者等の人員は、常に確実に把握しておくこと。
- (4) 施錠箇所の開閉及び施錠並びにかぎの管理は確実にを行い、施錠後は、その状態を確認すること。
- (5) 護送時において捕縄を使用するとき、縄尻を確実に把持すること。
- (6) 保護室又は居室の開扉は、1 名の刑務官で開扉することが許可されている場合を除き、2 名以上の刑務官で行い、閉室点検後の居室の開扉は、監督当直者の許可を得て、2 名以上の刑務官で行うこと。

- (7) 被収容者等が会話をすることを禁止されている場所又は時間において、被収容者等が会話しているときは、これを制止すること。
- (8) 被収容者等の位置が指定されている場合において、刑事施設の職員の許可を得ずに被収容者等がその位置から離れているときは、指定されている位置に移動させること。
- (9) 被収容者等の動作については、定められた号令又は合図をもって規律正しくかつ迅速に行わせるとともに、被収容者等の反則行為を察知又は現認した場合には、速やかに、必要な措置を執ること。
- (10) 作業指導員その他の刑事施設の職員以外の者が刑事施設内に立ち入るときは、特に必要がある場合を除き、被収容者等と接触させないこと。
- (11) 被収容者等の動静を綿密に視察し、その心情の把握に努めること。
- (12) 居室、工場その他の被収容者等が立ち入る場所の点検及び被収容者等の身体、着衣等の検査を励行すること。
- (13) 自殺、逃走等を使用されるおそれがある物品及び設備等の点検を励行すること。
- (14) 火災の原因となるおそれがある物品又は設備等の点検を励行すること。
- (15) 被収容者等の動静又は刑事施設の状況に不審な点が認められるときは、速やかに、その原因等を確認し、必要な措置を執ること。
- (16) 報告は、迅速かつ的確に行うこと。
- (17) 職務を引き継ぐときは、被収容者等の人員、動静その他の引継ぎに必要な事項を的確かつ簡潔に伝えること。
- (18) 冷静、沈着を旨とし、適切な言動を心掛け、毅然たる態度の中にも人間的な温かみをもって被収容者等と接すること。

（記録）

第 15 条 刑務官は、警備用具を使用した場合には、視察表（被収容者等の場合）又は報告書（被収容者等以外の者の場合）に、その状況を記録するものとする。

- 2 刑務官は、捕縄、手錠又は拘束衣を使用し、使用を中止し、又は使用方法を変更した場合（拘束衣については更新を含む。）には、視察表及び別記様式第 11 号の捕縄、手錠及び拘束衣使用簿に記録するものとする。ただし、護送時において第一種の捕縄及び第一種の手錠を使用し、使用を中止し、又は使用方法を変更した場合は、この限りでない。
- 3 刑務官は、被収容者等を保護室に収容し、収容の期間を更新し、又は収容を中止した場合には、視察表及び別記様式第 12 号の保護室使用簿に記録するものとする。
- 4 刑務官は、小型武器を使用した場合には、視察表（被収容者等の場合）又は報告書（被収容者等以外の者の場合）に、その状況を記録するものとする。
- 5 制止等の措置の状況、捕縄、手錠又は拘束衣の使用（護送時における第一種の捕縄及び第一種の手錠の使用を除く。）の状況、保護室への収容の状況及び小型武器の使用の状況は、録画するものとする。
- 6 刑事施設の長は、前項の録画を行う者を刑事施設の職員のうちから指名するものとする。
- 7 前項の指名を受けた職員は、非常ベル、電話連絡等により第 5 項の録画をすべき状況が生じる可能性があることを認知した場合には、録画機器を携行して現場に急行し、又は処遇部門事務室等に設置された録画機器を操作し、その状況を録画するものとする。
- 8 前項の場合において、第 6 項の指名を受けた職員が録画できなかった場合には、その旨及びその理由を書面に記録し、刑事施設の長に報告しなければならない。

（報告等）

第 16 条 刑務官は、制止等の措置を執り、捕縄、手錠、拘束衣若しくは小型武器を使用し、被収容者等を保護室に収容し、又は法第 81 条に規定する運戻しに着手した場合には、速やかに、刑事施設の長に報告しなければならない。ただし、護送のため第一種の捕縄及び第一種の手錠を使用した場合には、報告を省略することができる。

2 前項に定めるもののほか、刑務官は、上司に対し、適時に、職務上必要な事項を報告しなければならない。

3 刑務官の報告の要領については、矯正局長が定める。

（勤務場所等）

第 17 条 刑務官は、勤務箇所を指定されている場合には、上司の許可がある場合その他正当

な理由がある場合を除き、その箇所を離れてはならない。

(女子の被収容者の立会い等)

第18条 男子の刑務官は、女子の被収容者等の入浴及び診療（特にしゅう恥心を害することのない態様による診療を除く。）の立会いを行ってはならない。

2 前項に定めるもののほか、男子の刑務官が女子の被収容者等の処遇を行う場合の留意事項については、矯正局長が定める。

(勤務要領)

第19条 刑事施設の長は、この訓令に定めるもののほか、刑事施設の規律及び秩序の維持に関する刑務官の勤務要領を定めることができる。

第2節 身体の検査等

(身体の検査)

第20条 刑務官は、法第34条第1項、第75条第1項又は第154条第2項の規定により身体を検査を行う場合には、できる限り、被検査者のしゅう恥心を損なわないように配慮しなければならない。

(所持品の検査)

第21条 刑務官は、法第44条、第75条第1項又は第154条第2項の規定により被収容者等の所持品を検査するため、その所持品を損壊する必要がある場合には、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

2 刑務官は、法第75条第1項若しくは第3項又は第154条第2項の規定により被収容者等の所持品又は被収容者等以外の者の携帯品を取り上げて一時保管した場合には、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(居室等の検査)

第22条 刑務官は、上司の指示を受け、定期又は臨時に、居室、工場その他被収容者が立ち入る場所を検査しなければならない。

第3節 制止等の措置

(制止等の措置の留意事項)

第23条 刑務官は、法第77条第1項又は第2項の規定により被収容者等又は被収容者等以外の者の行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執る場合には、不必要な危害を及ぼし、又は損害を与えないよう留意しなければならない。

(警備用具の携帯及び使用)

第24条 刑務官は、第12条第1項又は第2項の規定により警備用具を貸与されている場合のほか、警備用具の使用が予想される場合には、これを携帯することができる。

2 刑務官は、法第77条第1項又は第2項の措置を執るため警備用具を携帯し、又は使用する場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 被使用者以外の者に対する影響を最小限にとどめる方法で使用する。
 - (2) 被使用者その他の者を殊更に刺激するような態様で携帯し、又は使用しないこと。
 - (3) 警備用具を奪取されないように携帯すること。
- 3 刑務官は、法第77条第1項又は第2項の措置を執るため警備用具を使用しようとするときは、警備用具を使用することを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫し、予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(警備用具の制式)

第25条 警備用具の制式は、別表のとおりとする。

第4節 捕縄、手錠及び拘束衣の使用

(捕縄、手錠又は拘束衣の携帯)

第26条 刑務官は、第12条第1項又は第2項の規定により捕縄又は手錠を貸与されている場合のほか、捕縄、手錠又は拘束衣の使用が予想される場合には、これを携帯することができる。

(捕縄、手錠及び拘束衣の使用上の留意事項)

第27条 刑務官は、法第78条第1項から第3項までの規定により捕縄、手錠又は拘束衣を使用する場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血液の循環を著しく妨げる等の方法で使用しないこと。
- (2) 捕縄又は手錠は、緊急やむを得ない理由がある場合を除き、捕縄又は手錠以外のものと連結してはならないこと。
- (3) 捕縄、手錠又は拘束衣を使用中（護送時に捕縄及び手錠を使用する場合を除く。）の被収容者については、巡回、監視用テレビカメラ等の方法により、綿密かつ頻りに視察し、その動静を的確に把握するとともに、心情の安定を図るための働き掛けを試みる。
- (4) 被収容者を護送する場合において、外来患者等がある病院の通路その他の多数の部外者がいる場所を歩行させるときは、タオルや上着等で手錠本体を覆い、捕縄を上衣の下に使用するなどの方法により、できる限り、部外者に捕縄又は手錠が一見して明らかとならないような措置を講ずること。

(捕縄の使用方法)

第28条 刑務官は、捕縄を使用する場合（護送時を除く。）には、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 使用部位は、手首、腰部、大腿部又は下腿部（足首を含む。以下同じ。）とし、連結部位は、手首と腰部、手首相互、大腿部相互、下腿部相互又は手錠と腰部とすること。
- (2) 手首に使用した場合又は手首及び腰部にそれぞれ使用して連結した場合の手首の位置は、両手前、片手前片手後ろ又は両手後ろとし、両手首を合わせて使用した場合に限り手首を交錯できること。
- (3) 1個の捕縄を2人以上に使用しないこと。
- (4) 使用中の者の食事、用便等に当たっては、原則として捕縄を一時外すこと。

(第一種の手錠の使用方法)

第29条 刑務官は、第一種の手錠を使用する場合には、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 手首に使用し、それ以外の部位には使用しないこと。
 - (2) 手の位置は、両手前又は両手後ろとすること。
 - (3) 1個の手錠を2人以上に使用しないこと。
 - (4) 護送時を除き、被収容者等の食事、用便等に当たっては、原則として第一種の手錠を一時外すこと。ただし、これにより難い場合には、できるだけ次のような措置を執ること。
- ア 片手の腕輪を外す。
- イ 両手後ろを両手前に変更する。
- (5) 保護室収容中は、次条第2項に規定する場合を除き、原則として第一種の手錠を使用しないこと。

(第二種の手錠の使用方法等)

第30条 刑務官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、被収容者等に第二種の手錠を使用することができる。

- (1) 被収容者等が保護室に収容されている場合において、保護室への収容後もなお法第78条第1項第2号に掲げる行為をするおそれがあり、かつ、保護室への収容のみによっては当該行為を抑止できないと認められるとき。
- (2) 被収容者等が保護室に収容されている場合において、保護室を損壊し、又は損壊しようとするとき。
- (3) 保護室が使用できない場合又は整備されていない場合において、被収容者等が法第78条第1項各号のいずれかの行為をするおそれがあるとき。

2 刑務官は、第二種の手錠を使用する場合において、手首が腕輪から抜けるおそれがあり、

これを防止するため必要と認められる場合には、第一種の手錠を併用することができる。
この場合においては、第一種の手錠の左右 2 個の腕輪を共に同一の手首に使用しなければならない。

- 3 刑務官は、第二種の手錠を使用する場合には、次に掲げる方法によらなければならない。
- (1) 手首に使用し、それ以外の部位には使用しないこと。
 - (2) 連結板の長い方が身体側になるようにすること。
 - (3) 手の位置は、原則として両手前とすること。ただし、両手前では法第 78 条第 1 項第 2 号に掲げる行為又は保護室を損壊することを抑止する上で支障が認められる場合には、両手後ろとすること。
 - (4) 被収容者等の食事、用便等に当たっては、原則として第二種の手錠を一時外すこと。ただし、これにより難い場合には、できるだけ次のような措置を執ること。
 - ア 片手の腕輪を外す。
 - イ 両手後ろを両手前に変更する。

(護送時の使用方法)

第 31 条 刑務官は、被収容者等の護送時において第一種の手錠及び第一種の捕縄を使用する場合には、第 29 条第 1 号から第 3 号までの規定によるほか、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 被収容者等の食事、用便等に当たっては、特に必要がある場合を除き、外さないこと。ただし、第一種の手錠については、できるだけ次のような措置を執ること。
 - ア 片手の腕輪を外す。
 - イ 両手後ろを両手前に変更する。
- (2) 第一種の捕縄の使用部位は、第一種の手錠と腰部とすること。
- (3) 複数の被収容者等を護送する場合には、1 個の第一種の捕縄により、複数の被収容者等の腰部相互及び第一種の手錠相互を連結することができること。

(拘束衣の使用法等)

第 32 条 刑務官は、被収容者等が自身を傷つけるおそれがある場合において、保護室への収容によりこれを防止できないときは、法第 78 条第 2 項又は第 3 項の規定により拘束衣を使用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、刑務官は、被収容者等が自身を傷つけるおそれがあり、かつ、保護室が使用できない場合又は整備されていない場合において、捕縄又は手錠の使用その他の方法によりこれを防止できないときは、拘束衣を使用することができる。
- 3 刑務官は、拘束衣を使用する場合には、次に掲げる方法によらなければならない。
 - (1) 拘束衣のベルトは、指定された各部位に使用することとし、それ以外の部位には使用しないこと。
 - (2) 拘束衣の前面と背面は逆に使用しないこと。
 - (3) 原則として、頭部保護具（ヘッドギア）を装着させること。
 - (4) 被使用者の食事、用便等に当たっては、その状況に応じて、片手のベルトを解くこと、ジッパーを必要に応じて開放すること、足ベルトを緩めることその他の食事、用便等の支障を緩和する措置を講ずること。

(緊急時の使用方法の特則)

第 33 条 刑務官は、緊急その他やむを得ない事由があり、かつ、第 28 条から第 31 条までに規定する方法（以下この条において「通常的使用方法」という。）によっては、捕縄又は手錠を使用する目的を達成することが著しく困難である場合には、通常的使用方法以外の相当な方法により捕縄又は手錠を使用することができる。

- 2 前項に規定する相当な方法により捕縄又は手錠を使用する必要がなくなった場合には、直ちに、通常的使用方法に変更しなければならない。

(医師の意見聴取)

第 34 条 刑事施設の長は、法第 78 条第 6 項の規定により医師の意見を聴取する場合には、その医師が被収容者等の健康状態を直ちに把握できる場合を除き、看護師又は准看護師にその状況を把握させ、その医師へ報告させるものとする。

- 2 前項の報告がなされたときは、その報告を受けた医師において診察の要否を判断するも

のとする。

- 3 刑事施設の医師は、診察、看護師又は准看護師の報告その他の方法により拘束衣を使用されている被収容者等の健康状態を把握し、法第 78 条第 6 項に規定する意見を述べるものとする。

第 5 節 保護室への収容

(保護室への収容の留意事項)

第 35 条 刑務官は、法第 79 条第 1 項又は第 2 項の規定により被収容者等を保護室に収容する場合には、綿密かつ頻繁に視察し、その動静を的確に把握するとともに、心情の安定を図るための働き掛けを試みるよう留意しなければならない。

(医師の意見聴取)

第 36 条 法第 79 条第 5 項の規定により医師の意見を聴取する場合については、第 34 条の規定を準用する。

第 6 節 武器の携帯及び使用

(けん銃の事故の防止)

第 37 条 刑務官は、法第 80 条第 1 項の規定により携帯する小型武器であるけん銃の取扱いについては、次に掲げる事項を厳守し、事故の防止について細心の注意を払わなければならない。

- (1) けん銃を手にしたときは、安全装置の状態及び薬室内の弾薬の有無を確かめること。
- (2) 射撃するときのほか、回転式けん銃にあっては撃鉄を起こさず、自動式けん銃にあっては、刑事施設の長が特に指示したときを除き、薬室に弾薬を装てんしないこと。
- (3) 射撃するときのほか、用心金の中に指を入れないこと。
- (4) 射撃の目標物以外のもの又は跳弾により人を傷つけるおそれのある方向には、銃口を向けないこと。
- (5) けん銃を他人に渡すとき及び必要があつてけん銃をけん銃入れから出しておくときは、回転式けん銃にあっては弾薬を抜き出し、弾倉を開いたままにし、自動式けん銃にあっては安全装置が掛かっていること及び弾薬が薬室に装てんされていないことを確認すること。
- (6) 必要がある場合のほかは、けん銃入れからけん銃を取り出してはならないこと。
- (7) 職務上必要のない者には、けん銃を渡し、又はけん銃に手を触れさせてはならないこと。

(けん銃の携帯方法)

第 38 条 刑務官は、第 9 条の規定により所定の制服等を着用及び着装する場合において、法第 80 条第 1 項の規定によりけん銃を携帯するときは、けん銃入れに納めて帯革に付け、右腰に着装するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、刑事施設の長が指示する方法により携帯することができる。

- 2 前項の方法により、所定の制服等を着用及び着装してけん銃を着装したときは、安全止革を撃鉄に掛けボタンで留めるものとする。ただし、職務の執行に当たりけん銃の使用が予想されるときは、安全止革は外しておくものとする。

3 私服を着用してけん銃を携帯するときは、前 2 項の規定にかかわらず、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たりけん銃の使用が予想される場合は、この限りでない。

(あらかじめけん銃を取り出しておくことができる場合)

第 39 条 法第 80 条第 1 項の規定によりけん銃を携帯している刑務官は、職務の執行に当たりけん銃の使用が予想される場合には、あらかじめけん銃を取り出しておくことができる。

(けん銃を構えることができる場合)

第 40 条 刑務官は、法第 80 条第 2 項又は第 3 項に規定する場合には、相手に向けてけん銃を構えることができる。

- 2 前項の規定によりけん銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類その他の

事情に応じ、適切な構え方をとするものとする。

(けん銃を撃つ場合の予告)

第41条 刑務官は、法第80条第2項又は第3項の規定によりけん銃を撃とうとするときは、けん銃を撃つことを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫し、予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(威かく射撃等を行うことができる場合)

第42条 刑務官は、法第80条第2項又は第3項に規定する場合において、多衆を相手にするとき、相手に向けてけん銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威かくのためけん銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けてけん銃を撃つことができる。

2 前項の規定により威かく射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意するとともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。

3 事態が急迫し、威かく射撃をするいとまのないとき、威かく射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときは、次条の規定による射撃に先立って威かく射撃をすることを要しない。

4 第1項に定めるもののほか、刑務官は、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、狂犬等の動物その他の物に向けてけん銃を撃つことができる。

(相手に向けてけん銃を撃つことができる場合)

第43条 刑務官は、法第80条第4項に該当する場合には、相手に向けてけん銃を撃つことができる。

2 前項の規定によりけん銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。

(けん銃の訓練)

第44条 刑事施設の長は、適正かつ的確なけん銃の使用及び取扱いを図るため、刑務官に対し、けん銃の訓練を行わなければならない。

2 前項の訓練の責任者は、刑務官のうちから刑事施設の長が指名する。

(けん銃の操法)

第45条 けん銃の操法は、矯正局長が定める。

第7節 収容のための連戻し

(逃走行為を抑止するための措置)

第46条 刑務官は、被収容者等が逃走しようとしているところを現認したときは、直ちに、その行為を制止し、その被収容者等を追跡し、その他その逃走行為を抑止するため必要な措置を執らなければならない。

(逃走者の搜索等)

第47条 刑務官は、被収容者等が逃走したとき、又は法第96条第1項の規定による作業若しくは第106条第1項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったときは、上司の指示を受け、その逃走者等を搜索し、予想される逃走先を張り込み、その他逃走者等を連れ戻すため必要な措置を執らなければならない。

第5章 補則

(刑務官の順位)

第48条 刑務官の順位は、規則第8条に規定する階級(主任看守は、看守の階級に含まれ、看守に対して上位の職に当たる。以下同じ。)の上下による。

2 同一の階級を有する刑務官の順位は、職の上下による。

3 同一の階級及び職を有する刑務官の順位は、その階級又は職に任命された日付の前後により、その日付が同一であるときは前階級、前職又は前階級の上位の職に任命された日付の前後による。

4 矯正職員研修に関する訓令(平成18年法務省矯正訓令第3272号大臣訓令)第15条第1項及び第25条第1項に規定する研修を修了した副看守長以下の階級を有する刑務官は、前項の規定にかかわらず、同研修を修了していない同一の階級及び職を有する刑務官の上位とする。

(部隊等の指揮命令)

第49条 刑務官が部隊その他の集団により刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要な措置を執る場合には、指揮者の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫し、命令を受けるいとまのないときは、この限りでない。

2 前項に規定する指揮者は、前条の規定により最上位となる刑務官とする。ただし、部隊その他の集団を指揮する刑務官が指定されている場合には、上位の階級を有する刑務官がいる場合を除き、その指定された刑務官を指揮者とする。

3 指揮者が命令をすることができないときは、前条の規定により次順位となる刑務官を指揮者とする。

4 指揮者は、指揮下にある刑務官に対し、第1項の措置を適正に執るため必要となる役割の分担を指示するものとする。

附 則

1 この訓令は、既決法の施行の日(平成18年5月24日)から施行する。

2 警棒の使用及び取扱規程(昭和24年法務庁矯正甲第301号法務総裁訓令)、昭和24年2月28日付け法務庁矯正甲第301号の2法務行政長官通牒「警棒の使用及び取扱規程制定について」、ガス銃の使用及び取扱規程(昭和29年法務省矯正甲第436号大臣訓令)、けん銃の使用及び取扱規程(昭和30年法務省矯正甲第25号大臣訓令)、昭和32年2月18日付け法務省矯正甲第125号事務次官通牒「護送時におけるけん銃及び警棒の携帯について」、刑務官手帳規程(昭和63年法務省矯正訓令第2276号大臣訓令)及び行刑施設の規律の維持等に関する刑務官職務規程(平成3年法務省矯正訓令第689号大臣訓令)は、廃止する。

附 則 [平成19. 5. 30 矯正訓 3361]

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日(平成19年6月1日)から施行する。

附 則 [平成21. 1. 28 矯正訓 413]

この訓令は、平成21年2月1日から施行する。

○受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令の運用について(依命通達)

[平成18. 5.23 矯正3322 矯正局長依命通達]

改正 平成19. 5 矯正3362、平成20. 5 矯正3435、平成21. 12 矯正6474、平成23. 5 矯正3007

本日、受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令(平成18年法務省矯正訓令第3321号大臣訓令。以下「訓令」という。)が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)の施行の日から施行されることとなりましたので、その運用については、下記事項に留意の上、遺漏のないよう配慮願います。

記

1 制限区分の評価の基準(訓令第3条及び第5条)

訓令第3条又は第5条に規定する制限区分の指定又はその指定の変更に応じた場合は、訓令第4条各号に掲げる事項の評価に応じて、次の基準により行うこと。

(1) 第1種の指定基準

第1種の指定は、次のいずれにも該当すると認められる場合に限ること。

ア 犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則(平成20年法務省令第28号。以下「社会内処遇規則」という。)第28条に規定する悔悟の情及び改善更生の意欲があると認められること。

- イ 勤労意欲の程度並びに職業上有用な知識及び技能の習得状況
勤労の意欲が高く、かつ、職業上有用な知識及び技能を習得し、又は習得する見込みがあること。ただし、高齢その他の理由により就業が困難なものについては、この限りでない。
 - ウ 社会生活に適応するために必要な知識及び生活態度の習得状況
規則正しい生活習慣、健全な考え方、建設的な生活設計等を有していること。
 - エ 受刑中の生活態度の状況
生活態度が良好な状況が継続し、又は継続する見込みがあること。
 - オ 心身の健康状態
集団処遇が可能な状態にあること。
 - カ 社会生活の基礎となる学力の有無
社会生活の基礎となる学力があること。
- (2) 第2種の指定基準
第2種の指定は、次のいずれにも該当すると認められる場合に限ること。
- ア 犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度
社会内処遇規則第28条に規定する悔悟の情及び改善更生の意欲があると認められ、又は認められる見込みがあること。
 - イ 勤労意欲の程度並びに職業上有用な知識及び技能の習得状況
勤労の意欲があり、かつ、職業上有用な知識及び技能を習得し、又は習得する見込みがあること。ただし、高齢その他の理由により就業が困難なものについては、この限りでない。
 - ウ 社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度の習得状況
規則正しい生活習慣、健全な考え方、建設的な生活設計等を有し、又は有する見込みがあること。
 - エ 受刑中の生活態度の状況
記1の(1)のエと同じ。
 - オ 心身の健康状態
記1の(1)のオと同じ。
- (3) 第3種の指定基準
第1種、第2種及び第4種の指定基準に該当しないこと。
- (4) 第4種の指定基準
第4種の指定は、次のいずれかに該当すると認められる場合に限ること。
- ア 犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度
犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度が著しく低いこと。
 - イ 勤労意欲の程度並びに職業上有用な知識及び技能の習得状況
正当な理由なく作業を怠るなど勤労意欲が著しく低いこと。
 - ウ 社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度の習得状況
集団処遇が困難な状況であること。
 - エ 受刑中の生活態度の状況
生活態度が不良な状況が継続し、又は継続する見込みがあること。
- 2 移送された受刑者の制限区分の指定
制限区分の指定を受けた受刑者が他の刑事施設に移送された場合には、原則として、移送前と同一の制限区分に指定するものとする。
- 3 定期又は随時の評価の時期(訓令第5条関係)
第4種の制限区分に指定されている受刑者については、執行すべき刑期が10年以上の場合であっても、随時の調査を行うことにより、少なくとも6月ごとに1回評価が行われるように配慮すること。また、記7の働きかけの結果、第4種の制限区分に指定されている受刑者が上位の制限区分に指定できるものと認められた場合には、速やかに随時の調査を

行うことにより評価が行われるように配慮すること。

- 4 第3種に指定されている受刑者の居室の指定
規則第49条第2項の規定により、第3種に指定されている受刑者の居室として同条第1項に規定する室を指定できるのは、原則として、第2種に指定されている受刑者の居室として指定してもなお指定することが可能な場合とすること。
- 5 制限区分に応じた規律及び秩序を維持するための措置の基準
規則第49条第6項の規定により規律及び秩序を維持するための措置の制限区分に応じた実施の頻度及び態様の基準を定める場合、及び制限区分に応じたその他の処遇の基準を定める場合においては、当該施設の実情に応じて、おおむね次に掲げる事項を含めるようにすること。
- なお、個別具体の事情に応じ、臨機の判断が可能であるとともに、本制度の効果的な運用に資すると認められる場合には、同じ制限区分において、段階的に異なる基準等を定めることも差し支えないこと。
- (1) 身体等の検査
 - (2) 調髪
 - (3) 刑事施設内の移動時における職員の同行
 - (4) 刑事施設外処遇
 - (5) 起居動作の時間帯
 - (6) 自己契約作業
 - (7) 面会の立会い等
 - (8) 面会の場所
 - (9) 信書及び受刑者が作成した文書図画の検査
 - (10) 電話等による通信の確認等
 - (11) 矯正処遇又は余暇時間における職員の監督
 - (12) 施設の設備又は備品の整備
- 6 昼夜居室処遇者に対する処遇上の配慮事項
昼夜居室において処遇を行う受刑者(法の規定により隔離されている者及び未決拘禁者としての地位を有する者を除く。)については、それぞれの制限区分に留意して処遇を行うほか、特段の事情がない限り、1月につき2回以上、次に掲げる方法によることなどにより、他の受刑者と接触する機会を与えること。
- (1) グループカウンセリング
 - (2) 集団討議(複数でビデオ視聴させ、感想を述べ合わせる程度でも可)
 - (3) 運動の集団実施
 - (4) 適当と認められる者により一時的に集団を形成し、作業をさせたり、グループワークを実施するなどによる集団生活に慣れさせる機会の付与
- 7 第4種の制限区分に指定されている受刑者への働きかけ
規則第49条の2の規定により、第4種の制限区分に指定されている受刑者(法の規定により隔離されている者を除く。)に対し、上位の制限区分に指定を変更できるよう働きかけを行うに当たっては、その心情を把握するとともに、第4種の制限区分に指定されることとなった原因の除去に努めることを旨とし、記6により他の受刑者と接触する機会を与えるほか、次に掲げる方法が考えられること。
- (1) 平成19年5月30日付け法務省矯正第3349号当職通達「少年施設の職員による処遇共同の実施について」記2の(1)のアの規定によるカウンセリング
 - (2) 職員による面接
 - (3) 精神科医師による診療
 - (4) 篤志面接委員による面接
 - (5) 教誨師又は外部講師による講話
 - (6) 集団生活への適応に向けて適当と認められる内容の視聴覚教材の視聴

○受刑者の優遇措置に関する訓令

〔平成 18. 5. 23 矯成訓 3323 法務大臣訓令〕

改正 平成 19. 5 矯総訓 3361、平成 23. 5 矯成訓 3001

受刑者の優遇措置に関する訓令を次のように定める。

受刑者の優遇措置に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、受刑者の優遇措置を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号。以下「法」という。)及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成 18 年法務省令第 57 号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(刑事施設の長が定める処遇)

第 3 条 刑事施設の長は、規則第 52 条第 2 号に掲げる処遇を定める場合には、同号に例示する処遇を除き、矯正局長の認可を受けなければならない。

(優遇区分の指定又はその指定の変更)

第 4 条 規則第 53 条第 2 号から第 4 号までの規定により優遇区分を指定し、又は優遇区分の指定を変更するに当たっては、次の各号に掲げる優遇区分に応じ、それぞれ当該各号に定める受刑者を指定するものとする。

- (1) 第 1 類 受刑態度が特に良好である受刑者
- (2) 第 2 類 受刑態度が良好である受刑者
- (3) 第 3 類 受刑態度が普通である受刑者
- (4) 第 4 類 受刑態度がやや不良である受刑者
- (5) 第 5 類 受刑態度が不良である受刑者

(優遇区分の評価事項)

第 5 条 前条の指定は、次に掲げる事項を総合的に評価して行うものとする。

- (1) 日常生活等の態度
- (2) 賞罰の状況
- (3) 作業への取組状況
- (4) 各種指導への取組状況
- (5) 資格の取得状況

(規則第 53 条第 6 号に規定する法務大臣が定める事由)

第 6 条 規則第 53 条第 6 号に規定する法務大臣が定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 反則行為をした場合において、心身の状態を考慮して懲罰を科されていないこと。
- (2) 懲役受刑者について、休養により作業を行っていない日を合算した日数が 60 日を超えていること。

(優遇区分の告知)

第 7 条 刑事施設の長は、優遇区分を新たに指定したとき、前の優遇区分と異なる優遇区分を指定したとき、又は優遇区分の指定を変更したときには、速やかにその旨を受刑者に告知するものとする。

(作業報奨金の釈放前支給)

第 8 条 刑事施設の長は、受刑者が法第 89 条第 2 号に掲げる処遇を受けるための自弁の物品の購入を目的として、法第 98 条第 4 項の規定による作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合において、その者の領置金の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その申出の額の全部又は一部を支給するものとする。

(自弁の物品の内容)

第 9 条 刑事施設の長は、規則第 54 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項第 2 号に掲げる食料品及び飲料並びに嗜好品について、毎回、その回に摂取を許す品名及び数量を定めるものとする。

(優遇区分の表示)

第 10 条 刑事施設の長は、必要に応じ、受刑者ごとの優遇区分を表示するため、標章の交付その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この訓令は、法の施行の日(平成 18 年 5 月 24 日)から施行する。

附 則 〔平成 19. 5. 30 矯総訓 3361〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 58 号)の施行の日(平成 19 年 6 月 1 日)から施行する。

附 則 〔平成 23. 5. 23 矯成訓 3001〕

この訓令は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

○被収容者の外部交通に関する訓令の運用について(依命通達)

〔平成 19. 5. 30 矯成 3350 矯正局長依命通達〕

改正 平成 23. 5 矯成 3000

本日、受刑者の外部交通に関する訓令(平成 18 年法務省矯成訓第 3359 号大臣訓令。以下「訓令」という。)の一部を改正する訓令が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 58 号)の施行の日から施行されることに伴い、平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成第 3360 号当職依命通達「受刑者の外部交通に関する訓令の運用について」の全部を下記のとおり改正し、同法の施行の日から実施することとしたので、その運用については、遺漏のないよう配慮願います。

なお、昭和 38 年 3 月 15 日付け法務省矯正甲第 96 号矯正局長依命通達「死刑確定者の接見及び信書の発受について」及び平成 13 年 2 月 14 日付け法務省矯保第 358 号矯正局長通達「刑事被告人の発する信書の取扱いについて」については、廃止します。

記

1 面会の相手方について

- (1) 法第 111 条第 1 項第 2 号に掲げる者とは、次のいずれにも該当するものであることに留意すること。
 - ア 面会の目的が、「受刑者の用務」の処理であること。
 - イ 面会に係る「受刑者の用務」が、重大な利害にかかわるものであること。
 - ウ 「受刑者の用務」の処理のため、その者が面会することが必要であること。
- (2) 上記(1)の者には、例えば、次のアからウまでの者等が該当すると考えられること。
 - ア 受刑者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者
婚姻、親権、子の養育、相続、雇用関係等の調整等のため相談することが必要な者
 - イ 受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者
民事訴訟や再審請求等について委任又は相談を受けている弁護士等
 - ウ 受刑者の業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者
当該受刑者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者
- (3) 公的機関の職員との公用を理由とする面会については、原則として法第 111 条第 1 項第 2 号のいずれかに該当するものと考えられること。
- (4) 法第 111 条第 1 項第 3 号に掲げる者のうち、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者とは、次のいずれにも該当するものであることに留意すること。
 - ア その者が受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする意思があること。
 - イ 雇用の見込みが現実的なものであること。
 - ウ 面会により受刑者の改善更生に資すると認められること。
- (5) 法第 111 条第 2 項の規定により面会を許すことができる場合としては、面会の申出をした者が受刑者の友人や知人、学生時代の恩師、会社関係者等であることその他の事情により面会の必要が認められ、かつ、次のアからウまでのような事情が認められるときなどが考えられること。
 - ア 身元が明らかであること。
 - イ 知人・友人との交友関係を維持するための面会は、受刑者が知人・友人と継続的に交

際を行ってきたことが認められる場合に許すことができること。したがって、このような知人・友人との継続的な交際の実態があることの確認ができていない場合にあっては、受刑者又は面会の相手方の主観的な届出等の内容はともかくとして、客観的にその事実の確認ができるまでは、必ずしも面会を許すことにはならないこと。面会を許す場合には、これに加えて、その関係を維持することで改善更生及び円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがないことが明らかであること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はその関係者でないことが明らかであること。

(6) 弁護士等が、面会を希望する受刑者以外の人から委任又は相談を受けている民事訴訟その他の不服申立て等について、参考人等として事情聴取することを目的として受刑者と面会を希望する場合についても、法第111条第2項の規定により面会を許すこととして差し支えないこと。

(7) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）第66条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による疎明資料の提出又は提示は、規則第76条の規定による信書の発受に係る届出等と併せて行わせることができること。

(8) 規則第66条第2項の規定による疎明資料の提出又は提示は、前回の受刑時や未決収容時の外部交通等の状況、処遇調査の結果等から、届出のあった者と受刑者の関係が明らかでない場合は、これを省略するものとして差し支えないこと。

2 面会を許さない場合における告知について（訓令第3条関係）

訓令第3条に定める告知は、面会を許さなかった日及び相手方の氏名について行うものとする。ただし、告知に当たりその者の氏名を告げることにより実質的に面会の目的が達成されてしまうような場合には、氏名を省略して告知して差し支えないこと。

3 面会の立会い等について

(1) 受刑者の面会の立会い等は「必要があると認める場合（法第112条）に行うものであるから、職員の業務負担も考慮しながら、立会い等の要否を適切に判断し、漫然と立会い等を行わせる運用とならないよう、刑事施設の実情に応じて、制限区分、面会の相手方、外部交通の実績等について一定の要件を満たす場合には原則として立会い等を行わせなくても差し支えないものとする取扱いについて類型的に定めるなど、適切な運用が図られるよう留意すること。

なお、類型的に省略する場合に該当するときであっても、受刑者に固有の事情が認められたり、無立会面会の悪用を防ぐ必要があるなどの理由により、立会い等を行うことが相当であると認められる場合もあることに留意すること。

(2) 法第112条ただし書の「特別の事情がある場合」とは、極めて例外的な場合と考えられること。

(3) 未決拘禁者の弁護士等以外の者との面会について立会い等を省略しようとするときは、あらかじめ、適宜の方法により、検察官の意見を求めること。

(4) 録音又は録画をした場合において、面会が特に問題なく終了したときは、内容の確認を省略して差し支えないこと。

4 面会の一時停止等について（訓令第4条関係）

(1) 訓令第4条第1項の「被収容者又は面会の相手方に注意を促すことで足りるとき」とは、例えば、許可された用務以外の用務の話を続けていたため注意すると、話をやめ、許可された用務についての話を再開する場合等が考えられること。

(2) 面会を一時停止させた場合には、面会表にその旨を記録するものとする。

(3) 未決拘禁者と弁護士等との面会の一時停止については、未決拘禁者が面会室内で大声を出し続けて他の面会室で実施されている面会に支障を生じさせたり、器物を損壊するような行為に及んだ場合や、弁護士等が自己の携帯電話を使用して未決拘禁者と外部の者との間で通話させるような行為に及んだ場合などが想定されるが、その権限はあくまでも刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な限度で行使されなければならないこと。

また、秘密交通権の重要性にも十分配慮する必要がある、殊更に面会の状況を監視しようとしたりすることは適切ではなく、謙抑的な運用に努めるべきであること。

5 面会の記録について（訓令第6条関係）

(1) 訓令第6条第1号又は第3号括弧書きの「特に必要があるとき」とは、面会終了後に被収容者の心情に著しい変化が認められる場合などが考えられること。

(2) 不正行為の証拠となるものであるか、面談内容が真に許可された用務の処理のためのものであるかを確認し、次回以降の面会の許可を判断するための資料として用いる等、特に必要がある場合には、面会に立ち会った職員に報告書を作成させ、又は録音若しくは録画した内容を確認するなどし、面会表とは別に面談の詳細な内容を記録することは差し支えないこと。

(3) 面会の申出をした者に対し、法の規定により面会を許す場合には当たらないことを説明した結果、面会の申出をした者が自発的に面会の申出を取り下げた場合には、面会表に、面会の申出をした者の氏名、説明内容その他特記事項を記録すること。

6 面会の時間の制限について

規則第73条ただし書の規定により面会の時間を30分を下回る時間に制限する場合であっても、面会の実施状況に鑑みて可能な場合には、制限した面会の時間を超過して面会を実施するなど、できる限り面会の時間を長く確保するよう努めること。

7 面会の相手方に対し告知すべき事項について

(1) 面会を申し出る者（弁護士等を除く。）に対しては、規則第75条に規定する遵守事項のほか、次の事項を周知すること。

ア あらかじめ告げられた時間内に面会を終了すること。

イ 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、パソコン等を使用しないこと。

ウ あらかじめ申し出て承認を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。

エ 構内では、必要がある場合には、着衣又は携帯品を検査したり携帯品を職員が一時預かることがあること。

オ 遵守事項に違反する場合には、面会を一時停止したり、終了することがあること。

カ 面会には、職員が立ち会い、又は録音若しくは録画することがあること。

キ 職員の職務上の指示に従うこと。

ク 法第114条第1項の規定（準用規定を含む。）による刑事施設の管理運営上必要な制限の概要

(2) 未決拘禁者との面会を申し出る弁護士等に対しては、次の事項を周知すること。

ア 刑事施設の規律及び秩序を害する行為をする場合には、面会を一時停止させたり、終了することがあること。

イ 録音機、映像再生機又はパソコンを使用する場合は、あらかじめ申し出ること。

ウ カメラ、ビデオカメラ、携帯電話を使用しないこと。

(3) 上記(1)及び(2)の事項の告知は、面会人待合室に掲示する方法等によること。

8 被害者等との面会について

被害者及びその遺族等（以下「被害者等」という。）と加害者たる受刑者との面会については、次のとおりとすること。

(1) 被害者等が受刑者に対し賠償を請求すること（示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を求めることを含む。）を目的とする場合には、法第111条第1項第2号の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者に該当するものとして、面会を許すものとする。

(2) 被害者等が上記(1)の目的はないが、受刑者の謝罪の意思や反省の気持ちを確認したい等、被害者等に面会を希望する真摯な事情がある場合には、法第111条第2項に該当するものとして、面会を許すことができること。

(3) 上記(1)及び(2)のいずれの場合についても、公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介があることが望ましいが、これらの者による仲介がない場合であっても、上記(1)の場合については面会を許すものとし、上記(2)の場合については、受刑者の心身の状態や矯正処遇の実施状況、事件に対する反省の度合、被害者等が面会を希望する事情その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、面会を許して差し支えないこと。

(4) 被害者等が受刑者との面会を希望した場合において、受刑者が面会を拒むときは、通常の面会と同様、面会させることはできないこと。

9 法第118条第1項にいう執務時間について

法第118条第1項にいう執務時間とは、官庁執務時間並休暇ニ関スル件（大正11年閣令第6号）において午前8時30分から午後5時までと定めていることから、この時間帯（昼休みを除く。）における弁護人等との面会の実施時間を十分に確保できる態勢を整備しなければならないこと。

10 信書の発受の相手方について

(1) 法第128条の規定により受刑者との信書の発受が一般的に禁止される相手方としては、例えば、受刑者、暴力団等の反社会的集団に属する者、受刑者の改善更生を妨げる行為を繰り返している者などが考えられるが、その判断は、一律に行うべきではなく、受刑者との関係等も考慮しつつ、個別具体的にすること。

(2) 規則第76条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による疎明資料の提出又は提示は、記1の(7)のとおりであること。

(3) 規則第76条第2項の規定による疎明資料の提出又は提示については、記1の(8)と同様に取り扱うこと。

11 信書の検査について

(1) 受刑者が発受する信書の検査は「必要があると認める場合」（法第127条第1項）に行うものであるから、職員の業務負担も考慮しつつ、検査の可否を適切に判断し、漫然と検査を行わせる運用とならないよう、刑事施設の実情に応じて、制限区分、信書の発受の相手方、外部交通の実績等について一定の要件を満たす場合には原則として検査を行わせなくても差し支えないものとする取扱いについて典型的に定めるなど、適切な運用が図られるよう留意すること。

なお、典型的に省略する場合に該当するときであっても、受刑者に固有の事情が認められたり、無検査の悪用を防ぐ必要があるなどの理由により、検査を行うことが相当であると認められる場合もあることに留意すること。

(2) 未決拘禁者が発受する信書の検査を省略しようとするときは、あらかじめ、適宜の方法により、検察官の意見を求めること。

12 信書の差止め等の手続等について（訓令第7条関係）

(1) 訓令第7条第1項の書面は、別紙様式を参考とし、刑事施設の長が実情に応じて定めること。

なお、同書面には、信書のどの部分が法第129条第1項各号のいずれに該当するのか及びその具体的な理由を明らかにしておくこと。

(2) 訓令第7条第1項の規定により報告を受けた刑事施設の長が、差止め等の措置を要しない旨決定した場合には、速やかに当該信書を受刑者に交付し、又は発送すること。

(3) 訓令第7条第2項第1号に定める削除又は抹消の方法によることとした場合には、原則として抹消の方法によるものとする。ただし、該当箇所が多く、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査事務に支障を生ずるおそれがある場合その他抹消の方法によることが相当でない場合には、削除の方法によることとして差し支えないこと。

(4) 訓令第7条第2項の規定による決定があった場合には、その年月日、内容、理由、同条第3項の措置を執った年月日等を上記(1)の書面に記録するものとする。

(5) 訓令第7条第3項第1号に定める告知は、それぞれア及びイに定める事項について行うものとする。ただし、受信書を差し止めた場合において、受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他特に必要があると認めるときは、相手方の氏名を告知しないことができること。

ア 発信書 差止めを決定した日

イ 受信書 受信書が刑事施設に到達した日、差止めを決定した日及び相手方の氏名

(6) 発信書について、下記(8)の書き直し等の指導を行うことなく削除又は抹消の措置を執った場合など、削除され、又は抹消された箇所を被収容者が知り得ないときは、当該箇所を当該被収容者に告知すること。

(7) 発受を差し止めた信書及び信書を削除し、又は複製した部分については、その旨を明示した上で、領置倉庫その他の適宜の場所において保管するものとする。

発受禁止信書等については、法第132条第5項前段（第136条、第138条、第141条、第142条及び第144条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により釈放の際に引き渡さない場合に該当しない場合であっても、その内容等から受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に支障を生ずるおそれがあるなど、釈放の際にその者に引き渡すことが適当でないとき認めるときには、必要に応じて、強制にわたらない範囲で当該信書の廃棄を指導することは差し支えないこと。

(8) 発信書の内容が法第129条第1項各号のいずれかに該当する場合であっても、訓令第7条に定める手続を行う前に、当該受刑者に対し書き直し等を指導することは差し支えないこと。ただし、強制にわたることのないよう留意すること。

(9) 釈放の際、法第132条第5項前段の規定により発受禁止信書等の引渡しを行わない場合には、引渡しを行わない信書があることを告知すること。

(10) 未決拘禁者の発受する信書の差止め等の手続等は、上記(1)から(9)までに準ずることとなるが、未決拘禁者の発受する信書の差止め等に当たっては、防御権にも配慮した慎重な対応が必要であることに加え、発信する相手方が被害者等を含む刑事事件の関係者である場合には、脅迫等のほか、証人等威迫罪（刑法第105条の2）にも該当する可能性があるところ、未決拘禁者の発受する信書がこれらの刑罰法令に触れることとなるかどうか、あるいは罪証隠滅の結果を生ずるおそれの有無について、刑事施設において的確な判断が困難な場合は、必要に応じ、検察官に対し適切に情報提供し、執るべき措置等も含めて相談すること。

なお、上記執るべき措置については、法に基づく差止め等のほか、刑事訴訟法第81条による授受の禁止等の措置も考えられることに留意すること。

13 受刑者の親族等への移送の連絡に係る発信について

(1) 受刑者を移送した場合には、移送先の施設において、当該受刑者に対し、当該施設へ移送された旨の連絡を内容とする親族、身元引受人等あての信書の発信を申請するよう指導すること。

(2) 上記(1)の信書の発信の申請については、あらかじめ指定した期間中の1通に限り、申請通数の制限の対象としないこと。

(3) 当該信書の発信に要する費用を受刑者が負担できないときは、法第42条第2項又は第131条の規定により封筒、便箋、はがき、切手、筆記具その他信書の発信に必要な物品を貸与し、又は支給すること。

14 信書の発受の記録について（訓令第8条関係）

(1) 検査が行われなかった場合及び確認のための検査にとどめた場合には、その旨を書信表に記録するものとする。

(2) 信書の内容の要旨の記録は必要に応じて行うものであり、検査の結果、特に問題がなかった場合には、要旨の記録は省略し、又は「近況報告」、「安否伺い」等簡潔な記載にとどめるものとする。

特に、未決拘禁者の弁護人等あて信書については、特別の事情がない限り、要旨の記録は省略し、又は「裁判の件」等簡潔な記載にとどめるものとする。

15 信書の発信に必要な物品について

法第42条第2項又は第131条の規定による封筒、便せん、はがき、切手、筆記具その他信書の発信に必要な物品の貸与又は支給は、必ずしも、受刑者の改善更生に積極的に資すると認められる場合等に限定する必要はないこと。

16 被害者等との信書の発受について

被害者等と加害者たる受刑者の信書の発受については、次のとおりとする。

(1) 一般に、被害者等は、加害者たる受刑者との関係において、法第128条の規定により信書の発受が禁止される者には該当しないこと。ただし、被害者等から加害者たる受刑者の収容施設に対し、当該受刑者からの信書を受領することを拒否する旨の明確な意思表示がなされており、かつ、当該受刑者に対し当該被害者等への信書の発信を行わないよう指導したにもかかわらず、当該受刑者がこれに従わず当該被害者等への信書の発信を申請した場合には、当該発信を許可することは、自らが犯した罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるといふ改善指導の目的に反するものであるから、当該被害者等を矯正処遇の適

- 切な実施に支障を生ずるおそれがある者として、法第128条の規定により当該被害者等との信書の発受を禁止することが相当であること。
- (2) 信書の内容が損害賠償の請求や支払（示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を含む。）に関するものである場合には、法第128条ただし書の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合に該当し、発受を禁止することができないこと。
- (3) 被害者等と発受する信書については、法第127条第1項の規定により検査を行うものとする。
- (4) 被害者等からの受信書については、原則として削除し、又は抹消することなく交付するものとする。ただし、受刑者の心情が不安定と認められる場合において、当該信書の交付が受刑者の心身に著しい負荷を生じさせるものと認められるときは、法第129条第1項第3号に該当するものとして、差し止めることができる場合があること。
- 当該信書を差し止めた後、矯正処遇の実施等により受刑者の心情が安定し、当該信書を受刑者に交付することが可能となった場合には、速やかに交付すること。
- (5) 被害者等あて発信書については、その内容が賠償の意思や真摯な謝罪の表明である等、法第129条第1項各号に該当しない場合であっても、下記(6)の場合を除き、直接送付せず、親族や弁護士等を經由して送付するよう指導するものとする。ただし、受刑者が同指導に従わず、あるいは適当な親族等がないため、被害者等あてに直接発信することを求める場合には、検察官等を通じ、又は直接被害者等に対しその旨を連絡した上で、発信を許すものとする。
- (6) 公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介がある場合や、被害者等からの受信の内容等から被害者等が受刑者から直接信書を受領することを拒否していないことが明らかである場合には、直接被害者等への発信を許すこととして差し支えないこと。
- 17 電話による通信を許す場合について（訓令第9条関係）
- (1) 訓令第9条第1号の「処遇に相当と認める場合」としては、例えば、面会を許す相手方が遠方に居住し、又は病氣であるなどのため面会することができないやむを得ない事情がある場合、家族の誕生日や結婚記念日における連絡、資格を取得したことの報告など電話による通信を許すことにより改善更生の意欲の喚起に高い効果が期待できる場合等が考えられること。
- (2) 規則第83条第4号の「人道上の観点から特に必要と認められる」場合とは、例えば、受刑者の健康状態が急速に悪化し、定期的に外部交通を行っている親族との面会を行う時間的余裕がない場合など、受刑者の現状、電話による通信の相手方との関係、外部交通の実績等を総合的に考慮した上で、電話による通信を許さないことが不相当であると認められる例外的な場合であること。
- なお、人道上の観点からの必要性については、受刑者自身だけでなく、電話による通信の相手方に生じた事情も考慮して差し支えないこと。
- (3) 電話による通信に当たっては、通話時に相手方を正確に確認することが困難であることから、可能な限り面会したことがある者を相手方として許可する等、他人へのなりすまし等の不正行為が行われることのないよう留意すること。
- 18 通信の相手方の確認等について（訓令第11条関係）
- (1) 例えば、会社や公務所等に電話をかける場合には、職員が電話をかけ、相手方を呼び出して事情を説明する等した上で、通話を開始することが望ましいこと。
- (2) 訓令第11条第2項の規定により改めて電話の使用を許すときは、訓令第10条の規定により定められた電話の使用日や時間帯以外にまでこれを許す必要はないこと。
- なお、必要に応じて、信書の発信等により電話をかける日時等を調整させるものとする。
- 19 通信の一時停止及び終了について（訓令第13条関係）
- (1) 受刑者が電話による通信が許可された相手方以外の者と通話する場合においても、訓令第13条第1項又は第2項に規定する措置を執ることができること。
- (2) 訓令第13条第4項により通信を再開する場合には、状況に応じて、後日電話をかけ直すこととしても差し支えないこと。

- 20 電話による通信の記録について（訓令第14条関係）
- (1) 訓令第14条第1号又は第3号括弧書きの「特に必要があるとき」とは、電話による通信終了後に受刑者の心情に著しい変化が認められる場合などが考えられること。
- (2) 他人へのなりすまし等の不正行為の証拠となるものであるか、通話内容が真に許可された用務の処理のためのものであるかを確認し、次回以降の電話による通信の許可を判断するための資料として用いる等、特に必要がある場合には、傍受した職員に報告書を作成させ、又は録音した内容を確認するなどし、面会表とは別に通話の詳細な内容を記録することは差し支えないこと。
- 21 電話の使用場所について（訓令第15条関係）
- 電話の使用場所としては、一般に取調室や委員面接室等が考えられるが、受刑者を連行する上で都合の良い場所を選定することとして差し支えないこと。
- 22 通信に係る費用について
- 通信に係る費用は、受刑者が負担することが原則であるが、受刑者に電話による通信を許すことが相当と認められる場合において、受刑者が通信の費用を負担することができないときは、法第146条第2項の規定により準用される法第131条の「相当と認めるとき」に該当するものとして、料金の全部又は一部を国庫の負担とすること。
- なお、外国語による通信を許す場合に、翻訳に費用を要したときの費用負担についても、同様の取扱いとすること。
- 23 外国語による面会等について（訓令第16条関係）
- 例えば、領置金や作業報奨金計算額が少ない外国人被収容者が家族と面会又は信書の発受をする場合、教科指導を受けている受刑者が学習のため外国語による信書の発受が必要な場合、外国の機関からの照会に対して外国語で回答する義務がある場合等については、通訳又は翻訳の費用は国庫の負担とするのが相当と考えられること。
- なお、日本語を解さない外国人被収容者については、面会又は信書の発受の機会を完全に失わせないよう留意すること。
- 24 手話による面会等について
- 被収容者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、外国語の使用を許した場合における通訳又は翻訳の費用の負担と異なり、その費用は国庫の負担となること。
- 25 未決拘禁者としての地位を有する受刑者の面会及び信書の発受について
- 未決拘禁者としての地位を有する受刑者の面会及び信書の発受については、次の事項に留意すること。
- (1) 弁護士等との面会及び信書の発受については、未決拘禁者と同様の取扱いとなること。
- (2) 弁護士等以外の者との面会及び信書の発受のうち防御権の行使に必要なものについては、その行使に支障を生じることのないよう配慮すること。
- 26 死刑確定者の面会及び信書の発受について
- 死刑確定者の面会及び信書の発受については、次の事項に留意すること。
- (1) 法第120条第1項第2号に掲げる者については、上記1の(1)から(3)までと同様に考えられること。法第139条第1項第2号に掲げる信書についても、同様の観点からの考慮が必要であること。
- (2) 法第120条第1項第3号に掲げる者については、死刑確定者の心情の安定に資すると認められる助言、講話等を行う宗教家が該当するものと考えられること。法第139条第1項第3号に掲げる信書についても、同様の観点からの考慮が必要であること。
- (3) 法第120条第2項又は第139条第2項の規定により面会又は信書の発受を許すことができる場合の判断に当たっては、個別具体的な事案ごとに、面会又は信書の発受の目的、相手方の身上、死刑確定者と相手方との関係、死刑確定者の心情に与える影響等を考慮し、その許可を決するものとする。
- (4) 法第121条第1項ただし書による面会の立会い等の省略については、例えば、死刑確定者が受けた処遇に関して弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士や、再審請求等の代理人たる弁護士との面会については、立会い等の措置の省略を適当とする事

情があると考えられるところ、このような場合であっても、必ず立会い等の措置を省略すべきというのではなく、さらに、立会い等の措置の省略を相当と認めることが必要であり、その判断に当たっては、立会い等の措置を省略することにより刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められるかどうか、死刑確定者の心情を把握するため立会い等の措置を執ることが必要であるかどうかを個別に検討することが必要であること。

27 外部交通の確保が目的であると認められる養子縁組への対応について

- (1) 法は、人道上の観点から、親族については外部交通を許すことが適当であるとして、その権利を保障しているところ、当該養子縁組が民法第802条第1号の規定により無効を主張できる場合はもとより、無効とは認定できないまでも、専ら外部交通を得る目的などのためにされたものであり、養親子としての情を深めたりするという目的意識はなく、あるいは極めて希薄である場合など、法令における外部交通に関する各種規制を潜脱するためと認められる場合は、当該養子縁組による親族関係は、法における親族との外部交通に係る規定を適用する基礎を欠くものであり、当該外部交通を認めない運用もあり得ること。特に、暴力団関係受刑者の場合、安易に外部交通を認めないよう留意すること。
- (2) 養子縁組が外部交通の確保を目的としたものであるか否かの判断に当たっては、在社会時における交流の状況、養子縁組に至る経緯、被収容者の外部交通の内容、被収容者及び相手方の養子縁組及び離縁の回数等を十分に調査の上、記録を残すことが相当であること。

○被収容者の懲罰に関する訓令

[平成19.5.30 矯正訓 3351 法務大臣訓令]

改正 平成23.5 矯正訓 3003

被収容者の懲罰に関する訓令を次のように定める。

被収容者の懲罰に関する訓令

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行に伴い、及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）を実施するため、被収容者の懲罰に関する訓令（平成18年法務省矯正訓第3365号大臣訓令）の全部を改正するこの訓令を定める。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 反則行為の調査（第3条—第6条）
- 第3章 懲罰を科する手続等（第7条—第10条）
- 第4章 懲罰の執行（第11条—第14条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）に規定する懲罰に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被収容者等 被収容者、労務場留置者又は監置場留置者をいう。
- (2) 反則容疑者 反則行為をした疑いがある被収容者等をいう。
- (3) 国庫帰属処分 法第153条（法第288条及び第289条第1項において準用する場合を含む。）の規定による物を国庫に帰属させる処分をいう。
- (4) 調査担当者 法第154条第1項（法第288条及び第289条第1項において準用する場合を含む。）に規定する調査（以下「反則行為の調査」という。）を行うため刑事施設の長

が指名する職員をいう。

- (5) 調査のための隔離 法第154条第4項（法第288条において準用する場合を含む。）の規定による隔離をいう。
- (6) 懲罰審査会 法第155条第1項前段（法第288条及び第289条第1項において準用する場合を含む。）に規定する反則容疑者の弁解を聴取する職員（以下「委員」という。）をもって組織する会議をいう。
- (7) 補佐人 法第155条第1項後段（法第288条及び第289条第1項において準用する場合を含む。）に規定する反則容疑者を補佐する職員をいう。
- (8) 懲罰表等 法第155条第2項（法第288条及び第289条第1項において準用する場合を含む。）に規定する報告書をいう。

第2章 反則行為の調査

（調査担当者）

第3条 調査担当者は、刑務官のうちから刑事施設の長が指名するものとする。

2 調査担当者は、反則容疑者又は参考人である被収容者等の取調べその他反則行為の調査のために必要な措置を執るものとする。

（調査の告知）

第4条 刑事施設の長は、被収容者等が反則行為をした疑いがあると思料する場合には、速やかに、その者に対し、当該反則行為の疑いについて調査を行う旨を告知するものとする。

2 刑事施設の長は、調査のための隔離を行う場合には、その開始に際し、反則容疑者にその旨を告知するものとする。

（懲罰の決定までの期間）

第5条 刑事施設の長は、前条第1項の告知をした日（その日が二以上あるときは、そのうち最も遅い日）から2週間以内に、反則行為について必要な調査を行うとともに、懲罰（国庫帰属処分を含む。次条第2項及び次章において同じ。）を科することの適否及び懲罰の内容を決定するものとする。ただし、刑事施設の長は、必要と認めるときは、2週間に限り、この期間を延長することができるものとする。

2 反則容疑者について、病状が重いこと、保護室に収容中であること、閉居罰を執行中であることその他のやむを得ない事由により調査を行うことができない日があるときは、その日の日数は、前項の期間に算入しないものとする。

（報告等）

第6条 調査担当者は、調査を終了したときは、速やかに、別記様式第1号又は第2号による供述調書その他の法第154条第1項（法第288条及び第289条第1項において準用する場合を含む。）に規定する事項を確認するに足る資料を添えて、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

2 刑事施設の長は、前項の報告を受けた場合において、懲罰を科さないことを相当と認めるときは、速やかに、その旨を反則容疑者に通知するものとする。

第3章 懲罰を科する手続等

（弁解をすべき日時等の通知）

第7条 法第155条第1項後段（法第288条及び第289条第1項において準用する場合を含む。）に規定する書面の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

2 前項の様式による書面は、懲罰審査会の日の前日までに、反則容疑者に交付しなければならない。ただし、懲罰審査会を釈放の日（その日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直近の休日以外の日から釈放の日までの間のいずれかの日）に開催しなければならない特別な理由がある場合において、懲罰審査会の日の前日までに交付をすることができないときは、懲罰審査会の日にあらかじめ交付すれば足りる。

3 刑事施設の長は、反則容疑者が規則第90条ただし書（規則第96条及び第97条第1項に

において準用する場合を含む。第9条第4項第2号において同じ。)の規定により弁解を記載した書面の提出をしようとする場合において、その者が希望するときは、別記様式第4号又は第5号による弁解書を交付するものとする。

(補佐人)

第8条 補佐人は、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則(平成13年法務省令第3号)第10条各号(第1号を除く。)のいずれかの事務を行う副看守長(課が置かれていない支所にあつては、看守部長)の階級又はこれと同等以上の官職にある者(次条第2項の規定により委員に指名するものを除く。)のうちから指名するものとする。

2 補佐人は、次に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあつては、反則容疑者が希望する場合に限る。)を行う。

- (1) 反則容疑者との面接、関係書類の閲覧その他の方法により、反則容疑者を補佐するために必要な情報を収集すること。
- (2) 別記様式第6号又は第7号による弁解録取書を作成し、懲罰審査会に提出すること。
- (3) 懲罰審査会に出席し、反則容疑者の立場に立つて必要な意見を述べること。

(懲罰審査会等)・

第9条 懲罰審査会の委員の数は、5人以上とする。ただし、課が置かれている支所にあつては4人以上とし、それ以外の支所にあつては3人以上とする。

2 委員は、処遇部又は矯正処遇部の部長のほか、これらの部に所属する副看守長の階級又はこれと同等以上の官職にある者のうちから指名するものとする。ただし、刑事施設の長は、必要があるときは、これら以外の者のうちから指名することができる。

3 懲罰審査会の議長は、処遇部又は矯正処遇部の部長(支所にあつては、支所長又は次長)とする。ただし、刑事施設の長がこれらの職員以外の職員を議長とすることを相当と認める場合は、この限りでない。

4 懲罰審査会においては、次に掲げる事項(第4号に掲げる事項にあつては、必要な場合に限る。)を行うものとする。

- (1) 懲罰の原因となる事実の朗読
- (2) 反則容疑者の弁解の聴取(反則容疑者が第7条第3項の弁解書又は前条第2項第2号の弁解録取書により弁解を行う場合には、その書面の朗読)
- (3) 関係者の説明の聴取
- (4) 補佐人の意見の陳述
- (5) 懲罰を科することの適否及び科すべき懲罰の内容についての意見の取りまとめ

5 議長は、前項各号に掲げる事項について、その内容を別記様式第8号から第10号までによる懲罰表等に記載し、懲罰審査会の終了後速やかに刑事施設の長に提出するものとする。

(懲罰の決定等)

第10条 刑事施設の長は、懲罰表等の提出を受けた場合には、第5条第1項の期間内に懲罰を科することの適否を決定するものとし、その決定の翌日(その日が休日に当たるときは、休日の翌日)までに、反則容疑者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる事項を告知するものとする。ただし、反則容疑者が保護室に収容中である場合その他告知することができないやむを得ない事情が認められる場合には、当該事情がなくなった日(その日が休日に当たるときは、休日の翌日)に告知することができる。

- (1) 懲罰を科する決定をした場合 懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨
- (2) 懲罰を科さない決定をした場合 その旨

第4章 懲罰の執行

(懲罰の期間等)

第11条 懲罰の執行を開始する日は、時間にかかわらず、1日として懲罰の期間に算入するものとする。

2 現に執行している懲罰について、その執行を延期し、又は免除した日は、前項の規定にかかわらず、懲罰の期間に算入しないものとする。ただし、その日に再び懲罰の執行を開始した場合は、この限りでない。

3 懲罰の期間が満了した場合には、遅くとも満了日の翌日の午前中に、懲罰の執行に伴う処遇を終了しなければならない。

(医師の意見聴取)

第12条 刑事施設の長は、閉居罰の執行に当たり医師の意見を聴取する場合には、その医師が被収容者等の健康状態を直ちに把握できる場合を除き、看護師又は准看護師にその状況を把握させ、その医師へ報告させるものとする。

2 前項の報告がなされたときは、その報告を受けた医師において診察の要否を判断するものとする。

3 刑事施設の医師は、診察、看護師又は准看護師の報告その他の方法により被収容者等の健康状態を把握し、意見を述べるものとする。

(懲罰等の委嘱)

第13条 刑事施設の長は、次に掲げる場合には、別記様式第13号による懲罰等委嘱書を作成し、必要な関係書類を添えて、移送先の刑事施設の長に対し、反則行為の調査又は懲罰の執行を委嘱するものとする。

- (1) 反則容疑者を他の刑事施設に移送する場合
- (2) 移送中の被収容者等が反則行為をした疑いがある場合
- (3) 懲罰を科されている被収容者等を他の刑事施設に移送する場合

2 前項第3号の場合には、移送先の刑事施設の長は、やむを得ない事由がない限り、被収容者等を収容した日から3日以内に、懲罰の執行を開始するものとする。

(記録)

第14条 刑事施設の長は、懲罰の執行の状況については別記様式第11号及び第12号に、国庫帰属処分のでん末等については別記様式第9号による反則行為に係る国庫帰属処分表に、それぞれ記録するものとする。

附 則

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成19年6月1日)から施行する。

附 則 [平成23.5.23 矯成訓3003]

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

平成22年3月

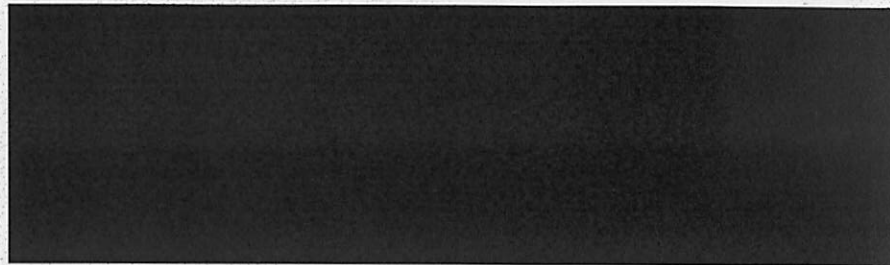
取扱注意

証拠保全対応マニュアル(抄)

第1	はじめに	1
第2	証拠保全決定がなされた旨の連絡を受けた時	1
1	適法な送達がなされていることの確認	1
2	担当者を決め指示体制を確認する	2
3	刑務所・高松矯正管区への連絡	3
4	証拠保全決定の内容の検討	4
第3	刑務所への出発	6
第4	証拠保全手続開始前の刑務所との打合せ	7
1	証拠保全の準備状況を確認する	7
2	証拠保全の対象物として提示する内容の確認	7
第5	証拠保全手続の開始から終了まで	7
1	裁判所の到着	7
2	証拠保全の実施	7
3	証拠保全の終了	8
第6	証拠保全手続終了後の事務	8
1	刑務所と事後的に打合せ	8
2	刑務所に対する依頼	8
3	期日経過報告書の作成	9
第7	個別的問題	9



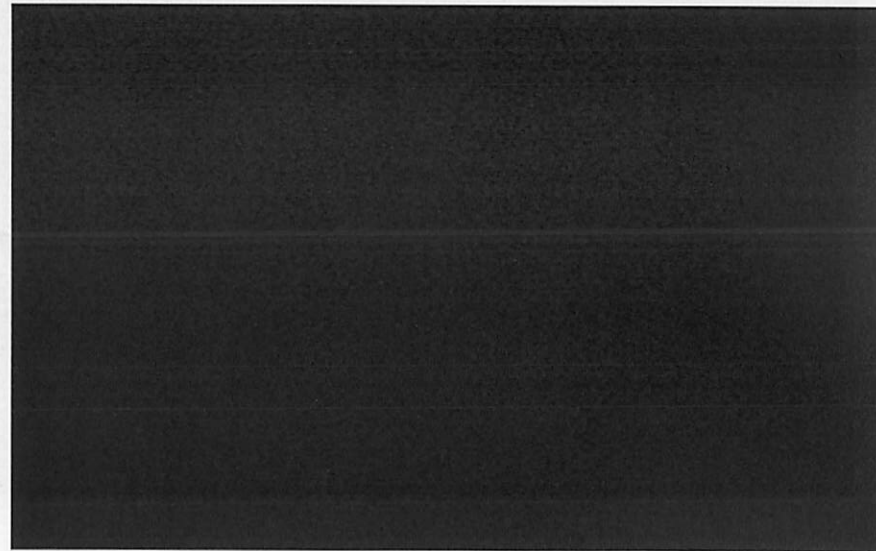
第1 はじめに

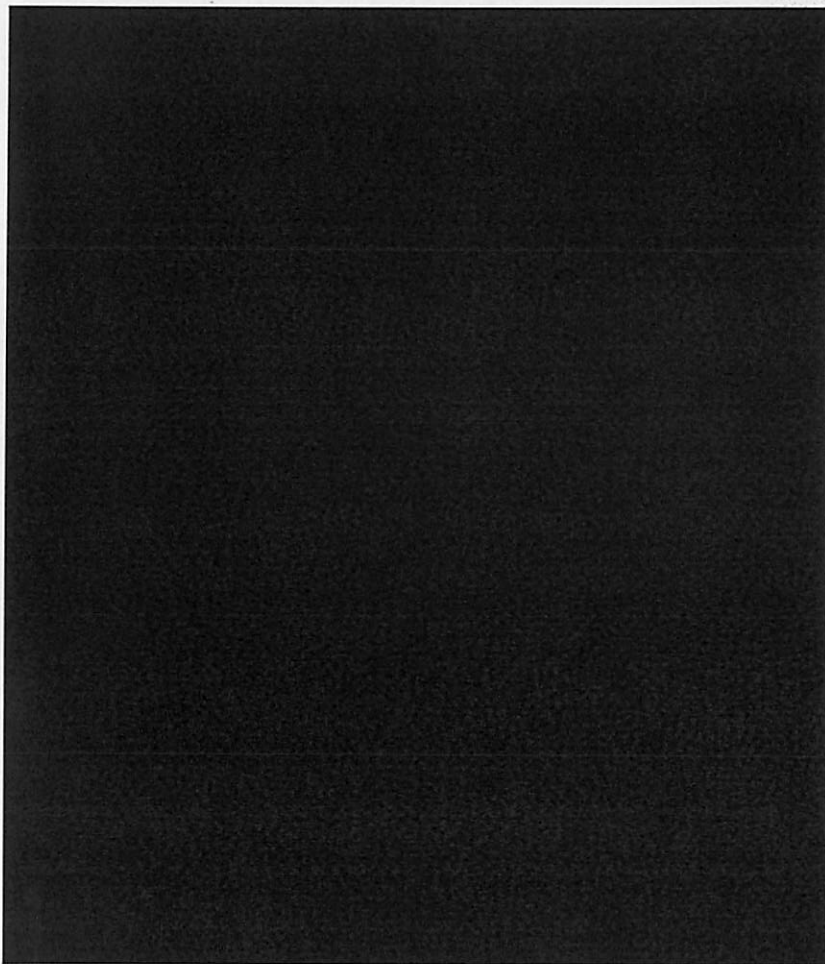


第2 証拠保全決定がなされた旨の連絡を受けた時

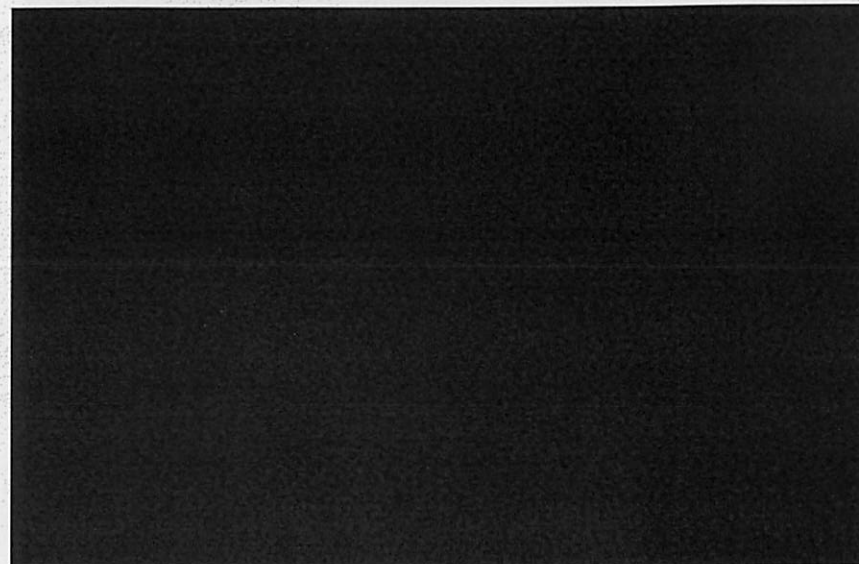


1 適法な送達がなされていることの確認

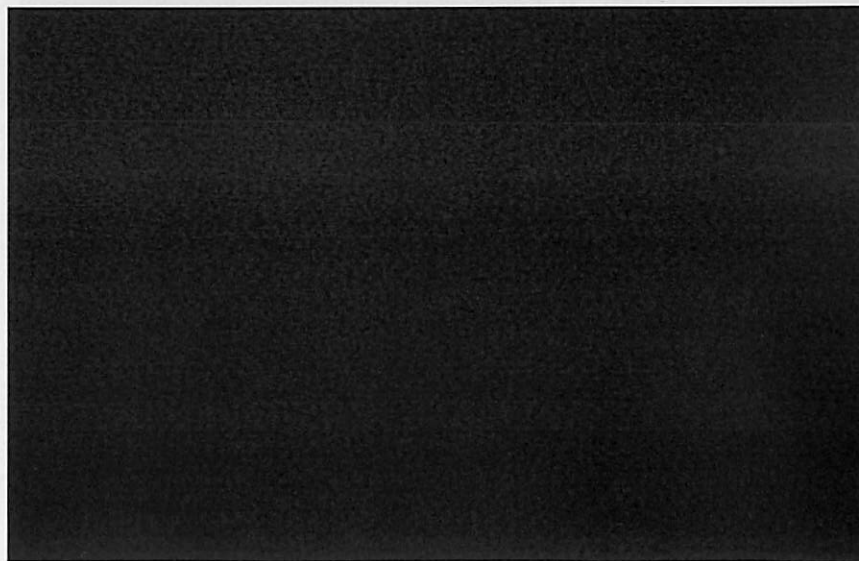


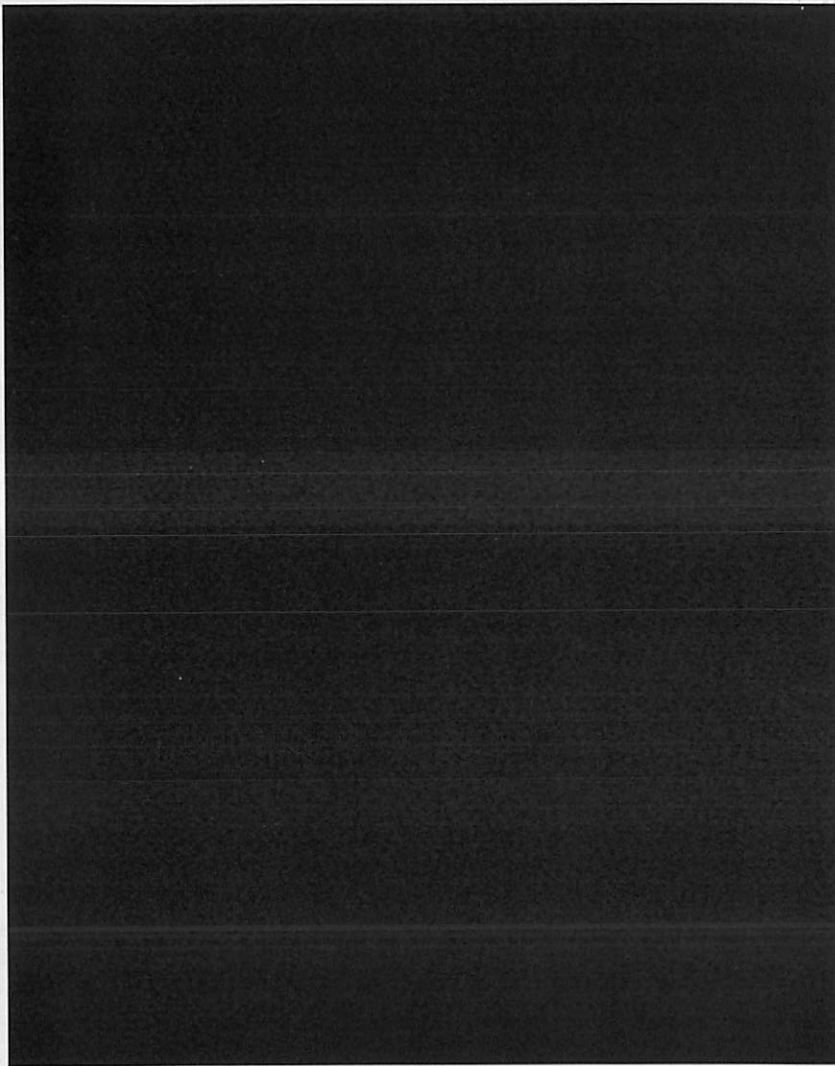


2 担当者を決め指示体制を確認する

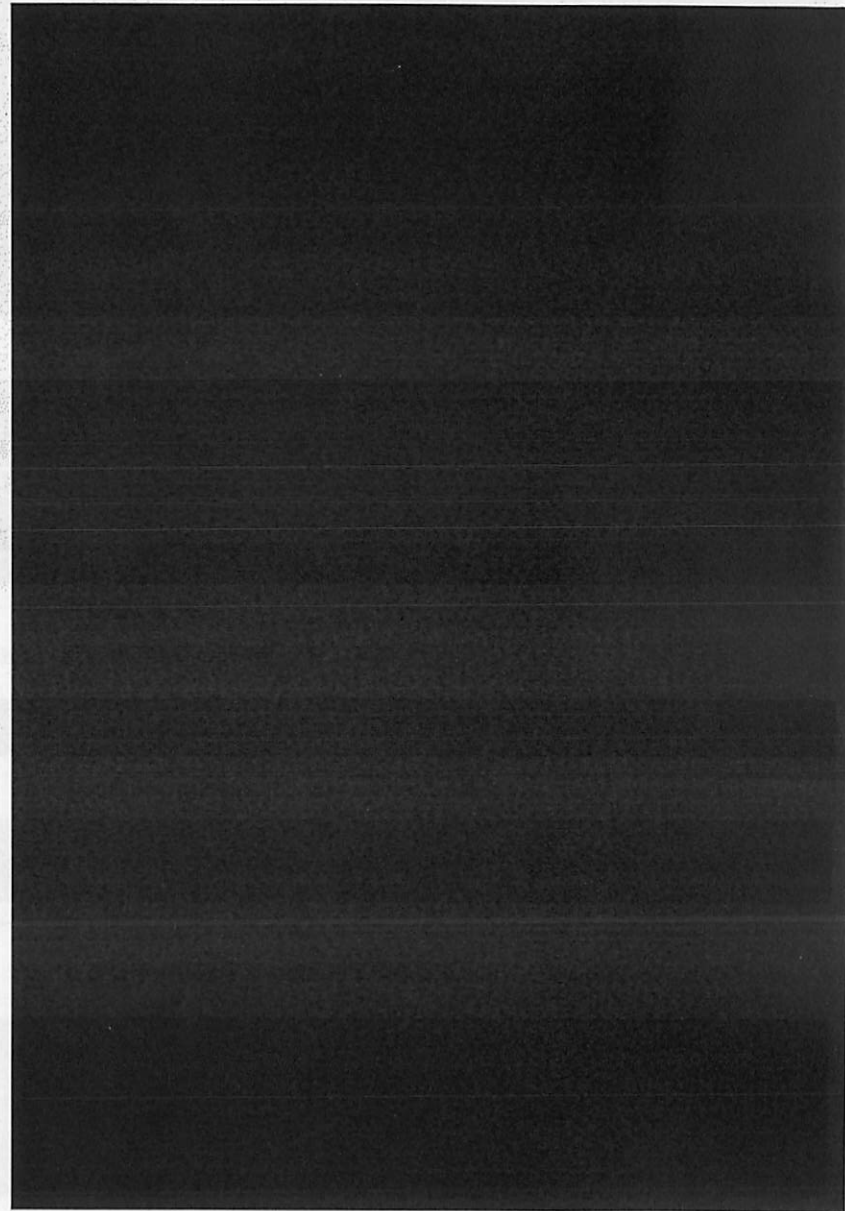


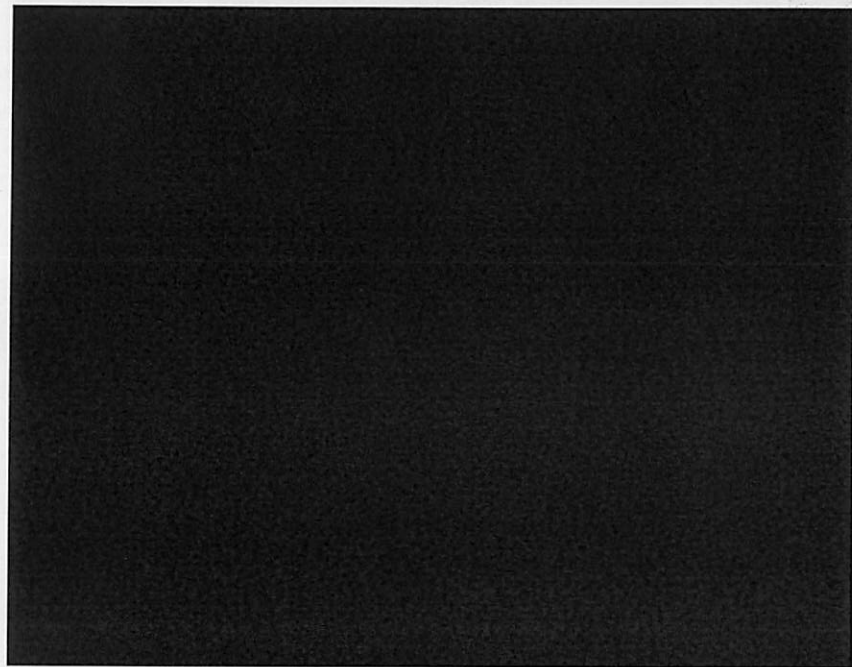
3 刑務所・高松矯正管区への連絡



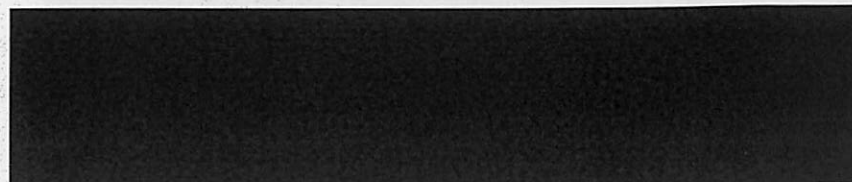
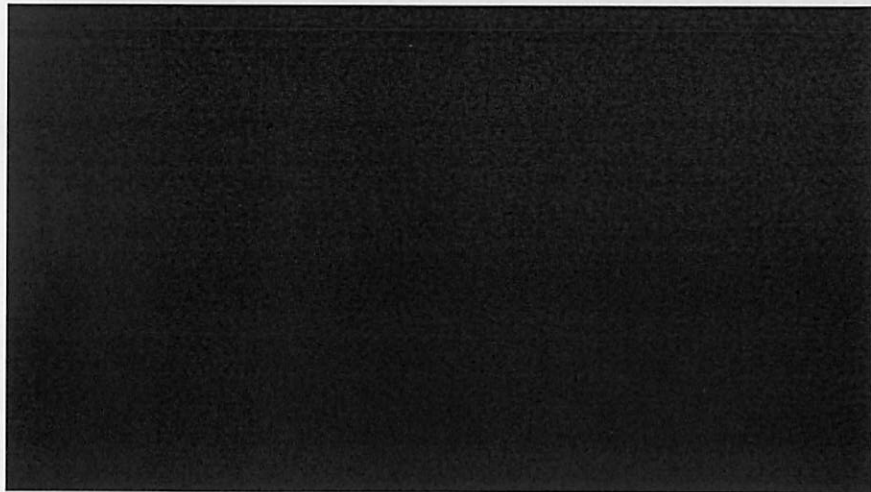


4 証拠保全決定の内容の検討





第3 刑務所への出発



第4 証拠保全手続開始前の刑務所との打合せ

1 証拠保全の準備状況を確認する



2 証拠保全の対象物として提示する内容の確認

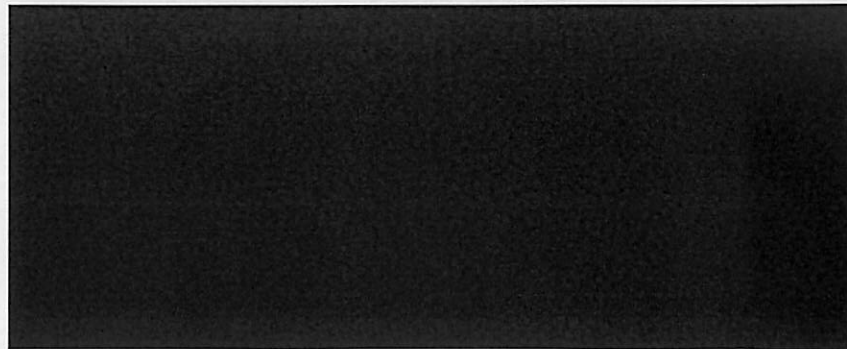


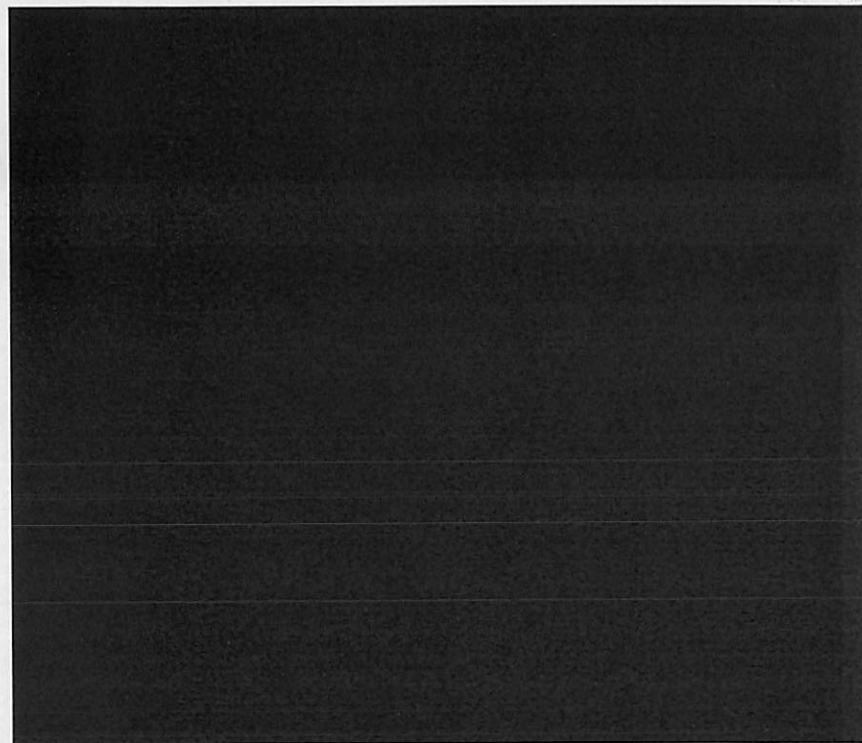
第5 証拠保全手続の開始から終了まで

1 裁判所の到着



2 証拠保全の実施





3 証拠保全の終了



第6 証拠保全手続終了後の事務

1 刑務所と事後的に打合せ

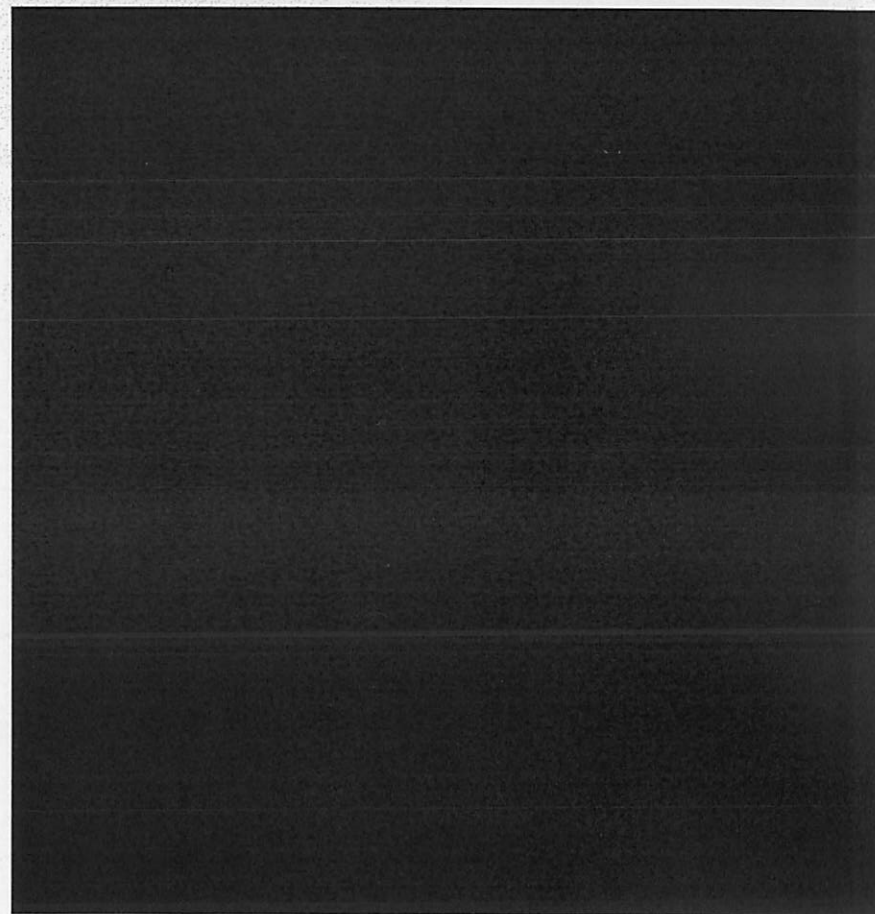


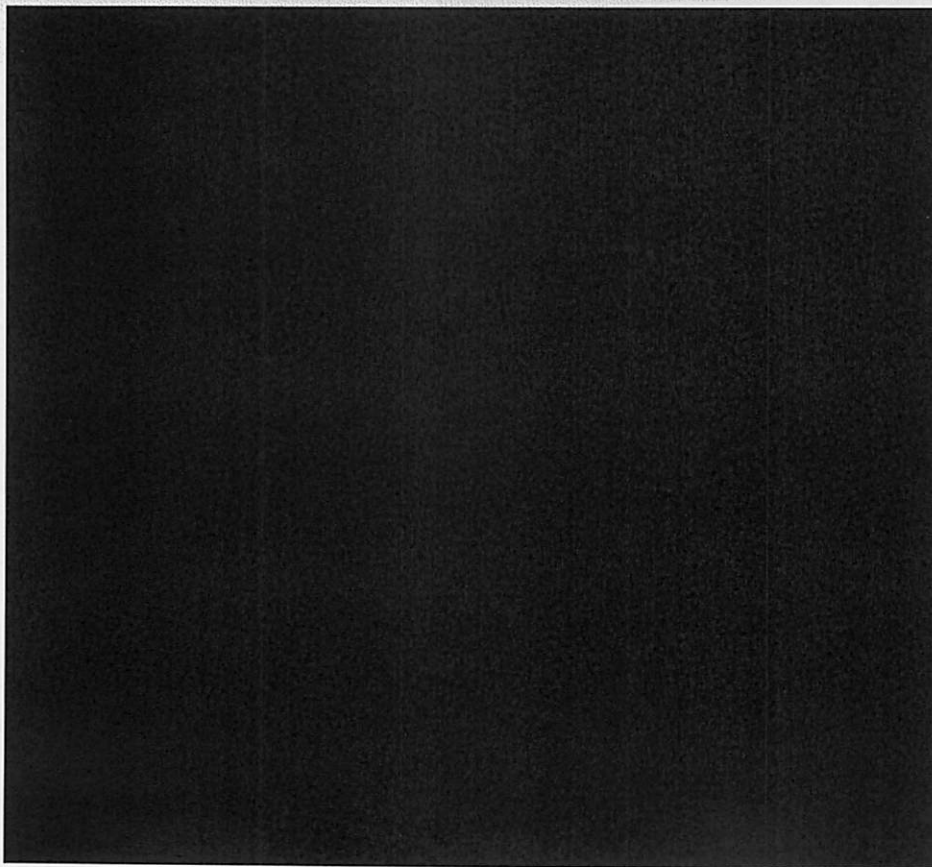
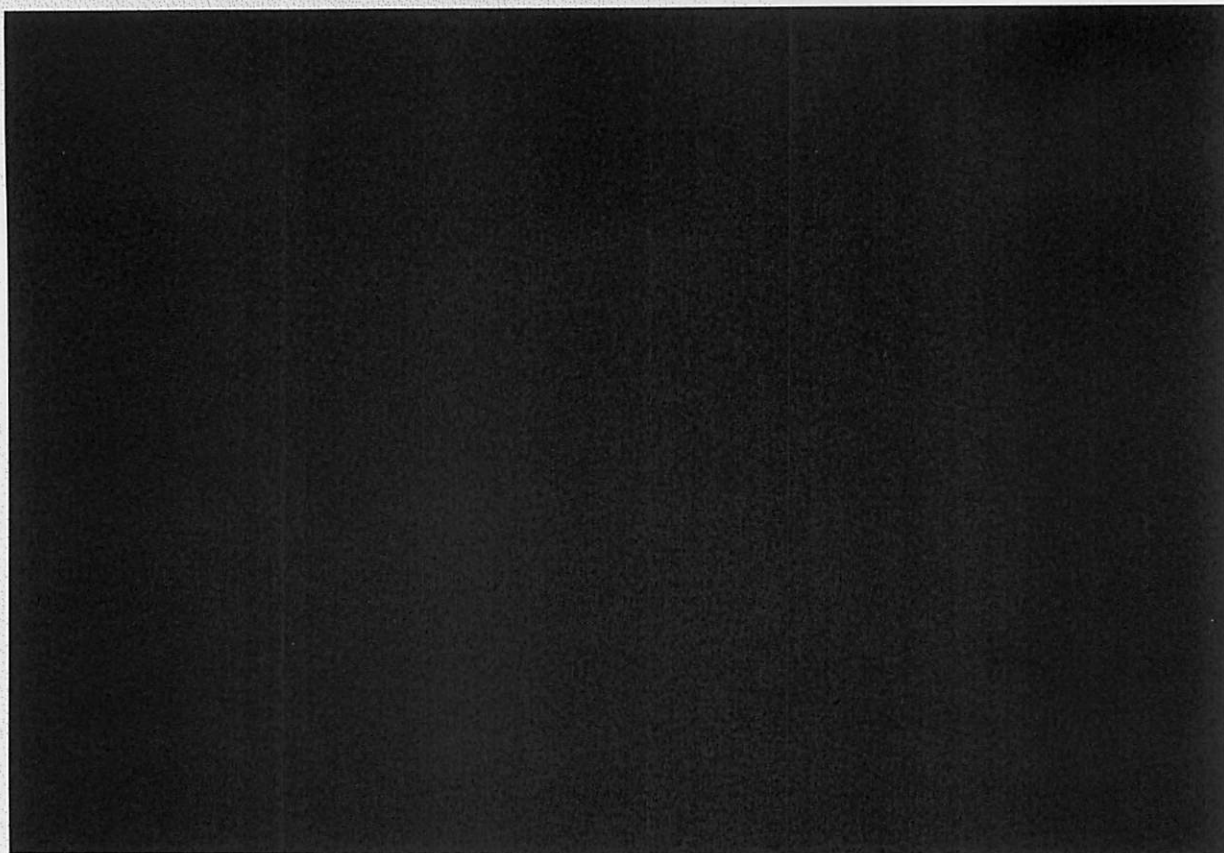
2 刑務所に対し、以下の事項を依頼する。

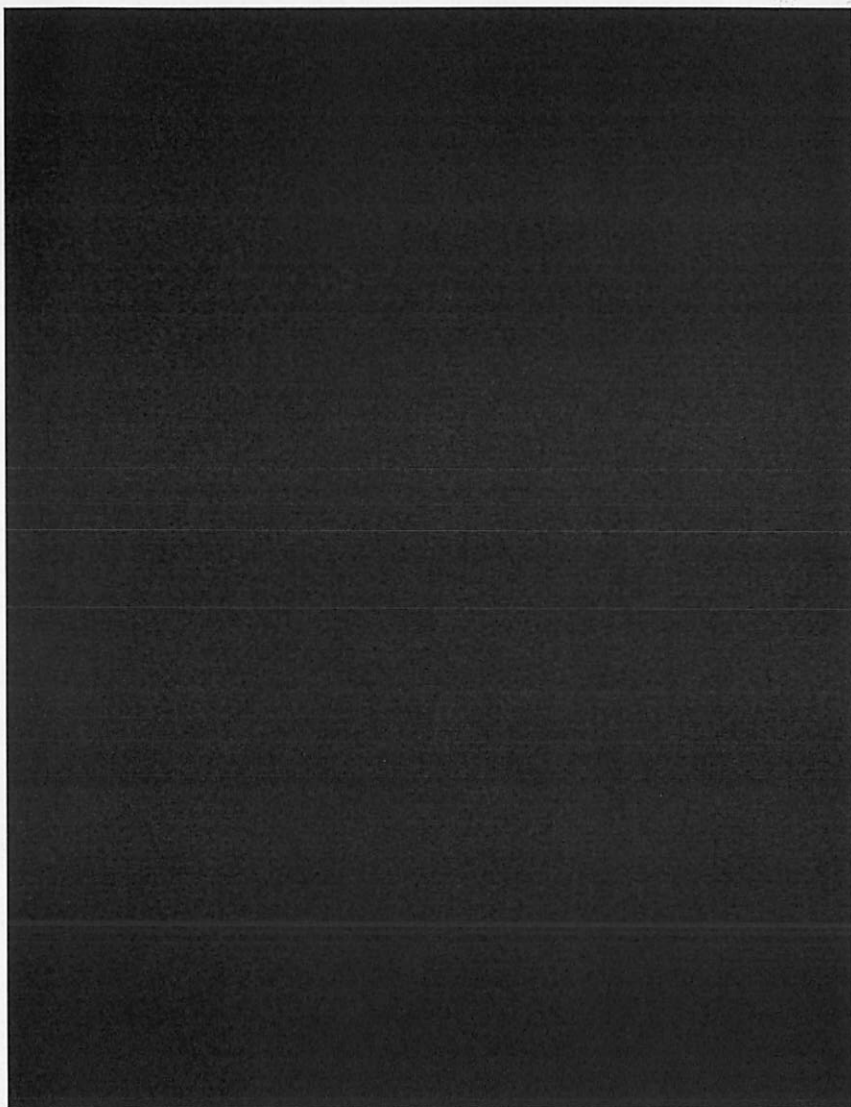


3 期日経過報告書を作成する。

第7 個別的問題







登載裁判例索引

掲載裁判索引（時系列順，最高裁判決はゴシック）

〔昭和年代〕

最高裁昭和47. 5. 25第一小法廷判決（民集26-4-780，訟月18-12-1807）	-----	228
最高裁昭和55. 12. 19第二小法廷判決（訟月27-3-552）	-----	85
最高裁昭和58. 6. 22大法廷判決（民集37-5-793，訟月29-12-2236）	-----	5, 6
最高裁昭和60. 12. 13第二小法廷判決（民集39-8-1779）	-----	6
横浜地裁昭和63. 5. 25判決（判時1295-94）	-----	245

〔平成3年～13年〕

最高裁平成3. 7. 9第三小法廷判決（民集45-6-1049，訟月38-3-499）	-----	6, 161
最高裁平成5. 9. 10第二小法廷判決（判時1472-69）	-----	86
最高裁平成6. 10. 27第一小法廷判決（判時1513-91）	-----	174
東京地裁平成6. 12. 13判決（判時1547-94，訟月41-12-2925）	-----	167
東京高裁平成7. 8. 10判決（判時1546-3，訟月42-7-1783）	-----	162
最高裁平成10. 4. 24第二小法廷判決（判時1640-123）	-----	87, 150, 218
最高裁平成11. 2. 26第二小法廷判決（判時1682-12，訟月45-10-1926）	-----	7, 210
大阪地裁平成12. 5. 25判決（判時1754-102，訟月47-4-775）	-----	255
最高裁平成12. 9. 7第一小法廷判決（判時1728-23，訟月47-2-339）	-----	153, 155

〔平成14年〕

東京高裁平成14. 2. 26判決（ XXXXXXXXXX ）	-----	136
福岡高裁平成14. 4. 16判決（ XXXXXXXXXX ）	-----	66
東京高裁平成14. 5. 22判決（ XXXXXXXXXX ）	-----	65
東京地裁平成14. 5. 22判決（ XXXXXXXXXX ）	-----	194
福岡地裁平成14. 5. 28判決（ XXXXXXXXXX ）	-----	114, 126, 136

東京地裁平成14.6.28判決 (判時1809-46)	116, 126, 129, 136, 218
東京地裁平成14.9.3判決 ()	34

〔平成15年〕

東京地裁平成15.2.13判決 (平成10年(ワ)第10130号)	66
札幌地裁平成15.3.14判決 (判時1818-158)	236
東京地裁平成15.7.15判決 ()	195
東京地裁平成15.9.1判決 ()	48
岐阜地裁平成15.9.5判決 ()	119
東京地裁平成15.9.17判決 ()	126
岐阜地裁平成15.9.29判決 ()	196
仙台地裁平成15.10.31判決 ()	196

〔平成16年〕

東京地裁平成16.3.16判決 ()	204
帯広簡裁平成16.5.18判決 ()	48
名古屋高裁平成16.5.19判決 ()	67
東京地裁平成16.6.22判決 ()	205
東京高裁平成16.7.8判決 ()	241
仙台地裁平成16.7.8判決 ()	65
東京高裁平成16.7.28判決 ()	49
徳島地裁平成16.7.30判決 ()	197
名古屋地裁平成16.8.26判決 (判時1890-91)	218
名古屋高裁金沢支部平成16.8.30判決 (平成15年(ホ)第11号,)	219, 242
東京地裁平成16.8.30判決 ()	67
東京地裁平成16.8.30判決 ()	119, 265
仙台地裁平成16.9.28判決 ()	87

神戸地裁平成16.10.18判決 ()	219
岐阜地裁平成16.10.26判決 ()	187
岡山地裁平成16.11.11判決 ()	219, 237
東京地裁平成16.11.12判決 ()	220
大阪高裁平成16.12.17判決 ()	66, 88, 205

〔平成17年〕

東京高裁平成17.1.18判決 (判時1896-98)	129
大阪高裁平成17.1.25判決 (訟月52-10-3069)	256
福岡地裁平成17.1.27判決 ()	220
金沢地裁平成17.6.6判決 ()	34, 68, 120, 220
東京地裁平成17.6.8判決 (判時1918-32, 訟月53-5-1559)	272
東京地裁平成17.7.11判決 ()	79
大阪高裁平成17.8.25判決 ()	68
東京高裁平成17.8.31判決 ()	69, 120, 129, 136, 266
徳島地裁平成17.10.14判決 ()	237
最高裁平成17.12.8第一小法廷判決 (判時1923-26)	70

〔平成18年〕

名古屋地裁平成18.1.27判決 (判時1933-102)	88
札幌高裁平成18.1.31判決 ()	35
最高裁平成18.3.23第一小法廷判決 (判時1929-37, 訟月54-4-823)	7, 179
東京高裁平成18.4.26判決 (判夕1261-179)	70
東京高裁平成18.6.21判決 ()	71, 238
大阪高裁平成18.6.21決定 (判夕1216-112)	20
名古屋地裁岡山支部平成18.7.27 ()	221
大阪高裁平成18.8.30判決 ()	239

仙台高裁平成18.9.7判決 ()	151, 180
東京地裁平成18.9.26判決 ()	71
名古屋地裁平成18.10.27判決 ()	49
東京高裁平成18.11.29判決 ()	233
東京高裁平成18.11.30判決 ()	72, 163

〔平成19年〕

広島高裁平成19.2.14判決 ()	154, 221
大阪地裁堺支部平成19.2.26判決 ()	181
大阪高裁平成19.4.10判決 ()	73, 129
名古屋高裁平成19.4.11判決 ()	122
岐阜簡裁平成19.6.4判決 ()	188
前橋地裁平成19.7.13判決 ()	35
東京高裁平成19.10.3判決 ()	130, 136
仙台地裁平成19.10.16判決 (判時1996-68)	73
名古屋高裁平成19.11.22判決 ()	123
東京高裁平成19.12.26判決 ()	132, 136

〔平成20年〕

松江地裁平成20.2.4判決 ()	206
東京地裁平成20.2.8判決 ()	189
最高裁平成20.4.15第三小法廷判決 (民集62-5-1005)	151
名古屋高裁平成20.4.16判決 ()	257
東京地裁平成20.4.18判決 ()	27
名古屋高裁平成20.6.4判決 ()	36
大阪高裁平成20.6.6判決 ()	181
東京地裁平成20.7.4判決 ()	73

福岡高裁平成20.8.28判決 ()	229
福岡地裁平成20.10.8判決 ()	50, 168
名古屋高裁金沢支部平成20.11.10判決 ()	155, 156
名古屋地裁平成20.12.16判決 ()	210

〔平成21年〕

鳥取地裁平成21.3.23判決 ()	74
福岡高裁平成21.5.14判決 (判時2061-47)	240, 246
名古屋高裁平成21.6.25判決 ()	221
東京高裁平成21.7.1判決 ()	222
東京高裁平成21.7.16判決 ()	75
名古屋高裁平成21.9.14決定 ()	20
東京地裁平成21.10.1判決 ()	157
名古屋地裁平成21.11.12判決 ()	36
福岡地裁平成21.12.3判決 ()	88, 197

〔平成22年〕

高松地裁平成22.1.14判決 ()	23
前橋地裁平成22.1.29判決 ()	198
高松地裁平成22.2.19判決 ()	51, 137, 189
高松地裁平成22.2.19判決 ()	134, 136
福岡高裁平成22.2.25判決 (判夕1330-93)	51, 258
大阪高裁平成22.2.26判決 ()	51
岐阜地裁平成22.4.12判決 ()	28, 198
京都地裁平成22.5.13判決 (平成20年(ワ)第1480号)	234
札幌地裁岩見沢支部平成22.6.22判決 ()	52
名古屋高裁平成22.6.24判決 ()	182

東京高裁平成22. 7. 20判決 ()	75
高松高裁平成22. 7. 29判決 ()	52, 190
千葉簡裁平成22. 7. 30判決 ()	53
高松高裁平成22. 8. 17判決 ()	37
岐阜地裁平成22. 9. 16判決 ()	38
徳島地裁平成22. 9. 16判決 ()	137
大阪地裁平成22. 10. 28判決 ()	222
名古屋高裁平成22. 10. 29判決 ()	127, 138
神戸地裁平成22. 11. 25判決 ()	183
福岡高裁平成22. 11. 26判決 (判タ1357-98)	76, 235
名古屋地裁平成22. 11. 30判決 ()	223
名古屋高裁平成22. 12. 2判決 ()	211
熊本地裁平成22. 12. 9判決 ()	76, 184, 190
高松高裁平成22. 12. 13判決 ()	123
仙台高裁平成22. 12. 21判決 ()	124
広島高裁平成22. 12. 21判決 ()	169

〔平成23年〕

東京地裁立川支部平成23. 1. 11判決 ()	230, 243
仙台高裁平成23. 2. 10判決 ()	184, 199
熊本地裁平成23. 3. 15判決 (判時2138-90)	28
札幌地裁平成23. 3. 28判決 ()	128, 138, 240
仙台地裁平成23. 6. 10判決 ()	200
岐阜地裁平成23. 6. 16判決 ()	191
大阪地裁平成23. 7. 20判決 ()	89
松江地裁平成23. 8. 8判決 ()	23
福岡高裁平成23. 8. 25判決 ()	200

神戸地裁平成23. 9. 8判決 (判時2132-98)	77
仙田地裁平成23. 9. 26判決 ()	124
岡山地裁平成23. 9. 29判決 ()	223
東京地裁平成23. 10. 5判決 ()	89
福岡地裁平成23. 10. 5判決 ()	206
熊本地裁平成23. 11. 9判決 ()	224
大阪高裁平成23. 11. 11判決 ()	224, 231
東京地裁平成23. 11. 29判決 ()	38
東京地裁平成23. 11. 30判決 ()	224
神戸地裁平成23. 12. 7判決 ()	225
大阪地裁堺支部平成23. 12. 13判決 ()	90
東京地裁平成23. 12. 14判決 ()	225
東京地裁平成23. 12. 20判決 ()	90
宇都宮地裁平成23. 12. 21判決 ()	90

〔平成24年〕

名古屋地裁平成24. 1. 19判決 ()	226
堺簡裁平成24. 1. 19判決 ()	270
岐阜地裁平成24. 1. 25判決 ()	186
広島高裁平成24. 1. 27判決 (平成23年(ホ)第285号)	170
岐阜地裁平成24. 2. 2判決 ()	152
宇都宮地裁平成24. 2. 16判決 ()	186
仙台高裁平成24. 2. 24判決 ()	91
千葉地裁平成24. 3. 2判決 ()	91, 191
大阪地裁平成24. 3. 2判決 ()	138
東京地裁平成24. 3. 8判決 ()	78
名古屋高裁平成24. 3. 9判決 ()	192

札幌地裁平成24.3.15判決 ([REDACTED])	-----	194
東京高裁平成24.3.21判決 ([REDACTED])	-----	91
大阪地裁平成24.3.22判決 ([REDACTED])	-----	138
東京地裁平成24.3.26判決 ([REDACTED])	-----	38
神戸地裁平成24.4.6決定 ([REDACTED])	-----	21
仙台地裁平成24.4.19判決 (平成21年(ワ)第1048号)	-----	78
新潟地裁平成24.4.27判決 ([REDACTED])	-----	187
東京高裁平成24.5.11決定 ([REDACTED])	-----	21
大阪地裁平成24.5.29判決 ([REDACTED])	-----	26
名古屋地裁平成24.6.14判決 ([REDACTED])	-----	212
岐阜地裁平成24.6.14判決 ([REDACTED])	-----	269
東京高裁平成24.6.27判決 ([REDACTED])	-----	171
名古屋高裁平成24.6.29決定 ([REDACTED])	-----	21
鳥取地裁平成24.7.17判決 ([REDACTED])	-----	273
東京地裁平成24.7.18決定 ([REDACTED])	-----	22
岐阜地裁平成24.7.19判決 ([REDACTED])	-----	39
水戸地裁平成24.8.7判決 ([REDACTED])	-----	269
仙台地裁平成24.8.28判決 ([REDACTED])	-----	125
札幌高裁平成24.8.31判決 ([REDACTED])	-----	39
大阪高裁平成24.10.25判決 ([REDACTED])	-----	246, 266

事項索引

事項索引

- [あ]
 安全配慮義務 ……………240, 244,
 245, 262, 266

 [え]
 (期日の) 延期 ……………24
 嚔下 ……………34, 40, 120, 233

 [お]
 恩恵 ……………140, 141, 143

 [か]
 外形標準説 ……………271, 273
 外国人 ……………264, 265, 266
 開披 ……………189, 193, 255
 外部医師 ……………57, 60, 66, 77, 78
 過失相殺 ……………232, 234, 236
 下付 ……………52
 仮監 ……………257
 仮出し ……………45, 51, 86
 官給 ……………30, 31, 32
 監視カメラ ……………76, 125, 219, 225, 235
 願せん ……………37, 77, 198, 200, 225, 270

 [き]
 擬制陳述 ……………24
 喫煙 ……………32
 休止 ……………24
 教育 ……………49, 188, 230, 240
 拒食 (不食) ……………68, 75, 154
 教誨 ……………97, 212
 供述調書 ……………222, 223
 緊急避難 ……………103, 114, 243

 [く]
 グレープフルーツ ……………39

 [け]
 刑執行開始 ……………35
 恵与 (願い) ……………36, 38
 検閲 ……………49, 173, 174, 176,
 189, 190, 202, 209, 253
 現金 ……………30, 36, 40, 41,
 46, 47, 50, 204, 273
 権利自由の制限 ……………3, 5, 11, 12

 [こ]
 後遺症 ……………70, 133, 239, 260, 261
 公権力の行使 ……………11, 12, 14, 58,
 59, 60, 75, 153

工場調整126
 抗告訴訟12, 13
 拘束衣76, 93, 103, 104, 106,
 107, 109, 110, 129, 235

[さ]

再審請求147, 166,
 169, 170, 252
 債務不履行58, 62, 240, 244,
 245, 246, 261
 作業報奨金17, 21
 撮影125, 128, 143, 251, 252

[し]

歯科治療74, 76
 嗜好品31, 32, 268
 自己決定権64, 78
 執行停止68, 164, 222
 指名医55, 57, 60, 74, 79
 宗教153, 212, 213
 少年院228, 234
 職務行為基準説12, 61, 93
 職務上の義務12, 13, 50, 72
 168, 245, 272
 市民的及び政治的権利に関する国際
 規約 (B規約)154, 169, 218
 書信表20, 26, 27, 256
 書面による準備手続25

人権48, 52, 93, 165,
 191, 215, 235, 266
 人権擁護49, 152, 200
 審査の申請217, 222
 新聞紙の閲覧84, 88

[せ]

制限区分123, 124, 125
 精神疾患71, 72, 76, 232
 接見禁止47, 163, 202
 接見表28
 説明義務58, 64, 71

[そ]

訴訟の準備15, 16, 21, 154,
 156, 166, 170, 214
 ソフトボール229, 236

[た]

第四種96, 123, 124
 宅下げ45, 47, 49, 53, 212

[ち]

昼夜単独室処遇125
 昼夜独居拘禁116, 118,
 119, 122, 123
 長髪66
 調髪55, 66

[つ]

通信の秘密27, 174

[て]

テレビ(カメラ)235, 256, 269
 転送義務58, 63, 64, 67, 70

[と]

当事者照会188

[は]

はがき38, 48, 188
 パソコン144, 252

[ひ]

比較衡(考)量28, 147, 167
 引渡し41, 47, 48, 186
 ひげそり55, 66
 (ビデオ)カメラ128, 144, 252
 ビデオテープ128, 256
 秘密交通権170, 249,
 251, 252, 253
 比例原則8, 93, 100, 112, 216
 便箋38, 51, 258

[ふ]

不出頭24

物品制限76, 235
 不服申立て19, 119, 215,
 217, 226, 270
 プライバシー20, 26, 27, 28, 219

[へ]

ベルト33, 234

[ほ]

法律上の障害261, 262, 267
 保管私物40, 41, 46, 47,
 48, 140, 213, 231
 補正器具33, 34, 46

[ゆ]

優遇措置96, 268, 269
 郵券36, 196

[よ]

養子縁組151, 167,
 180, 181, 187, 210

[ら]

濫訴15, 17, 18, 25, 26

[れ]

レントゲン73, 75

[ろ]

録画……………143, 147, 225, 251, 252

録音……………143, 147, 251, 252